

## 令和3年伊豆市議会6月定例会会議録目次

### 第1号（5月31日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○報告第1号の上程、説明、質疑	10
○報告第2号～報告第7号の上程、説明、質疑	12
○議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	16
○議案第43号～議案第45号の上程、説明	19
○議案第46号～議案第49号の上程、説明	23
○議案第50号の上程、説明	26
○議案第51号の上程、説明	27
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	28
○散会宣告	30

### 第2号（6月2日）

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	31
○出席議員	31
○欠席議員	31
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	31
○職務のため出席した者の職氏名	31
○開議宣告	32
○議事日程説明	32

○一般質問	3 2
青木 靖 君	3 2
小川 多美子 君	4 6
星谷 和馬 君	5 3
間野 みどり 君	6 8
三田 忠男 君	7 8
○散会宣告	9 6

### 第 3 号 (6月3日)

○議事日程	9 7
○本日の会議に付した事件	9 7
○出席議員	9 7
○欠席議員	9 7
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	9 7
○職務のため出席した者の職氏名	9 7
○開議宣告	9 8
○議事日程説明	9 8
○一般質問	9 8
波多野 靖明 君	9 8
杉山 誠 君	1 1 1
浅田 藤二 君	1 3 1
○散会宣告	1 4 0

### 第 4 号 (6月11日)

○議事日程	1 4 1
○本日の会議に付した事件	1 4 1
○出席議員	1 4 1
○欠席議員	1 4 1
○地方自治法121条により説明のため出席した者の職氏名	1 4 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 4 2
○開議宣告	1 4 3
○議事日程説明	1 4 3
○議案第43号～議案第45号の質疑、委員会付託	1 4 3
○議案第46号～議案第49号の質疑、委員会付託	1 5 6
○議案第50号の質疑、委員会付託	1 5 9

○議案第 5 1 号の質疑、委員会付託	1 5 9
○日程の追加	1 5 9
○議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 6 0
○議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 6 0
○陳情の取下げ	1 6 1
○散会宣告	1 6 2

## 第 5 号 (6月24日)

○議事日程	1 6 3
○本日の会議に付した事件	1 6 3
○出席議員	1 6 3
○欠席議員	1 6 3
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1 6 4
○職務のために出席した者の職氏名	1 6 4
○開議宣告	1 6 5
○議事日程説明	1 6 5
○議案第 4 3 号～議案第 4 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 6 5
○議案第 4 6 号～議案第 5 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 7 1
○議案第 5 0 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 7 4
○議案第 5 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 7 5
○議案第 5 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 7 6
○日程の追加	1 7 7
○議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	1 7 8
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	1 8 2
○閉会宣告	1 8 3
○署名議員	1 8 5

## 令和3年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第1号)

令和3年5月31日(月曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第 6 報告第 2号 令和2年度伊豆市一般会計予算の繰越しの報告について
- 日程第 7 報告第 3号 令和2年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第 8 報告第 4号 令和2年度伊豆市一般会計予算の事故繰越しの報告について
- 日程第 9 報告第 5号 令和2年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第10 報告第 6号 令和2年度伊豆市水道事業会計予算の繰越しの報告について
- 日程第11 報告第 7号 令和2年度伊豆市下水道事業会計予算の繰越しの報告について
- 日程第12 議案第42号 専決処分の報告及びその承認について(伊豆市税条例等の一部改正)
- 日程第13 議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)
- 日程第14 議案第44号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- 日程第15 議案第45号 令和3年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)
- 日程第16 議案第46号 伊豆市固定資産評価審査委員会条例及び伊豆市火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第47号 伊豆市税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第49号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第50号 市道路線の廃止について
- 日程第21 議案第51号 伊豆市指定金融機関の指定について
- 日程第22 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（16名）

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新聞康之君
総務部長	伊郷伸之君	危機管理監	稲村俊一君
市民部長	加藤博永君	健康福祉部長	栗山信博君
産業部長	滝川正樹君	建設部長	山田博治君
建設部理事	白鳥正彦君	教育部長	佐藤達義君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	永沼健一
主査	杉本優美		

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和3年伊豆市議会6月定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小長谷順二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。14番三田忠男議員、15番永岡康司議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小長谷順二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月24日までの25日間といたします。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月24日までの25日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決定いたしました。

### ◎諸般の報告

○議長（小長谷順二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員からの法に基づく月例出納検査結果並びにその他、議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございます。

次に、2月9日に提出された議会運営委員会にて継続審査としていた「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての陳情書」については、総務経済委員会に審査を要請いたします。

また、4月2日に提出されました「白岩の湯に関する陳情」については、本定例会の提出議案に陳情書の内容に答える補正予算案が含まれているため、お手元に陳情の写しを配付いたしました。

過日行われました三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会について報告の申出がありますので、これを許します。

4番、飯田大議員。

[4番 飯田 大君登壇]

○4番（飯田 大君） おはようございます。

三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会の報告をいたします。

三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会が、5月21日金曜日午後3時より三島市役所で開催されましたので、その報告をいたします。

伊豆市からは永岡議員、小川議員と私の3名が出席いたしました。

この運営委員会について申し上げますが、3市で構成される協議会運営委員会に提案される議案について、事前に意見や確認をする場でございます。

構成委員は三島市議会から4名、伊豆市、伊豆の国市の議会からそれぞれ3名、計10名で構成され、豊岡三島市長の司会進行で進められました。

議案は、1、令和2年度事業報告について、2、令和2年度歳入歳出決算認定について、3、令和3年度補正予算案についてでありました。

1の事業報告では、民間業務への業務委託により、住民記録業務や税務業務など基幹業務の中核部分の電算処理を共同で実施しました。また、一部業務のクラウド化、ネットワークの整備、社会保障・税番号制度への対応、3市の要望による電算システムの導入及びコンピューター機械の更新等を実施しました。次に、業務組織と人事が示されました。

2の決算認定では、協議会規約第23条の規定により、令和2年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会歳入歳出決算6億7,052万6,000円、歳出6億1,135万8,000円を、監査委員の意見をつけて会議の認定に付することとされました。

3の補正予算ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,902万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億4,059万3,000円とすることです。

以上、協議会にかかる3議案が提起され、いずれも原案のとおり確認されました。

これをもちまして三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で諸般の報告を終わります。

### ◎行政報告

○議長（小長谷順二君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 令和3年伊豆市議会6月定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルスワクチン接種については、市内の医療関係者に対する接種は、4月下旬に終了しました。

現在、65歳以上の皆様に対する接種を、今月10日から集団接種により開始しております。昨日、30日までの予約者数は9,725人、対象者数の78%になります。また、6,149人、49%の方が第1回目の接種が終了いたしました。本日から第2回目の接種が始まっており、7月末までに65歳以上の皆様の接種が完了する見込みです。

また、高齢者施設等の入所者及び従事者への接種につきましても、今後65歳以上の方々と並行して進めるほか、基礎疾患をお持ちの方や64歳以下の皆様の接種予約も順次開始する予定です。

本年3月の定例会において承認いただきました新型コロナウイルス感染症の影響に伴う追加経済対策についての実施状況を報告いたします。

まず、一定程度の割合で売上げが減少した事業者に対する地域経済応援給付金（第2弾）については、3月17日から申請の受付を開始したところ、今月25日現在、申請件数は442件で、その内訳は、飲食業90件、卸売・小売業67件、宿泊業57件などとなっております。

次に、市内飲食店の支援を目的としたプレミアム付商品券「食っ得券（第2弾）」につきましては、市内122の飲食店に御登録いただき、4月1日から3,000円分の飲食券1万冊の販売と利用を開始したところ、4月23日に完売いたしました。利用期限である本日5月31日までに、販売した1万冊、券にして3万枚のほぼ全てが利用されるものと見込んでおります。

また、宿泊事業者支援と市民によるマイクロツーリズム促進を目的とした宿泊割引クーポン券につきましては、市内69の宿泊事業者に御登録いただき、3月25日から希望者に対し



5,000円の割引クーポン券3,000枚の配布を開始したところ、4月19日には全ての配布が終了しました。利用期限である本日までの最終的な利用者は、これまでの利用実績と予約状況などから1,200ないし1,300人程度になると見込んでおります。

さらに、高齢者のワクチン接種会場までの移動負担の軽減や公共交通事業者の支援として、高齢の方、障害のある方、妊婦を対象とした高齢者等バス・タクシー・鉄道共通利用券の配布につきましては、対象者約1万3,400人に、3,000円の共通利用券を3月31日に発送いたしました。利用状況については、4月末現在、約4%となっておりますが、利用期限の12月末までには、一定程度の市民の方々が利用されるものと見込んでおります。

これらの事業については、短期間の事業ではありましたが、多くの市民の皆様にご協力いただき、一定の成果があったものと考えております。市といたしましては、引き続き、商工・観光関係団体等と連携しながら、市内の経済活動の維持に全力で取り組んでまいります。

2つ目に、東京2020大会について。

東京2020オリンピック競技大会の開催まで、いよいよ2か月を切りました。去る4月に、修善寺駅周辺や市内要所に、のぼり旗や横断幕によるシティドレッシングを施し、大会の機運を盛り上げるとともに、昨日30日には大会開催50日前イベントを市内の日本競輪選手養成所において開催し、参加いただいた約180人の市民の皆様と大会の成功に向けた決意を新たにしたところです。

また、来月25日の聖火リレー開催時には、市内の全ての小学生と中学生による沿道応援を予定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響で、海外観戦客の受入れが断念され、国内も含めた観戦客の上限も未確定な状況ですが、市といたしましては、今後、様々な事情変更が生じた場合にも適切かつ迅速に対応できるよう、開催準備の総仕上げに全力を尽くしてまいります。

3つ目に、総合計画の策定について。

第二次伊豆市総合計画につきましては、去る21日の全員協議会でも報告させていただいたとおり、現在、後期基本計画を策定しております。

今回の後期基本計画の策定に当たりましては、基本構想に計画の方針を明記するとともに、拠点地区ごとの将来構想を明示するなどの必要な見直しを行うとともに、市の現状や地域特性を踏まえた実効性のある計画としたいと考えております。

今後、基本構想の見直しについて9月議会にお諮りさせていただいた上で、総合計画審議会における審議内容や、各界各層の皆様からの御意見を計画に盛り込みつつ、9月下旬を目途に、後期基本計画を策定したいと考えております。つくり方は、今までとがらっと異なった分かりやすい計画をつくるように指示をしておりますので、ぜひ、期待してお待ちいただければと思います。

4つ目に、地域づくり推進事業について。

さきの3月定例会において、財産の無償貸付けを承認いただきました旧土肥小学校の利活

用につきましては、現在、仮開校に向けた調整を進めております。

当初のスケジュールでは、6月頃、仮の開校をする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、8月上旬の仮開校に向けて再調整しており、今年度後半にかけて校舎改修を行った上で、来年4月の本開校を目指し、今後、鋭意準備を進めてまいります。

市民による様々なまちづくり活動への支援、地域コミュニティの核づくり、地域で活躍する人材育成といった地域の魅力を高めるための市民活動を重点的に支援するため、今年度の組織改編により地域づくり課を創設いたしました。

4月以降、市内で活躍する人材や活動内容を把握するためのヒアリングを実施するとともに、まちづくり活動に取り組む方々が相互に関わり、交わりながら地域を盛り上げるためのプラットフォームを形成する取組を進めているところです。

今後とも、市民、NPO、市民活動団体、事業者など多様な人々が主役となり、市民参加による市民と行政との協働のまちづくりを目指し、今後、取組を一層強化してまいります。

大きな5つ目に、健全な行財政運営に向けた取組について。

まず、公共施設の適正化です。

将来に向けた安定的な行政サービスを維持していくため、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画と、平成30年度に策定した公共施設再配置基本方針に基づき、今年度は個別施設ごとの用途廃止や民間譲渡、集約・複合化に向けた議論を進めてまいりたいと考えております。

市民の皆様には、今月19日から市内4か所で実施したタウンミーティングにおいて、公共施設を見直すことの重要性や必要性についての考え方を説明させていただいたところであります。

今後引き続き、市民の皆様の御意見を伺いながら、再配置計画の策定に取り組み、公共施設の適正化を図ってまいります。

タウンミーティングにおいては、出席された市民の皆様から、この方向性についての御意見は特段ございませんでした。

次に、事務事業の包括的アウトソーシングについて。

市では、昨年度から地方自治体公民連携研究財団の協力の下、職員が実施している業務を包括的に民間に委託する包括的アウトソーシングについて検討を重ねてまいりました。

その結果、業務水準の向上や事務の効率化を図るため、所管部署にかかわらず、複数の施設の維持管理業務を一括して発注する包括的な施設の管理業務委託を進めるとともに、業務の効率化や市民サービスの向上を図るため、窓口業務につきましても、委託可能なものは包括的に民間委託したいと考えております。

今後は、民間委託に当たっての市場調査を実施するとともに、他の自治体を参考に制度設計を行い、来年度からの包括的アウトソーシング実施に向け、9月定例会において債務負担行為等の所要の議案をお諮りする予定です。できることから、来年度の4月から実行に移し

てまいりたいと考えております。

6番目に、懸案事業の進捗状況について。

まず、新中学校の建設です。日向地区に建設を予定しております新中学校については、昨年度に建築と土地造成の基本設計が完了し、今年度は各教室の造りや設備などについての詳細な設計を行う予定です。

また、有識者や地区の代表、保護者の代表、各学校の校長などで開校準備委員会を立ち上げ、校名や制服、PTAの組織づくりなど、開校に向けた準備にも入るほか、児童生徒が安全かつ円滑に登下校できるよう、通学方法についても十分な検討を行ってまいりたいと考えています。

今後とも、保護者や市民の皆様に進捗状況を適切にお知らせするとともに、幅広く御意見を伺いながら、事業を着実に進めてまいります。

次に、(仮称)日向公園の建設について。

日向地区の防災公園につきましては、新中学校建設予定地の南側約4ヘクタールの農地を活用した計画を進めており、昨年度に基本計画を策定いたしました。

当該公園においては、災害時には、日向地区をはじめとする近隣住民の一時避難地として、また、救助・救援段階においては、自衛隊など災害支援機関の活動拠点として、さらに、復興・復旧段階には、応急仮設住宅建設のための用地として活用することを想定しております。

また、平常時には、市民の憩いの場やレクリエーションの場所となるよう、市の中心部を流れる狩野川の景観を生かした園路や広場を整備するほか、子供たちが遊べる広場などを配置することにより、市民に親しまれる公園にしたいと考えております。

今年度は、事業実施に向けて実施設計と用地測量を進めるとともに、都市公園としての都市計画決定の手続きを進めてまいります。

次に、新ごみ処理施設の建設について。

佐野地区において進めております新ごみ処理施設の建設につきましては、本年4月末現在の進捗率は約11%であり、おおむね計画どおり進捗しております。

7月頃からは、ストーカ炉本体や焼却灰搬送コンベア等の大型の機器の搬入、設置が始まるとともに、それに並行して建屋の建設を進める予定です。

また、本ごみ処理施設の建設と並行して、準用河川待沢川上流に整備する国の直轄砂防事業第1砂防堰堤が来年3月完成予定であり、また、県道修善寺天城湯ヶ島線の拡幅工事につきましても、施設入り口付近は稼働開始に合わせた令和4年度に完成予定となっております。

引き続き、周辺環境に配慮しつつ、早期の施設完成を目指してまいります。

次に、リサイクルセンターの建設についてですが、新リサイクルセンターについては、昨年度に測量調査を行い、整備基本計画を策定いたしました。

本年度は、生活環境影響調査と地質調査を行うとともに、施設の基本設計及び焼却施設の解体撤去に係る仕様書の作成を行うこととしており、施設の完成は令和6年度を予定してお

ります。

なお、新ごみ処理施設同様、近隣市町との連携、協働により事業を進めることがお互いの利益に資することから、今後の建設推進に当たっては、伊豆の国市との連携についても模索してまいりたいと考えております。

次いで、平和寺環境汚染問題への対応ですが、宗教法人平和寺本山を相手として、市が提起した損害賠償請求訴訟につきましては、4月30日に第1回公判が開かれ、次回公判は7月2日が予定されております。本訴訟における審理を通じて、平和寺側の社会的責任を厳しく追及するとともに、市が被った損害の回復を進めてまいります。

また、平和寺本山敷地内から流出している土砂及び廃棄物等を撤去するための作業道が今月12日に完成し、17日からは、流出防止柵に堆積した廃棄物交じりの土砂の撤去を開始したところです。今後、流出防止柵の増設やかさ上げを行うとともに、水質検査等も継続して実施してまいります。

去る21日に、市や地元団体等で構成する平和寺環境汚染問題対策協議会が県庁を訪問し、難波副知事に対し、「廃棄物の不法投棄の事実認定」及び「柿木川及び狩野川の水質の安全の確保」を要望いたしました。副知事からは、「行政処分等の法的な対応を検討しており、近いうちに実行したい。水質検査についても継続していきたい。」との回答をいただきました。

今後とも、国や県、関係団体等と連携し、事案の最終的な解決に向けて、強い覚悟を持って取り組んでまいります。

次に、中伊豆交流センター及び修善寺老人憩いの家について。

中伊豆交流センターについては、ボイラーの部品が調達できず、修理ができないため休業しておりましたが、ユニットの交換により修理が可能であることが判明いたしましたので、施設の再開に向け、本議会に所要の予算をお諮りさせていただいております。

また、修善寺老人憩いの家に係る温泉施設につきましては、3月定例会で御報告申し上げたとおり、ボイラーや貯湯タンク、配管など施設全体の老朽化により安定したサービスが提供できないことから、現在、温泉施設の部分を休業しております。今後、修繕費を含めた費用対効果や公共施設の適正化に関する議論を勘案しつつ、利用者の皆様の御意見も十分伺った上で、施設の存否について結論を出したいと考えております。

伊豆市美術館について。

伊豆市所蔵の日本画等の美術品の展示、活用に向けては、これまでも地域の皆様にも参画いただきながら美術館建設準備委員会や美術館建設推進委員会において、検討を重ねてまいりました。

昨年度は、コロナ禍の状況を踏まえ、検討業務を延伸いたしました。今年度は、規模や運営手法等の具体的かつ多面的な比較検討を含め、美術館の在り方を検討し、基本構想を取りまとめる予定となっております。

基本構想の策定に当たっては、建設費だけではなく、維持管理経費も含めた今後の財政負担にも十分留意しながら、真に市民に愛される美術館の在り方を幅広く検討してまいります。

最後に、GIGAスクール事業の推進について。

昨年度は、本事業の取組として、市内の全児童生徒用に1人1台端末を整備するとともに、春休みを利用して導入の操作研修を行いました。

今年度は、市の情報支援員のサポートを受けながら、先生と生徒の情報共有や意見交換への活用、デジタル教材を活用した授業を始めております。

今後は、グループ学習での意見集約やクラス全員での情報の共有化、個々の端末でのデジタル教材の活用など、より効果的な場面での活用に向けたサポートも行っていくほか、長期休業等での家庭への端末の持ち帰りについても、準備を進めてまいります。

なお、GIGAスクール授業については、我々行政あるいは教育委員会にもこの分野での専門家がおりませんので、人材の確保にしっかり取り組みながら、将来に向けた教育の在り方そのものについても、教育委員会と検討を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で行政報告を終わります。

#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（小長谷順二君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第1号について提案理由を申し上げます。

本件は、令和3年2月9日に発生した消防団員による消防活動、これは夜警の巡視でございますが、その最中の交通事故に伴う和解及び損害賠償の額が決定したため報告するものです。

消防団員の事故ということで、消防団長から改めて安全運転、安全確認の励行、注意の徹底を団員に指示したところでございます。

詳細について、危機管理監に説明させます。

○議長（小長谷順二君） ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

危機管理監。

〔危機管理監 稲村俊一君登壇〕

○危機管理監（稲村俊一君） おはようございます。

それでは、私から報告第1号の補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

今回の事故でございますが、損害賠償の額19万8,484円、相手方につきましては、伊豆市熊坂にお住まいの方となります。事故の発生日時ですが、令和3年2月9日午後8時15分頃で、発生場所は相手方のお住まいの敷地内でございます。

事故の概要でございますが、まず場所の確認ということで、4ページをお願いします。位置図でございます。場所としましては、非常にちょっと分かりにくいと思いますが、伊豆の国市さんになりますが、大仁ボウルさん、国道136号線から降り、大仁ボウルさんの前を通り、百笑の湯さんから来ます県道葦山伊豆長岡修善寺線と交差します。こちら交差点から100メートルほど南側住宅地で、丸で表示したところが事故発生場所になります。

事故発生場所を拡大した地図が5ページの事故状況図となります。事故の概要につきまして、事故状況図で説明させていただきます。

2月9日は、夜警巡視中で、車両①で進入してきましたが、道路は左右ともに行き止まりのため、車両を方向転換させる必要があり、②右に一度ハンドルを切り、③で後進させ、その際、安全確認不十分のため、④消防車両左側後部が相手側民地敷地内に駐車中の相手車両左側後部に接触したという状況でございました。乗車している人もいません。けが人もなく、警察に届出を行いました。

和解の内容としましては、3ページに戻っていただきまして、双方の過失割合を、伊豆市100%、相手側ゼロ%ということで、今回損害賠償の額を決定するものでございます。

今後の対応としまして、誘導員の配置、周囲確認の徹底や夜警巡視ルートの見直しをお願いをさせていただきました。

補足説明につきましては以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で報告を終わります。

これより報告第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

質疑をさせていただきます。

時折、こういうような交通事故が起きますので、かつて以前に、後退、バックするときは必ず誘導員をつけるというようなお話があったように記憶しておりますけれども、ただいまの説明では、今後という話でありましたけれども、これは徹底されていなかったのでしょうか。また、今後は徹底の方法についてしっかりした手段が取られるのか、よろしく御説明をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 先ほど、今後の対応ということで説明をさせていただきました。

が、議員のおっしゃるとおり、これまでも徹底という部分で後進をしたりとかする場合については、誘導員を必ず配置するようというので、お願いをさせていただいておりました。これにつきましては、大変申し訳なく、今回も同じような事故ということで、再度という意味で、今後の対応ということで説明をさせていただきました。

徹底の方法なのですが、これまでもやってきたのですが、車両の運転席の見えるところにシールとして、後進をしたりバックしたりするときには必ず誘導員をつけろという、テプラ等で表示をさせていただくということで、各車両にそのようなことを徹底をさせていただいております。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はございますか。

杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） なかなか表示だけでは徹底し切れないということと、少しだからということで、つい一人でバックしてしまう場合もあると思うのですけれども、こういった接触された相手方の方にとっては、車両の損害は賠償されるにせよ、代車を借りるなり非常に不便を被るわけですので、市役所としてこういうことが本当に起こらないような徹底の方法を徹底していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 何か答弁はありますか。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 議員の御指摘のとおり、今後もう一度、再度団員のほうに団長を通じまして、各方面隊ごと、団員が事故の起こらないよう徹底のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） これで質疑を終結いたします。

#### ◎報告第2号～報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（小長谷順二君） 日程第6、報告第2号 令和2年度伊豆市一般会計予算の継続費の繰越し報告についてから、日程第11、報告第7号 令和2年度伊豆市下水道事業会計予算の繰越しの報告についてまでの6件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第2号から報告第7号までの6件について、一括して提案理由を申し上げます。

報告第2号から報告第5号までは、いずれも地方自治法施行令の規定に基づき報告するも

のです。

報告第2号は、令和2年度の一般会計予算の継続費に関する通次繰越額について、報告第3号は、令和2年度の一般会計予算の繰越明許費に関する繰越額について、報告第4号は、令和2年度の一般会計予算の事故繰越に関する繰越額について、報告第5号は、令和2年度の公共用地取得事業特別会計予算の繰越明許費に関する繰越額について、それぞれ報告するものです。

報告第6号及び報告第7号は、地方公営企業法の規定に基づき、令和2年度水道事業会計及び下水道事業会計予算の繰越額を報告するものです。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明させます。

○議長（小長谷順二君） ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、私のほうから報告第2号から報告第4号まで、補足説明をさせていただきます。

議案の9ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度伊豆市一般会計予算継続費繰越計算書を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、8款土木費の市道越路嵐山線改良工事になります。平成30年度から令和3年度の4年間の設定による継続費でございます。継続費の総額が4億5,600万円、令和2年度の予算現額が2億6,100万6,640円、令和2年度中の支出済額が2億4,967万円ということで、差引残高の1,133万6,640円を通次繰越しとして、令和3年度に繰越しをいたします。

続きまして、報告第3号、繰越明許費の報告についてでございます。

議案の13ページをお開きいただきたいと思います。

こちらが、令和2年度に繰越明許費の設定をお認めいただき、令和3年度に繰越しを行う事業の一覧でございます。

設定額を全額繰り越すものを除いて、説明をさせていただきます。

上から5つ目、2款総務費の総合計画策定事業になります。こちら明許費の設定が873万8,000円に対し、令和2年度中に17万800円の支出ございましたので、残りの856万7,200円を翌年度に繰越しをいたします。

その下、同じく総務費の東京オリンピック・パラリンピック事業でございます。こちらも明許の設定額が3,385万1,000円、令和2年度中に横断幕等の都市装飾等の支出を行いましたので、その支出残高の3,302万7,100円を翌年度に繰越しをいたします。

その下、4款衛生費になります。土砂廃棄物流出対策事業でございますが、こちら平和寺関連のものになります。明許設定額が3,472万2,000円に対し、作業道それから流出防止柵等の支出をいたしましたので、残額の3,192万7,000円を翌年度に繰越しをいたします。

2つ飛びまして、7款商工費でございます。第2回地域経済応援給付金事業でございます。



明許費の設定額が1億2,256万円、令和2年度中の支出済額が800万円ございましたので、残額の1億1,456万円を翌年度に繰越しをいたします。

1枚めくっていただきまして、14ページを御覧いただきたいと思います。

上から2つ目、8款土木費の市道整備事業になります。こちら明許設定額が1億9,308万2,000円、令和2年度中の支出額が3,631万2,000円ございましたので、残額の1億5,677万円を翌年度に繰越しをいたします。

それから、1つ飛びまして、同じく8款土木費、伊豆縦貫道湯ヶ島土地利用計画調査設計業務委託になります。こちらの設定額が1,000万円に対し、981万1,500円を翌年度に繰越しをいたします。

それから、2つ飛びまして、同じく土木費の牧之郷駅周辺整備事業でございます。こちら明許設定額が8,000万円に対し、翌年度に7,962万10円を繰越しをいたします。

2つ飛びまして、9款消防費でございます。松原公園津波避難複合施設実施設計業務委託になります。こちら明許の設定額が1億795万6,000円に対し、支出済額の425万7,000円を差し引いた1億369万9,000円を翌年度へ繰越しをいたします。

それから、2つ飛びまして、11款災害復旧費でございます。農地災害復旧事業でございますが、設定額の640万円に対し、令和2年度中の支出済額を除いた416万円を繰越しをいたします。

また、1つ飛んで、同じく災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業は、2,848万円の設定額に対し1,853万円、それから最後の河川災害復旧事業につきましては、1,162万円に対し、775万円を翌年度に繰越しをさせていただきます。

それから、報告第4号、事故繰越しの報告でございます。

お手元の議案の19ページを御覧いただきたいと思います。こちらが事故繰越しの計算書になります。

事故繰越しにつきましては2件ございます。いずれも災害復旧費になりますが、1つ目が農業用施設災害復旧事業ということで、令和元年災の水路工事6件になります。こちらは支出負担行為額が1億5,948万1,600円、支出済額が8,744万1,600円で、支出未済額の7,204万円を令和3年度に繰越しをさせていただきます。

こちらの理由でございますが、この復旧事業を行う際に資材搬入に国有林内を使用するわけですが、森林管理署との協議に不測の日数を要したということで、年度内の完了が困難となったことによるものでございます。

それから、もう一つが、同じく災害復旧費の公立学校施設の災害復旧事業になります。こちらは、天城中学校でございます。支出負担行為額が8,325万3,500円、令和2年度中の支出済額が7,888万6,500円、差引きの支出未済額が436万7,000円ということで、この未済額を令和3年度に繰越しをさせていただくものでございます。

こちらの理由といたしましては、現場となる天城中学校の土地が軟弱な地盤で、作業効率

が非常に悪くて、年度内の完成が困難となってしまったということが主な理由になります。

私のほうからの補足は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、報告第5号の公共施設用地事業特別会計の繰越明許の報告をさせていただきます。

議案書の23ページをお願いいたします。

こちらの繰越しにつきましては、令和2年12月補正でお願いしたものでございます。駅前の県道の将来的な改良工事に向けた代替用地としての先行取得、旧マルサン薬局になります。こちら3,900万円の設定額に対し、繰越額3,900万円でございます。

現時点での状況でございますが、3月15日に相手方と物件の売買代金3,832万1,500円で覚書を締結してございます。現在、コロナの影響によりまして、ワクチン接種が終わり次第、物件の引渡しができるということで、現状6月末までに契約をして、7月末までに引渡しを受けると、そういう予定になっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 次に、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から報告第6号と報告第7号について、補足説明いたします。

まず、報告第6号 令和2年度伊豆市水道事業会計予算の繰越しの報告について、補足説明いたします。

27ページをお願いします。

水道事業会計の繰越金額は1,199万円でございます。

内訳としまして、令和2年12月16日に大東電機株式会社と請負金額1,199万円で契約した令和2年度水道事業熊坂中継ポンプ場他送配水設備改修工事となります。本工事の施工箇所は、熊坂中継ポンプ場、雲金浄水場、田沢取水場で、そのうち田沢取水場のポンプ更新の試運転を実施しようとしたところ、取水場と浄水場を結ぶテレメーターによる監視制御装置が故障していたため、試運転を実施することができず、年度内に完成することができない状況となったため、予算の繰越しをいたしました。工期につきましては本年4月23日までとし、既に完成しております。

続きまして、報告第7号 令和2年度伊豆市下水道事業会計予算の繰越しの報告について説明いたします。

31ページをお願いします。

下水道事業会計の繰越金額は総額で1億6,292万2,000円でございます。

事業別に、上段の管渠建設事業の繰越額は1億5,292万2,000円となります。内容としまし

て、大平地区の管渠布設工事に9,539万6,000円、加殿地区の実施設計業務に5,752万6,000円となります。

大平地区の管渠布設工事につきましては、掘削における転石の除去に不測の日数を要したため、繰越しするものでございます。完成につきましては6月中を予定しております。

加殿地区実施設計業務につきましては、管渠及びポンプ場の施設能力の検討をするに当たり、関連する新中学校事業及び公園事業の諸元の把握など、事業調整に日数を要するため、繰越しするものでございます。完成につきましては、本年11月中を予定しております。

次に下段に、処理場改良事業の繰越額1,000万円です。内容につきましては、湯ヶ島クリーンセンター改築設計業務でございます。下水道事業の推進を図るため、国庫補助事業の令和2年度第3次補正予算を要望し、当該業務を追加発注するため繰越しするものでございます。完成につきましては、令和4年3月中を予定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で報告を終わります。

これより報告第2号から報告第7号までの6件について、質疑を行います。

初めに、報告第2号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第3号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第4号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第5号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第6号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第7号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第12、議案第42号 専決処分の報告及び承認について（伊豆市

税条例等の一部改正)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第42号について提案理由を申し上げます。

今回専決処分したものは、令和3年3月31日に公布された地方税法と、それに関する政令等の改正に伴い、伊豆市税条例等の一部を改正するものでございます。

改正法の施行日が令和3年4月1日とされているため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項に基づき報告し、議会の承認を求めますのでございます。

詳細について、市民部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） それでは、議案第42号 専決処分の報告及び承認について補足説明をさせていただきます。

議案書33ページ、新旧対照表は41ページとなります。説明のほうは新旧対照表によって、主な改正点について説明させていただきます。

議案書41ページをお願いいたします。

まず、第29条の2及び第29条の3については、地方税務手続のデジタル化に伴い、手続の簡素化の観点から、個人市民税に係る給与所得者及び公的年金受給者等の扶養親族申告書の提出につきまして、申告書に記載すべき事項の要件を満たすことにより、地方税共通納税システムによる扶養親族申告書の提出については、所轄の税務署長の承認手続を要しないものとするものでございます。

続きまして、41ページ下段第56条から次ページ第57条までは、退職所得申告書においても、同様に電子提出に係る所轄税務署長の承認手続を要しないことを規定しております。

続きまして、43ページから44ページ、附則第20条は固定資産税の課税標準の特例につきまして、法律改正による項目削除等による項ずれの対応となります。

同じく44ページ下段、附則第23条は、固定資産税課税標準については土地の価格を評価替えから3年間据置きとしておりますが、下落修正などの特別な事情があった場合には、年度ごとに価格修正を行うことを規定しております。また、この特例措置の適用期間を令和4年度または令和5年度分にも延長するものでございます。

続きまして、45ページ中段、附則第24条から47ページ附則第26条は、固定資産税に係る宅地、商業地及び農地の課税標準について、本来評価額と課税標準額は同額ですが、税負担の

上昇が緩やかになるよう、法令に定める本来の課税標準額に年々近づける負担調整措置を講ずる特例期間を令和2年度までとしておりましたが、令和5年度まで延長するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症による納税者の負担減に配慮するため、令和3年度分限り、固定資産税の課税標準額が増加する土地について、令和2年度分のまま据え置くこととしております。

次に、48ページの附則第32条の2は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日とするとともに、この間に取得した軽自動車税に係る税について、環境性能割の税率を1%軽減するものでございます。

引き続きまして、49ページ、附則第32条の7は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定し、かつその特例期限を2年間延長するものでございます。

続きまして、51ページ、附則第46条は、新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた場合の住宅借入金等特別税額控除が拡充及び延長するもので、対象年度を、令和15年度までだった各年度の個人市民税を令和17年度までに、居住年の規定の令和3年までを令和4年までに延長するものでございます。

最後に、53ページ、54ページの伊豆市税条例等の一部を改正する条例の一部改正は、改正条例第2条のうち、法人の市民税の申告納付について規定いたしています第45条第10項、第46条第4項、第48条の改正規定について、改正に合わせた項ずれの措置となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） これより議案第42号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第42号の討論に入ります。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第42号 専決処分の報告及び承認（伊豆市税条例等の一部改正）について、

採決いたします。

本件を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第42号は承認されました。

ここで後ろの時計で10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時44分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎議案第43号～議案第45号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第13、議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から、日程第15、議案第45号 令和3年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第43号から議案第45号までの3議案について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第43号は、新型コロナウイルス感染症予防として、市内小中学校及び義務教育学校へアルコール消毒液などの消耗品や二酸化炭素濃度測定器などの備品を配備するため326万円を計上したほか、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画の改訂支援業務委託に430万円、確定申告受付支援システム改修業務委託に127万円、中伊豆交流センター白岩の湯温泉ボイラー改修工事に182万円、放課後児童クラブ運営委託料の増額分130万円をそれぞれ計上しました。

他方、定期人事異動に伴う人件費を減額したことから、総額4,915万円を減額することとし、歳入歳出予算額を220億9,090万円とするとともに、併せて年度内完了が困難と見込まれる同報系防災行政無線整備事業について繰越明許費の設定をお願いするものです。

議案第44号は、県への納付金額の確定による保険事業納付金の減額や定期人事異動に伴う人件費などの補正をお願いするもので、総額3,810万2,000円を減額し、歳入歳出予算額を40億3,589万8,000円とするものです。

議案第45号は、定期人事異動に伴う人件費などの補正をお願いするもので、総額264万円を増額し、予算額を7億6,555万8,000円とするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第43号について、総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、私から議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について補足説明をさせていただきます。

お手元の議案とともに、こちらの市章が入った令和3年度6月補正予算という資料も併せて御覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

先ほど市長からの提案理由にもございましたとおり、今回の補正は4月1日の定期人事異動に伴う人件費の補正が主なものとなります。

まず、議案の101ページを御覧いただきたいと思います。

こちらが給与費明細書ということで、こちらのほうに一般職の表がございます。

(1)の総括ということで、4月1日付の定期人事異動に伴いまして、左の上、職員数というところを御覧いただきたいと思います。正規職員が12名の減、それから真ん中の括弧書き、会計年度任用職員が9名の増、それから太い括弧、再任用短時間勤務職員が1名増ということに伴いまして、給与費、それから共済費が減額となっているというものでございます。

それから、こちらの市章の入っている資料の6ページを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうが、科目別の職員数ということで、一般会計に係る議会費から学校給食費まで、それぞれの科目に対する職員数ということで一覧が書いてございますので、こちらのほうをまた後ほど御覧いただきたいと思います。

それから、議案に戻っていただきまして、56ページを御覧いただきたいと思います。

まず、今回の補正の第1表ということで、歳入歳出予算補正ということで、56ページ、57ページに歳入歳出の表がございます。款、項ごとの予算額の補正状況を記載してございますので、こちらのほうをまた参考にしていただきたいと思います。

それから、1枚めくっていただきまして、議案の58ページを御覧いただきたいと思います。

こちらが、第2表の繰越明許費でございます。

こちらは、9款消防費の同報系防災行政無線の整備事業に係るものでございます。

こちらの設定の理由といたしまして、同報系防災行政無線の整備工事を行うに当たりまして、屋外拡声子局の建て替えが必要となり、当初の設計において建て替え本数の見込みを出しておりました。しかし、その後、機器の仕様が確定し、再度強度計算をしたところ、ほかにも強度不足の支柱が明らかとなりまして、結果として建て替え本数が大幅に増えたということでございます。これによりまして、施工期間が年度内に終了する見込みが立たなくなったことから、工期を延長するために繰越明許費の設定をお願いするものでございます。金額

といたしましては、9億502万5,000円となっております。

それから、人件費以外の主な補正でございますが、議案の67ページを御覧いただきたいと思っております。

2款総務費の財産管理費、5目の財産管理費になります。公有財産管理事業の公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託料430万円です。こちらは、平成29年3月に策定いたしました伊豆市公共施設等総合管理計画について、総務省の通知に基づき、令和3年度中に見直しを行うものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、69ページを御覧いただきたいと思っております。

同じく2款総務費の賦課徴収費でございます。地方税電子申告管理事業の中の申告受付支援システム改修業務委託料126万3,000円でございます。こちらは、令和2年度の税制改正に伴いまして、今年度中に令和3年度の確定申告の受付支援システムの改修を行う必要が生じました。今回、補正をさせていただきますと、今年度中に作業を行わせていただきたいということでございます。

それから、議案の73ページを御覧いただきたいと思っております。

1番下、3款民生費、6目の国民健康保険事業費でございます。国民健康保険特別会計繰出金405万円でございます。こちらは、定期人事異動によりまして、国民健康保険事務の職員の給与費が増額となるため、国民健康保険特別会計への繰出金を増額するものでございます。

それから、1枚まためくっていただきまして、75ページをお開きいただきたいと思っております。

3款民生費の9目福祉施設管理費でございます。中伊豆交流センターの管理事業の温泉ボイラー改修工事181万3,000円です。こちらは、本年1月からボイラーの故障によりまして休止している、この中伊豆交流センターの入浴施設の再開に向けまして、ボイラーの改修を行うものでございます。それに対する工事費として、181万3,000円を計上させていただいております。

それから、議案の77ページ、また1枚お開きいただきたいと思っております。

3款民生費の児童福祉総務費の放課後児童クラブ運営事業でございます。放課後児童クラブの運営委託料を130万円増額をさせていただいておりますが、放課後児童クラブにおきまして、4月から支援員の加配が必要となる児童の入所がございました。それに伴いまして、支援員の2名の加配をする必要が生じたので、人件費の相当額の委託料130万円を増額をさせていただくというものになります。

それから、ちょっと飛びまして、94ページ、それから97ページを御覧いただきたいと思っております。

10款教育費の2項の小中学校費から4項の義務教育学校費まででございます。

それぞれ新型コロナウイルス対策事業ということで、消耗品費、それから施設備品購入費を計上させていただいております。こちらにつきましては、市内の小中、あと義務教育学校



の児童生徒、それから教職員の新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、アルコール消毒液等の消耗品、それから、二酸化炭素濃度の測定器などの備品をそれぞれ購入をさせていただいて、配備をしたいということでございます。

一般会計の補正予算に対する補足説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第44号について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） それでは、議案第44号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

議案書は、103ページから117ページになります。

今回の補正は、職員の定期異動に伴う人件費の調整と、静岡県から国民健康保険事業費納付金の金額確定に伴う補正となります。

歳入歳出それぞれ3,810万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億3,589万8,000円とするものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

議案書の110ページ、111ページをお願いいたします。

3款1項1目保険給付費等交付金の県繰入金を301万4,000円を減額し、5款1項1目、先ほど総合政策部長が説明のとおり、一般会計からの繰入金、職員の給与費等繰入金を405万円増額いたします。それから、5款2項1目繰入金の国民健康保険事業基金繰入金を3,913万8,000円減額するものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

議案書の112ページ、113ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、職員の定期異動に伴うもので、一般会計の繰入金と同様405万円の増額、県からの国民健康保険事業費納付金の確定に伴いまして、3款1項1目一般被保険者医療給付費分2,684万7,000円、3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分1,530万8,000円をそれぞれ減額いたします。3款3項1目介護納付金分3,000円を増額し、全体で40億3,589万8,000円とするものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第45号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から議案第45号 令和3年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）について、補足説明をさせていただきます。

119ページをお願いします。

今回の補正予算は収益的支出の増額を行うものでございます。

収益的支出につきましては、令和3年4月1日付の人事異動に伴い、給料、手当等の再計算を行い、営業費用における人件費が264万円の増額となります。

収益的支出の予定額を5億5,309万5,000円から5億5,573万5,000円に補正するものでございます。

また、第3条で流用禁止経費である人件費の補正であるため、議会の議決を経なければ流用できないため、同額の補正を行うものでございます。

125ページをお願いします。

3の給料及び手当の状況で、(3)級別職員数の補正前、補正後を御覧ください。

補正前、下段ですけれども、1級主事で当初予算を計上しておりましたが、補正後、上の段になりますけれども、補正後は3級主任となったため、その金額となります。

以上で補足説明は終わります。よろしくをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第45号までの3議案に対する質疑は、6月11日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第46号～議案第49号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第16、議案第46号 伊豆市固定資産評価審査委員会条例及び伊豆市火入れに関する条例の一部改正についてから、日程第19、議案第49号 伊豆市介護保険条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第46号から議案第49号まで、4議案について一括して提案理由を申し上げます。

議案第46号は、押印の見直しに伴い、押印を規定している2条例について改正するものです。

議案第47号は、地方税法等の法律の一部改正に伴い、個人所得税の非課税の範囲の明確化など、所要の改正を行うものです。

議案第48号は国民健康保険税について、議案第49号は介護保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる減免措置を、それぞれ令和2年度に引き続き、令和3年度分においても対象とするため改正するものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第46号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第46号 伊豆市固定資産評価審査委員会条例及び

伊豆市火入れに関する条例の一部改正について、補足させていただきます。

まず、固定資産評価審査委員会条例でございますが、こちらの条例につきましては、地方税法に基づき、固定資産の価格に関する不服、こちらの審査の手續を規定しております。

審査申出者の負担軽減ということで、申出書への押印、こちらに関する規定を削除するものでございます。

また、行政処分に対する不服申立ての一般法として行政不服審査法がありますが、そちら行政不服審査法におきましても、政令の改正によって押印が廃止されております。

まず、133ページの第4条第4項に、審査申出書に押印しなければならないという規定がございます。こちらの第4項を削ります。

次の134ページ、こちらが口頭審理をする場合の口述書につきましても、提出者の署名押印を求めていましたが、こちらを削除しております。

なお、事務局が作成する調書、議事録等に関する押印の規定がございます。例えば134ページの第8条の第8項に、「前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。」ということで、こちらの内部の事務的な書類の作成につきましては、署名押印についてはそのまま残すと。あくまでも市民の方等の申出書は署名押印を削除しますが、事務局が作る場合の書類については残すと。

この趣旨でございますが、この調書につきましては、審査の議事録、調書になるわけですが、その内容が正しいものである確認が必要でございます。当然、この調書につきましては、審査申出人が閲覧することもできますし、最終的に固定資産評価審査委員会の決定に不服がある場合は、審査の決定取消し訴訟にも発展するというのもございますので、審査の調書や議事録につきましては、作成した書記及び委員の署名押印をそのまま残すということにさせていただきます。

続いて、135ページの火入れに関する条例でございます。

こちらは、森林法の規定に基づいて、森林に接近している周囲1キロメートルの範囲内で、今はあまり行われていないのですが、開墾の準備や焼き畑、害虫駆除などで火入れをする場合に許可を得る手續になります。

この135ページの第2条に、この条例において火入れの許可申請書の様式を定めてございます。136ページでございますが、こちらに火入許可申請書を条例上定めてございますが、今回申請者の押印廃止に伴いまして、条例自体に申請書とかの様式を定めている条例もあまりないものですから、様式につきましては、規則で定めて、今回この条例からは外すということで、基本的には押印廃止になるということでございます。

私からは以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第47号及び議案第48号について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） 議案第47号 伊豆市税条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書は139ページ、新旧対照表は141ページからとなります。

説明のほうは、新旧対照表のほうでさせていただきます。

141ページをお願いいたします。

まず、第15条ですが、税制改正により30歳以上70歳未満の国外居住親族は、留学生、障害者等を除いて扶養控除対象となる扶養親族に該当しない見直しが行われました。これを受け、個人市民税の均等割、非課税限度額の算定に係る扶養親族の範囲を明確にするため、「16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。」の記載を追加するものでございます。

引き続きまして、第24条ですが、認定特定非営利活動法人等が行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附金の範囲について、追加規定を設けるものでございます。

引き続きまして、第29条の3では、個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について、第15条と同様に、国外居住親族の取扱いの見直しにより、扶養親族の範囲を16歳未満の者とするものでございます。

引き続きまして、142ページ、附則第12条ですが、内容は第15条と同様、税制改正による国外居住親族の取扱い見直しに係る個人市民税の所得割の非課税限度額の算定に係る扶養親族の範囲の明確化のため、「16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。」の記載を追加しております。

最後に、附則第13条ですが、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、その期間を令和4年度までを5年延長し、令和9年度までとするものでございます。

引き続きまして、議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正の補足説明をさせていただきます。

議案書145ページ、新旧対照表は147ページとなります。

新旧対照表を御覧ください。

附則第14項は、新型コロナウイルス感染症による減免特例制度に対する財政支援の期間が延長されましたことから、減免特例制度を令和3年度分も対象とするため、納期限を令和4年3月31日に改正するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第49号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 栗山信博君登壇〕

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、私からは議案第49号 伊豆市介護保険条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書149ページをお願いいたします。

こちらの内容につきましては、国民健康保険税条例の一部改正と同様となります。新型コ

コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等を理由として、介護保険料の減免を受けようとする場合の納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間となっておりますが、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分においても減免を行うため、附則第9項の一部を改正するものです。

改正部分につきましては、151ページの新旧対照表を御覧ください。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第49号までの4議案に対する質疑は、6月11日開催予定の本会議において行います。

### ◎議案第50号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第20、議案第50号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第50号について提案理由を申し上げます。

本提案は、市道わらべ橋線の主要施設であるわらべ橋について、安全な通行が確保できないため、この市道を通行止めしておりました。今後について検討した結果、安全性及び経済性や景観を考慮するとともに、一般通行の用に供する必要がなくなったことにより、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道認定を廃止するため、同条第3項で準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、この議案については、市道の廃止という小さな橋の廃止で粛々と御審議いただきたいのですが、議会の皆様におかれましては、これをきっかけにぜひ湯ヶ島の将来構想について、併せて御検討いただく機会になればと思います。

まずは、出会い橋を平成21年に架け直しました。同じ木造の橋で、わらべ橋も木造だったわけですが、男橋、女橋で男女が出会い子供ができるという構想で、湯ヶ島の風情に合ったとてもよい事業であったと思いますが、いずれも木造の橋で、長い期間の供用には耐えられないというようなことが現状でございました。

さらに、私が市長になった後、このような出会い橋あるいはその後、雪で落ちた大滝のつり橋の架け替えなどもありましたし、天城会館の温泉事業の凍結、天城湯ヶ島支所の転用等々、様々な課題があった中で、湯ヶ島は将来は、自然と文学と温泉を3本柱としてまちづくりを進めていったらいかがでしょうかという提案をずっとしてまいりました。

その中で、その大切な自然景観の中で、地元の方々がほとんど解体していた中で残っていた、市が持っている施設がこのわらべ橋でした。私が市長になった頃は、まだぎりぎり通る

ことができたのですが、最後御覧になった方はあのような状況で大変残念ではございました。

改めて、湯ヶ島地区の宝であるあの溪谷をどのように観光のお客様に散策していただくのか、一つの考えるきっかけだと思います。

これを廃止しても、鈴ヶ淵のつり橋、大滝のつり橋、出会い橋、それから2つの旅館にそれぞれ橋がございまして、やはり、実はつり橋の名所なんです。そして文学の郷は今、改めてやり直しているところです。そして温泉事業も、源泉が1本しかないという本当にぎりぎりの状態で経営を進めている状況で、極めて不安定な構造的課題がございまして。

今回の議案は、あくまでもこのわらべ橋、市道路線の廃止という議案なのですが、これはすごくシンボリックな事業に私には映っております、ぜひ、あの地域の将来をしっかりと見据えた議論のきっかけになればと期待しているところでございます。

詳細について、建設部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから議案第50号 市道路線の廃止について補足説明をさせていただきます。

議案書の153ページをお願いします。

本議案は、市道わらべ橋線の廃止をお願いするものでございます。

154ページに位置図、155ページに平面図になります。平面図、155ページで説明しますと、北側に県道伊東西伊豆線、南側に市道向原線、その間を結ぶ市道わらべ橋線になります。その間には一級河川持越川が流れております。

同路線の道路施設であるわらべ橋は、平成5年に建設した木造の橋でございます。平成26年度以降、老朽化により躯体の腐食が著しく、安全な通行が確保できないと判断したため、通行止めを行ってまいりました。その後、安全性、経済性や景観の阻害等を検討する中、湯ヶ島地区のランドデザイン策定会議より撤去の提案を受け、総合的に判断し、一般通行の用に供する必要もないことから撤去を決定し、令和3年3月に撤去工事を完了しました。これに伴い、機能を失った当該路線の認定の廃止を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号に対する質疑は、6月11日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第51号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第21、議案第51号 伊豆市指定金融機関の指定についてを議題

といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第51号について提案理由を申し上げます。

本市の指定金融機関でありますスルガ銀行株式会社との指定契約が本年12月31日をもって満了いたします。

輪番制により、次期指定金融機関である静岡銀行株式会社へ依頼をしたところ、派出手数料等条件が合わなかったことから、静岡銀行株式会社と合意の下、輪番順を1回見送ることとなりました。

これに伴い、その次の三島信用金庫を指定金融機関として指定するため、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定期間は令和4年4月1日から令和5年12月31日までの2年間といたします。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号に対する質疑は、6月11日開催予定の本会議において行います。

ここで暫時休憩とします。

これで当局からの議案審議は終了しました。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時24分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（小長谷順二君） 日程第22、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、市議会議員から選出すべき議員のうち、欠員となっております3人について、静岡県下の市議会議員の中から選挙を行うものです。

お諮りいたします。

この選挙は、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、静岡県下の全ての市議会議員の選挙における得票総数により当選人を決定することになります。

したがって、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及

び当選人への告知は行えません。このため、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小長谷順二君） ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に16番、杉山誠議員及び1番、小川多美子議員を指名いたします。

次に、候補者名簿につきましては、既に配付してありますので、御確認ください。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙はもう配ってあるよね。

投票は単記無記名です。

配付漏れはありませんね。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 配付漏れはなしと認め、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（小長谷順二君） ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼にて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われるので、議席番号順に1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（小長谷順二君） 投票を終わります。

開票を行います。

杉山誠議員、小川多美子議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（小長谷順二君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち、熱海市議会議長、竹部隆君 16票です。



以上です。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、6月2日午前9時30分から開会し、一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の青木靖議員から発言順序5番の三田忠男議員まで行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、6月8日の正午までと  
なっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時32分

## 令和3年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第2号)

令和3年6月2日(水曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
総務部長	伊郷伸之君	危機管理監	稲村俊一君
市民部長	加藤博永君	健康福祉部長	栗山信博君
産業部長	滝川正樹君	建設部長	山田博治君
建設部理事	白鳥正彦君	教育部長	佐藤達義君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	永沼健一
主任	杉本優美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和3年伊豆市議会6月定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（小長谷順二君） 日程に基づき、一般質問を行います。

今回は8名の議員より通告をされております。

質問の順序はお手元に配付のとおりです。

本日は、発言順序1番の青木靖議員から発言順序5番の三田忠男議員までの5名を行います。

これより順次質問を許します。

◇ 青 木 靖 君

○議長（小長谷順二君） 最初に、13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。13番、青木靖です。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づき、一般質問を行います。

大きく3点について一般質問をさせていただきます。

件名1、オリパラ開催時のコロナ対応について。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車競技伊豆開催の概要について及び伊豆市として取り組む事業の概要については、先日、全員協議会でも説明がありました。主に平時と異なりますか、通常の開催の予定についての説明があったと理解しております。

ワクチンの接種が進んでいるものの、コロナ禍での開催となることに変わりはない状況と思います。新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策は万全であるとは思いますが、開催市の住民の目線から、以下の点を確認させていただきたいと思います。

①伊豆市開催の期間中の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の全体像、どのような内容でしょうか。今現在公表できるまでの部分で結構ですので、お示しをいただきたい。

②万が一、伊豆市開催の期間中に選手・スタッフ等に新型コロナウイルス感染症の発症が

あった場合、対応する医療機関・隔離する施設は決まっていますか。一般の医療への影響がない体制になっていますか、確認します。

③伊豆市民、特に市内の小中学校、生徒児童が参加する予定の事業について、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、どのような対応が取られることが想定されているでしょうか。

市長及び一部教育長にも答弁を求めます。

2番目、新過疎法の下での事業の可能性。

令和3年4月1日、新過疎法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、伊豆市は全域過疎の指定となりました。

この「過疎」という言葉のイメージがよくないだけであって、過疎債という有利な起債を使った事業ができるという意義は大であり、伊豆市総合計画後期基本計画にも影響があるのではないと思われることから、制度の内容と今後の計画策定、県との協議について等、今確認する必要があると考えます。そこで3点質問します。

①新過疎法の内容と今回の伊豆市全域指定の意義を確認します。実施事業の条件、事業の規模についても確認をさせていただきたい。

②新法の目的に照らして、過疎対策に必要な事業で、伊豆市で行うことができる事業は、どのようなものが想定されますか。また、総合計画にどの程度影響すると考えますか。

③今後のスケジュールについては、5月末までに原案確認、6月から7月、県との事前協議、9月議会に上程見込みとのことですが、令和7年までのこの期間の事業をここで全て計画するのですか。計画策定と事業実施の関連性についても確認をいたします。

大きな3番目です。

清掃センターの利用の状況と課題。

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設の建設が進み、令和4年後半に試運転が開始、令和5年の当初には本稼働の見込みとなりました。現在の伊豆市清掃センターの場所は、リサイクルセンターとして引き続き使用する予定ですが、清掃センターの利用の状況と立地の課題について確認をさせていただきたいと思います。

①いわゆる一般回収によらない、ごみの直接持込みの量が増加している、もしくは減らない傾向にあると感じますが、実態をどのように把握しているでしょうか。また、その現象をどう捉えていますか。燃やせるごみ、資源ごみ、それぞれについてどのように捉えているか伺います。

②資源ごみの搬入が今後も減少しないとして、県道伊東修善寺線から現在の清掃センターへの入り口は変則五差路になっており、交通事故の危険性があると感じています。清掃センターへの進入路について現状の認識はいかがですか。また、この進入路の状況について対応を検討しませんか。

2番、3番については、市長に答弁を求めます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの御質問に対し関連がございますので、コロナワクチン接種の最新状況について、まず報告をさせていただきます。

現時点で対象人数が1万2,450人で、予約が終わった方が9,822人で79%になります。そして、1回目の接種が終わった方が6,264人で50%、2回目の接種が終わった方が803人で約6%、かなりスムーズにいらしていると考えております。なお、これ以外に、特別養護老人ホームや駿豆学園といった市内の施設に入所されている方が約600人いらっしゃいます。この方々は、速やかに体制取れ次第、産業医等が訪問して接種をしますので、もうほぼ予約が完了したと同じような状況でございますので、80%台半ばの方々はもう体制が取れていると、そのように考えていただいてよろしいかと思っております。

なるべく速やかに、64歳以下と59歳以下、ワクチン接種に入れるように準備を進めてまいりたいと思っております。

青木議員の御質問についてですが、まず、感染防止対策の概要については、競技会場や選手村の運営については組織委員会の役割となっております。伊豆市においては、修善寺駅周辺で実施するおもてなし事業や修善寺総合会館で実施するパブリックビューイングについて、感染防止対策のための専門スタッフを配置し、検温の実施、密を回避するためのフィジカルディスタンス、要するに一人一人の距離を確保するということです。それから、手や指の消毒、マスク着用の呼びかけなどを行ってまいります。

次に、選手・スタッフ等に発症があった場合は、組織委員会の役割となっていて、新型コロナウイルス感染症を含む医療についても、まずは、医師・看護師が常駐する選手用医務室で対応します。その医務室での対応が難しい場合は、大会指定病院へ搬送するという医療体制が構築されていると、これは組織委員会から伺っております。

御質問3番目の市内の児童生徒への対応についてですが、聖火リレーの応援やパラリンピック・トラックレースの観戦の感染状況に応じた対応について。現時点では、世界最高峰のスポーツイベントがこの伊豆市内で開催されるまたとない機会ですので、是が非でも子供たちに目の前でアスリートの活躍を体験してほしい、そして、聖火も自らの目で見て体験してほしいと、そのために万全な感染防止対策を講じることとしております。

その上で、聖火リレーやパラリンピック観戦が予定どおり実施される、つまりイベントは予定どおり実施される場合であっても、その時点での市内外の感染状況を見極め、教育委員会や学校と協議し、状況によっては、児童生徒の参加は中止も選択肢として、参加の可否を判断する対応を考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） おはようございます。

③の市内の児童生徒が参加予定の事業についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の発生状況による対応についてですが、世界的なイベントであるオリンピック・パラリンピックの会場の一つに伊豆市になるという、またとない機会ですので、教育的な観点から考えても、伊豆市の子供たちには、ぜひその興奮と感動を体感してもらいたいと考えています。本当にこのようなコロナがなければなと思う限りです。

市内の児童生徒は、オリンピック聖火リレーの応援と学校連携観戦プログラムとしてパラリンピックのトラックレースの観戦を予定しておりますが、これらの事業に参加する際には、コロナ禍の状況を踏まえ、県や国、市の感染症対策にのっとった行動を取り、安全に参加できるよう、学校とも連携して感染症対策に努めてまいります。

また、仮に新型コロナウイルス感染症の拡大等により参加が危ぶまれると考える場合には、市の担当課や新型コロナウイルス対策本部とも十分に協議して、参加の可否を判断していきたいと考えております。いずれにしても、命に代わるものはないわけですので、慎重に判断していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） オリンピック・パラリンピックの伊豆市開催、間近に迫っています。

オリンピックの開会式が7月23日で、7週間、50日ちょっとです。伊豆市で開催される自転車競技に関連して、選手村への大会備品等の搬入が7月3日には始まると。選手団も、滞在するグループが7月10日には伊豆市の選手村、サイクリング村ですか、には入るというタイミング、あと30日ちょっとです。4週間余りで、そこまで来ています。万全の体制を取って開催をするのだろうなというふうな感じの日数になってきていると思います。テレビを見ましても、オリンピックに参加する選手団が日本に到着したニュースであるとか、都市部の大規模会場でワクチンの接種が加速されている状況のニュース等が報道されています。

その一方で、新型コロナウイルスについては、変異株の報道が度々されている状況でもあります。感染力が強くて、重症化までの期間が短い変異株が次々と確認されて、専門家からも注意喚起が繰り返されている状況であることにもまた変わりはありません。オリンピック・パラリンピックの開催に伴って人流が増加する以上、感染のリスクが増えるということも否定できないとの指摘も出ております。

そうした中で、今も説明いただきましたように、組織委員会の所管する部分がほとんどであって、伊豆市が実際に開催する部分については伊豆市としてしっかり対応すると、これに尽きるんだろうと思いますけれども、一般の市民からすると、やっぱり情報がいま一つ足り

ないというか、ここまで開催まで日時が迫っているのに、何となく分からないことが多い中で、日数だけがどんどん迫ってくるというような感じがするような気がします。

そこで、こういうところを見れば、大会組織委員会がどういうことを準備しているのかというようなことが分かりますよというようなことだけでも、皆さんと情報を共有したほうがいいのかというの1つ思っています。

実は、今朝のNHKのニュースでも、東京2020プレイブックというのがありますと。それを見ると、組織委員会で選手に対してとか、大会スタッフに対してとか、どういうことを求めているとか、どういう行動制限を求めているとかというのが事細かに載っていますよね。それから、もし感染があった場合にどんな対応をするのかというのも載っています。かなり膨大な資料ですので、ダイジェスト版みたいなものをもっと広く知らしめたほうがいいのかというようなことも正直思いました。それを大前提にして大会を迎えようとしています。

それと同時に、今あった、状況に応じては、市民の参加とかが変わってきますよという状況もある、可能性もある。そのときに、じゃ、また市民の皆さんにどういうふうに伝えていくのか。これも、また迅速に伝えなければいけませんし、開催市である本市としては、やっぱり常に最新の情報を入手して、市民の皆さんに知らせる情報提供の部分と、それと、状況に応じた適切な対応を確実に取るということが必要になってきますので、それを市民の皆さんと共有しつつ実際に対策を取る体制、この2つについてもう一回確認したいと思います。

結論から言っちゃおうと、メールとかSNSだけでは足りないので、恐らくマスコミを通じてニュース的に流すであるとか、あらゆる手段を使う必要があると思うんですが、状況が変化した場合の伝達方法。それ以前の、さっき言いました、例えば、プレイブックのようなものでどういうことが共有されているのかというのを情報提供。これ、市じゃなくて、組織委員会にお願いしなきゃいけないものなのかもしれませんが、その辺の認識についてはどうでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、青木議員御指摘いただいたとおり、市民の皆様への情報が的確かどうかということについては、私どもとしても、今の手段としては、広報伊豆であるとかホームページという伝達ツールを使ってお知らせはしているつもりではありますが、情報の伝達はやはり受取側がそれを理解しなければ、伝達したことにはならないというふうに考えております。そういった意味で、議員御指摘のようなプレイブックにつきましても、確かに量は膨大ではありますが、これを分かりやすく解説をすることを市民にお知らせすること。組織委員会に確認をしなければできないこともございますので、そちらは確認をしながら、そういった情報は市民に分かりやすく、期間はもうあと2か月を切っておりますけれども、伝えられる情報というのは、正確に適切に情報を伝えていきたいと思っております。

また、情報手段としてメールやホームページだけではという御指摘でございます。今、議

員おっしゃられたとおり、マスコミ、メディアを使った広報であるとか、適切、迅速に情報を発信していく、これは本番が終わるまでやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 今議会冒頭の市長の行政報告の中でも、東京2020大会について触れていまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴って今後の様々な事情変更が生じた場合にも、適切かつ迅速に対応できるよう、開催準備の総仕上げに全力を尽くしてまいりますということで発表がありました。要するに、どの辺、どういう準備を今して、総仕上げという言葉が使っていますけれども、開催準備に向けて、今のような事情変更が生じた場合の対応とかについてどういう体制を取っていますか。オリンピック課がありますので、そこを中心ということだと思えますが、市として万全を尽くすという意味で、どういう体制を取って臨もうとしているのかということを確認させていただいて本件を終わりますので、答弁漏れのないようにお答えをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今現在、観客を入れる入れない、また、その上限はどうかということも、まだ確定していない段階でございますが、コロナ対策、また、観客の動員等々についてもまだこれから分からないことがありますけれども、そういった事態の中では、やはりプランA以外にも、B、Cというようなプランは当然想定しなければならないと思っておりますし、私どもオリパラ推進課においても、こういった状況になっても、まずは正確な情報の収集をすること。なかなか私どももメディア報道で知るといようなこともございますが、そういった今後の大会運営の成り行きというのは迅速に把握し、それに対応できる体制を現時点ではオリパラ推進課の中でプランA以外にも、B、Cというような形では考えております。

また、コロナ感染状況というのも、これも2か月後はどういう状況になるかというのはなかなか予測ができないところではございますが、先ほど市長、または教育長からも答弁あったとおり、市民、また子供たちの安全対策というのを最優先に対応できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 青木議員のまさにその開催地の市民の目線からの、市長は総仕上げと言うけれども、一体どうするんだというような御指摘だと思いますが、感染状況については本当にそのときの状況に対応するしかないんですけれども、職員をオリンピック・パラリンピック課、そして産業部以外からも準備及び開催期間にどのような配置を取るかは、一人一



人の職員を今ピックアップさせています。したがって、まずその組織化をする。

その次に、大きな修善寺駅周辺の地図を作って、そこで図上演習的にシミュレーションをする。実際にここでこういうことが起こったらどうするんだと、ここで熱が出たらどうするんだ、ここで熱射病で倒れたらどうするんだというシミュレーションを図上演習でやります。最終的に現地においても一回トレーニングをします。このようなことを繰り返すことによって、それ以外の不測事態が起こったときも対応しやすくなりますので、最終的にはそのような準備を、恐らく7月上旬からになると思いますけれども、最終的に対象となる職員を招集した上でそのような準備をしてみたいです。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○13番（青木 靖君） 以上です。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

それでは、新過疎法の下での事業の可能性について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 法律を読むときに、私は、必ず最初に目的に目を通すんですが、この新過疎法も旧過疎法に比べて2つの違いがあります。

1つは、自立促進であった旧法律から、新法では持続的発展を支援、つまり自立促進が持続的発展に変わっています。

もう一つは、雇用の増大だったのが、雇用機会の拡充に変わっています。まさに将来持続可能な行政の形を整えていくのは、今私たちが総合計画などで進めている方向ですし、雇用機会の拡充という言い方に変えたのは、多様な働き方を求めるニーズがある中で、ただ雇用先を増やせばいいという状況から、社会が変わってきたということが背景にあるんだろうと思います。

そのような中で、伊豆市としては、働く場はあるんですが、必ずしも望む所得までいっていない。そのような特質も含めて、この新過疎法のコンセプトをしっかりと伊豆市としても吸収して、国の制度をうまく活用しながら進めてまいりたいと思います。

そのほかの点については、担当する部長から説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私からお答えをさせていただきます。

まず、新過疎法の内容でございますが、旧過疎法に当たります過疎地域自立促進特別措置法が令和2年度末に失効期限を迎えたことに伴いまして、新たな過疎法となる、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月1日に施行されました。

こちらは、過疎地域の持続的発展による自立に向けて地域の実情に応じて実施する施策に対し、財政上の特別措置を講じる法律となっております。

また、今回の過疎指定によりまして、当市はこれまでの旧土肥町を区域といたします一部過疎から、市全域が過疎地域となります全部過疎という扱いになりました。これは、昭和50

年から40年間における人口減少率、高齢者や若者の比率、また、財政力指数についても指定の要件の範囲内に入ってしまったことによるものです。

今回の全域過疎地域の指定は大変ふがいないことではありますが、議員の御発言にもありました有利な起債であります過疎対策事業債、いわゆる過疎債の発行をはじめ、国の負担、または補助の割合の特例など、財政上の優遇措置を受けることができますので、市全体で人口減少に正面から立ち向かい、人口増加、地域活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

実施事業の条件でございますが、新過疎法の目的である過疎地域の持続的発展を達成するために実施する事業といたしまして、伊豆市過疎地域持続的発展計画に記載することで、国や県による支援措置を受けることができます。

また、事業規模でございますが、全部過疎になったからといって、当市の過疎債の対象事業費が増えることはございません。国の地方財政計画における過疎債の発行規模、それから、該当市町に配分される額はこれまでと変わりませんので、限られた予算の中で適債性を判断しつつ、有効な財源として活用してまいりますことを御理解いただければと思います。

それから、②の御質問でございますが、過疎債は過疎地域の自立促進という目的の下、産業振興や生活環境、福祉医療、教育文化など、幅広い事業の財源として活用が可能となっております。したがって、まずは、財政シミュレーションに掲げた事業を中心に財源の見直しを行いながら、活用の検討をするとともに、改めて過疎対策として必要な事業についても適債性を協議し、計画に反映していきたいと考えております。

なお、全域過疎になったことによる総合計画の見直し等の影響はないものと考えております。

最後に3つ目の御質問でございますが、計画策定と事業実施の関連性でございます。こちらについては、計画策定につきまして、県の過疎地域持続的発展方針に基づき、市として、計画期間であります令和3年度から令和7年度までの5年間に実施の可能性のある事業を幅広く選択し、事業の実施に臨めるよう現在計画を進めている状況でございます。

事業の実施につきましては、市の予算全体を鑑み、他の有利な地方債、補助金等の有無、持続的発展方針に基づいた事業の中でも、どの事業がよりふさわしいかなどを市で検討後、県と協議をし、事業を実施してまいります。したがって、計画にのせたから必ず実施するというものではございませんので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 新過疎法ということで、少し財源の面で使えるものが増えたという押さえの中で確認をさせていただいております。

伊豆市に限らず日本全国で人口減少が進んでいる中で、まち・ひと・しごと創生であると

か、国土強靱化であるとか、国のほうとしても、国の施策として持続可能とか、安心安全という生活のための予算配分がされている中での伊豆市の事業も進んでいるというふうに思っています。そうした伊豆市にあっても取り組むべき課題というのは非常に多くて、全てのことができないので、事業を絞り込んで予算確保に努めていると。選択と集中というような言葉も今までも何度も使われてきましたけれども、事業の絞り込みと、その事業に対する予算の確保という状況が続いていると。

そんな中で、今の新過疎法の過疎債が伊豆市全域で使えることになったわけですね。これは事業に対する充当率が100%であって、後の交付税措置が70%されるということだと思いますが、非常に有利な過疎債、過疎対策事業債が使えることになったと。今の説明にもあったとおり、その使い方としては、総務大臣が県で使える予定額というのを通知すると。要するに、県の枠が決まっているということだと思います。その県が、市に対して同意というか、許可をすることで、伊豆市が幾ら使えるというふうになってくるということだと思います。要するに、伊豆市として必要な事業ですよ。県に対して、伊豆市として、この事業が必要なんだと必要性をしっかりと訴えて、予算を確保するということができないんだと思います。そこで、その限られた予算枠、金額が増えるわけじゃないということ、要するに、今まで土肥地区で使っていたぐらいの金額を旧4町、伊豆市全体で使えますよということだと思いますので、であるならば、限られた予算枠なんだけれども、余計有効に活用する必要があると思います。貴重な財源であることに間違いありません。

そこで、計画の中には総花的に、もういろんなことに広範囲に使えるので総花的に入れますという今お話だったんですけれども、その上で本当に真に必要な事業を選ぶということが結構大変というか、何でもできるわけじゃないということ。逆に裏返しなんですけれども、じゃ、その事業、どれをこれでやりますかというのは、選ぶのにどうしますかということになってくると思うんです、最終的には。そこの選ぶ際に、どういうふうに事業の決定をするのか、どういうふうに事業を選ぶのかということが一番肝になってくると思いますので、現時点でのお考え、どういうことにできれば使いたいとか、どういうふうに選んでいきたいとか、要するに課題をどう捉えるかとか、住民のニーズをどういうふうに捉えて、それを事業の選別に充てるのかとか、事業の選び方ですよ。それをどうするのかという今現在の考え方をお聞かせ願いたい。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいまの御質問でございますが、議員御指摘のとおり、いわゆる過疎債の枠というのはこれまでとほぼ同じということで、ただ、対象の範囲が広がるということは御指摘のとおりだと思います。

今後の活用の事業をどうやって選んでいくのか、どうやって抽出していくのかということなんですけど、先ほど答弁でもちょっとお話をさせてもらいましたが、財政シミュレーション

とかでこれまで議員に御説明をしている事業が幾つかございます。それらにつきましては、そもそも伊豆市として必要な事業を列挙しているものでございまして、基本的にはそれらの事業の財源を替えていく。今まで一般財源だったものが、過疎債を充てられるということになれば過疎債を使っていくなどという形で、いわゆる調整といいますか、財源の切替えを基本的にちょっと考えていきたいと思っております。ですので、これから新たに、例えば、当然何かあれば追加をしていくんですが、基本的には現在考えている、伊豆市が計画している事業を中心に計画にはのせていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 分かりました。

当然、有利なものが出てきたので、将来負担を減らすという意味では、今まで上がっている事業を財源を替えるという考え方は、合理的といえは合理的だと思うんですけども、やりたかったけれども、ちょっとできないでいたものが順番が上に上がるとかね、そういったことぐらいは起きてくるのかなと思っておりますので、そうした際にも、どの事業をそれに充てるのかということについてはぜひ慎重に選んでいただきたいし、できれば議会のほうにも投げかけていただくような、そういうレベルの話も含まれるのかなと思っておりますので、この取扱いについてはぜひ共に考えていきたいと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは地方、うちの伊豆市のような地域にとっては、極めて将来のために深刻な課題なんですけど、政府批判をすると怒られるかもしれませんが、相変わらず縦割りだなという気がします。私たちは、人口が減っていく。そして面積は減っていくわけではありませんから、水道管とかバスの距離は何も減らないまま人口だけ、つまり負担能力だけ減っていくわけですよ。そこで持続可能にしないということは、例えば、水道や下水道のように公営企業法の中で「料金で取れ」と言われても、どんどん料金が上がっていく以外に算数ではあり得ない。じゃ、そこを国はどのように考えていただくのか。本来であれば地方交付税でももう少し配慮いただき、新過疎法でできないところを、今、過疎法での対象は、以前はハードも結構あったところが、なるべくソフト事業にいけど。じゃ、我々が一番苦しいハードはどのように考えていくんでしょうか。広域化したって、お相手があるわけじゃないですよ。そのような構造的な課題がしっかり分かっているにもかかわらず、抜本的な、包括的な、総合的な対策が取られていなくて、相変わらず交付税、相変わらず過疎債という枠組みそのものが将来を見通しにくくなっています。

そこで、私どもとしては、伊豆市が今持っている手段をどのように組み合わせるか。先ほど、部長からありましたとおり、どの事業にどの財源を充てていくかという努力は引き続き

いたしますけれども、議員の皆さんの中でも国政政党につながりのある方がいらっしゃったら、この我々が抱えている構造的な課題については提言をしていただき、これは全国の地方が共有する課題ですので、ぜひその論点をより浮き上がらせていただければと思います。

当面、私たちはやるべき事業の財源確保にかなり集中しなければいけない。そのような状況と認識しております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○13番（青木 靖君） 次、お願いします。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

それでは、清掃センターの利用の現状と課題について答弁をお願いします。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市民部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） じゃ、市民部長、答弁をお願いします。

○市民部長（加藤博永君） それでは、御質問に答えさせていただきます。

（1）の持込みごみの実態でございます。

持込みごみの実態につきましては、燃やせるごみのうち、家庭から搬入されます生活系は、平成30年度で586トン、令和元年度が656トン、令和2年度で780トンで、増加傾向となっております。一方、事業系については、平成30年度が488トン、令和元年度が456トン、令和2年度が355トンで、減少となっております。

生活系のごみの持込みの増加の要因といたしましては、清掃センターに持込み専用のコンテナを設置したことによる出しやすさの浸透が考えられます。事業系のごみの減少については、新型コロナウイルスの影響による観光交流客数の減少に伴うものと考えられます。

続きまして、資源ごみでございます。

生活系は、平成30年度が313トン、令和元年度が302トン、令和2年度が385トン、事業系は、平成30年度が2.4トン、令和元年度が3.8トン、令和2年度が6.9トンとなっております。令和2年度は、生活系、事業系とも、前年に比べ急増しております。

この要因といたしましては、新型コロナウイルス感染防止の自衛策の消毒や清掃の実施、また、外出自粛による在宅時間の増に伴い、家庭内の清掃が多くなったこと等が考えられます。

（2）の交差点の現状認識でございますが、交差点の現状認識といたしましては、出入りしにくくなっていることから、議員おっしゃるとおり交通事故の危険性が高いと感じております。

また、市道の幅員が狭いため、県道から清掃センターへの進入も市道側に停車している車両がある場合は非常に困難であり、特に、中伊豆方面からの左折の場合は鋭角になっていることから、市道から県道に出る車両が移動してからでなければ進入できない状況です。

交差点の改良の検討でございますが、新リサイクルセンター整備に当たり、地元柏久保区

から要望書が出されておりますので、本年度は市道改良の予備設計を実施し、来年度に市道改良の詳細設計を計画しております。また、施工時期でございますが、清掃センターの取壊しスケジュールと調整してからになると考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 清掃センターについてですが、3月のときですか、黒須議員からも地元の要望もありますということで、清掃センター周辺の問題について取り上げていただいたかと思えます。

今回、今答弁いただきましたけれども、清掃センターに事業系のごみを搬入している、毎日のように使っている方から、一般の方のごみの持込みの量が非常に増えているんじゃないかと。県道のほうから入り口に入っていくときに、一般の方の車の量が増えているもので、県道の入り口付近の車の円滑な交通が滞る場面が多いというふうに見えると。要するに、危険を感じることも多くなったけれども、何でだというふうに聞かれたもので、今ちょっと確認をしながらこの話をさせてもらっています。

結論から今聞きますと、コロナで家の片づけをする方が多くなったので、持込みが多くなったというような分析をされていましたが、区とか班とか、要するに基礎的自治体に入らないで、地域のごみ集積所を使わない方が増えているために、直接センターへ持ち込む量が増えているんじゃないかというようなことをおっしゃる方があったもので、それで、持込みの量の変化等をどういうふうに捉えているかという書き方をさせてもらったんです。もし一般の集積所を使わない方が何らかの理由で増えているんだとすれば、それはそれでちょっとそこに何か問題があるのかなというふうに感じたものですから、そういう聞き方をしました。

清掃センターを使っただく利用者さんが多いということは、不法投棄であるとか、そういうものの減少にもつながるといことですので、悪いことではないんですけども、一般の集積所を使わない方が増えるというのも、それはそれでまた何か問題があるとしたら解決しなきゃいけないのかなと思ったので聞きましたが、コロナのせいで片づける方の粗大ごみとかの持込みが増えているということだと思いますけれども、搬入の状況とかについては、またちょっと注意して見ていただけたらなと思います。

それで、今答弁していただきましたので大体分かりましたけれども、県道から清掃センターへ、今おっしゃったとおり中伊豆からだと非常に入りにくいと。逆に、清掃センターから中伊豆のほうに帰るときも、伊東のほうから来る車が見えにくいんですね。だから、危ないもので途中まで出て、来ないタイミングを見計らって中伊豆のほうに帰るんですけども、それが非常に出入りにくいし、現実的に言うと、農の駅の入り口から入って、農の駅の前を通過して清掃センターのほうに行っている方がかなり大多数、中伊豆からの人は。農協さんの御好意で通していただいているというか、目をつぶっていただいているという現状

もあると思います。帰りに農の駅で買物していくかどうか分かりませんが、そういう状態を放置するというのもいいとも思えない。将来的にリサイクルセンターとして使いますので、やっぱりここはこのタイミングで見直しをしてほしいなと思ったので、あえてもう一回ここで聞きました。

清掃センターの工事に合わせて改良を予定して、今年予備設計をするということですので、地元の方の御希望ももちろん踏まえた上で、線形改良をするということなのか、別な道を作るということなのかもう少し、要するに進入路の安全確保ということですので、地主さんとの用地交渉とかも必要になってくるので、具体的なことはどこまで言えるか分かりませんが、線形改良なのか、別なルートなのか、幾つか案があるのか、もう少し具体的に今教えていただけたところまでがありましたら、回答を求めたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、ごみの持込みの状況については、短期的にはコロナの影響で事業系のごみが減り、そして、私もそうなんですけれども、自宅を片づける人が増えたので、片づけて資源ごみとして持ち込む数は増えたという傾向はあるんだろうと。事業系のごみは景気がよくなると必ず増えますので、このままずっと減り続けていくようには思えません。伊豆市の経済状況、コロナがなければ決して悪くありませんので、したがって一定のキャパはしっかり確保していく、むしろ、いずれ事業系のごみは増えていくだろうと思っています。

ただ、持込みが増えたのは、先ほど、コンテナ等を置いて受け入れやすくなったということもあると思うんですが、これ、最高責任者である私が言うのも口幅ったいところなんですけど、かなりよくなりました。リサイクルセンターの現場の職員の対応が、私が市長になった頃は、もう年間に何件も何件も市民の皆さんから苦情があったんですけど、もう本当にどうしようかと思うほど、どうしたらこれ改善されるんだろうかという状況でしたが、今は全く市民の皆さんからそういったことがありません。私自身も持ち込んでいても、帽子をかぶってマスクをすれば誰か分からない中で、不愉快に思ったことも一度もありませんし、大変よくやっていただいている、以前よりも、もうあそこで怒られたから持っていけないという事は全くなくなっている。私は、現場の職員さんの対応の改善というのも大きな要因だろうと思っておりまして、これは褒めてあげてください。

それから、ハード整備のほうですけれども、今、議員から御指摘のありました、今の変形五差路の手前四、五百メートルのところに、川沿いに市道が少しございまして、細い線が。これの活用も含めて検討はさせているんですが、その際には一方通行にせざるを得ませんので、中伊豆方向から行くだけの道路を使うか、使わないか。それから、変形五差路の改良はします。これはします。

それから、もともとはリサイクルセンターも移す予定でしたので、そのときは柏久保の皆さんに跡地利用は親水公園として整備してくれと、五差路も改良してくれという御要望でし

たので、道路の改良はするんですけれども、ただ、その後、環境省の交付金の条件として跡地を同じように環境衛生施設として活用した場合にのみ、ごみ焼却場の解体の補助金を出すという条件だったものですから、親水公園として想定していたところがリサイクルセンターで活用となりました。

そうしたら、今年の4月になって、集約する場合にはその限りにあらずという新しい条件が出たものですから、もうこれまでかなり準備進めてきて、今から地質調査もやるんですけれども、当初想定していたとおり伊豆市が単独でリサイクルセンターを整備するのがいいのか、急遽ですけれども、お隣と連携することが可能であってより財政効果的なのか、今から検討しなければいけないんですが、現時点においては、道路改良を含めてリサイクルセンターを同地で整備する方向で検討作業を進めます。

そういう状況ですので、あと、道路改良の仕方について、建設部長か、理事からかな、説明をさせてください。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山田博治君） 道路改良でございますけれども、今、現状の道路というのが幅員狭いということと非常に勾配がきついというところが、やっぱり視距の関係が難しいと思います。道路構造令でいきますと、基本的に県道とぶつかる場合は、交差点ですので公安協議とか県と協議をして、なるべく道路と直角につなげなさい、勾配は緩やかにしなさいという基準があります。それをここで入れ込むと、いろんなところに問題が生じると思いますので、その辺は今回予備設計を入れていきますので、今、市長が申しましたように中伊豆側に500メートルぐらい行ったところに1本、オソクマ川久保線という今3メートルぐらいの道路がありますけれども、そこも改良を含めて、そちらのほうが視距の関係も勾配の関係もよろしいので、それも含めながら市民部と建設部でこれから議論していきたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 分かりました。

なるべく早く危険な状態は回避していただきたいということをお願いしておきます。

それと、これも市長の行政報告の中に、今も御発言がありましたけれども、新ごみ処理施設同様にリサイクルセンターの建設においては、伊豆の国市との連携についても模索していきたいというお言葉がありました。今も、急遽これからということでしたけれども、どのぐらいの範囲で伊豆の国市の方の、要するに、リサイクルごみが入ってくる可能性があるのかというか、その辺までを模索というか、検討しようとしているのかというところ、分かる範囲まで結構です。これ、最後にしますのでお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

市長。



○市長（菊地 豊君） かなり不透明です。申し訳ありませんが、状況がいきなりこの4月に変わったものですから。当初想定していたのは、それぞれにリサイクルセンターの施設としては整備をして、なるべく可能な範囲で、先般御報告申しあげました包括事務委託と同様に、運営のほうは民間に委託をしたいと思っておりましたので、その部分で近隣市町と組めないかなということを想定しておりました。引き続き、これは想定します。

ただ、ハード整備そのものがいきなりこの4月に変わったものですから、どれくらいの可能性があるのかまだ見当もつきませんが、一応視野には入れ始めております。今、そのような二段階で検討に入っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問よろしいですか。

○13番（青木 靖君） 終わります。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで青木靖議員の質問を終わります。

ここで、10時半まで12分間休憩といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 小 川 多 美 子 君

○議長（小長谷順二君） 次に、1番、小川多美子議員。

〔1番 小川多美子君登壇〕

○1番（小川多美子君） 1番、小川多美子です。

議長からの許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

件名1、自治会による買い物ツアーについて。

ニュータウンでは、自治会による買い物ツアーを始めました。

自治会加入世帯の多くが高齢者で、車の運転ができなかったり運転免許証を返納した方も多く、また、路線バスの運行本数も少なく、住民の方たちは不便を感じていました。数年前より何度か話し合いを重ね、昨年12月から3回の実証実験を行い、本格的な運行が始まりました。行き先は、大規模スーパーマーケットとホームセンターです。伊豆中央ケアセンターから車の提供を受け、ドライバーはボランティアの協力により実現できることになりました。毎月第2木曜日と第4水曜日の月2回の運行です。利用した人は、「ありがたい」、「助かる」、「重い荷物があると家の近くまで送ってもらえてうれしい」と、喜んでいました。

コロナ禍ではありますが、独り暮らしで家の中に籠もってしまいがちの高齢者が、月2回の買い物ツアーを楽しみにしていることは、外部とのつながりができ、とてもいいことです。

また、家族に頼むことができる方もいるかと思いますが、自分の目を見て手に取って買物ができるということは、精神面でもとてもいいことのように思います。自治会やサロンの役員さんの協力の下、より多くの方たちが利用してくれたらと思います。

市内では各地域への路線バスの本数も少なく、交通弱者と言われる多くの方たちが不便を感じています。

このような状況の中、市では、①今回のニュータウンの取組についてどのような考えをお持ちなのか、お聞かせください。

②これからほかの地域でも同様の希望があった場合、市としてどのような対処をしていただけるのかを伺います。

件名2、「ヤングケアラー」について。

病気や障害のある家族の世話をする18歳未満の子供、ヤングケアラーについて新聞記事やテレビでよく見かけるようになりました。全国調査によると、高校生で24人に1人、中学生では17人に1人、クラスに2人程度いるそうです。誰に頼ることもなく、SOSを発することもせず、家事を担う子供は、学校で先生や友達に相談することもなく、何事もないかのように装っているとのこと。家庭の事情を知られたくないからと、自らSOSを出さず、結果として支援につながらないケースが多いようですが、何げないしぐさやささいな変化から、隠された本音に気づくこともあるそうです。

厚生労働省と文部科学省による中高生を対象にした調査では、「学業や進路のサポートに加え、自分の今の状況について話を聞いてほしい」との答えも目立ったとのこと。困っている子供を見つけるのは困難だと言われてはいますが、「大丈夫、大丈夫」という言葉に惑わされず、外からは見えにくいヤングケアラーを見つけ出し、悩みに気づいて支援につなげてほしいと思います。

そこで、次のことを伺います。

現在の伊豆市では、ヤングケアラーと言われる子供たちは見受けられますでしょうか。

②また、そのような子供がいた場合、どのような対処をしていますか。

以上について、答弁よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの小川多美子議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 1つ目の御質問の地域住民の足の確保についてですが、御承知のとおり、伊豆市では以前、おでかけ天城、おでかけ中伊豆という2つのデマンドバスを社会実験いたしました。いずれもほとんど利用されることがなく、本実施に至らずに中止をしたままになっております。そのような中で、修善寺ニュータウン地区においてタウンミーティングをした際に、ぜひニュータウンではそのような事業をやってほしいという要望があり、そしてその後、旧大見小学校区での地域づくり協議会では、地域づくり協議会の事業の中にも検

討していきたいということがございました。そのような中で、ニュータウンの皆さんには、先に自ら地域の皆さん自身によって実施をしていただき、大変心強く思っております。

その上で、この修善寺ニュータウンの皆さんの事業をぜひ学ばせていただきたいのですが、市がやっていた社会実験で非常に不満の強かった、思いどおりの時間に行けないとか、バス停から自宅まで重いものを持ってこられないとか、そういったことをどのように克服されたのか。あるいは、それ以外の課題があるのか。あるいは、課題があるけれども、どのように対応されているのか。ぜひ率直に勉強させていただいて、市としてどのような支援をすべきであるのか、それから、ほかの地域においてはどのような施策が可能であるのか、ここは率直に教訓とし、勉強とさせていただきたいと考えております。

健康福祉部長に、補足答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） ①の今回の修善寺ニュータウンの取組につきましては、地域住民の支え合いと社会福祉法人等の協力による好事例として捉えております。

市としましても、このような取組を応援する体制として、4地区ごとに生活コーディネーターの配置を行ってきております。そして、この生活コーディネーターを中心に、地域の住民に対し支え合いの必要性について御理解をいただくような活動や、具体的に移動支援等に取り組みたい住民に対し、勉強会の開催などを行ってきました。修善寺ニュータウン自治会では積極的に取り組んでいただいております。昨年度、静岡県移動支援アドバイザー派遣事業を活用して、運用に向けた勉強会も開催しました。市としましても、生活支援コーディネーターを中心に地域包括支援センターや社会福祉協議会など、協力をしながら、法的な運用等の在り方などのサポートも含め、支え合いの体制づくりを推進してまいります。

また、これから移動支援に取り組む地区が増えていけるよう適切に支援していきたいと考えております。

そして、②の今後希望される地区があった場合には、その地区を担当します生活支援コーディネーターを中心に、まずは地域の現状を再度確認をして、その地区に合った移動支援の形態を地区の皆様と話し合いながら、移動支援の円滑な運営に向けた勉強会の開催や運営に協力をいただける関係機関などと調整を行い、市は必要なバックアップをさせていただきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 先ほどのお答えの中で、生活支援コーディネーターの設置ということ、それから、この移動支援の取組をしたい住民に勉強会の開催などを行ってきたということですが、勉強会の開催というのは、どれくらいの地域で行われていたか。あるいは地域もですが、それを各地区の住民の皆さんは御存じだったかどうかということ。今回のこの取組について今まで知らなかったけれども、新聞で見つけた、困っている地域は

多いと思いますので、地域からのこのような取組に対する要望というのはあったかどうかということも伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めますか。

○1番（小川多美子君） はい。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 勉強会の開催につきましては、各地区のサロン等で行ってきておりますが、すみません、件数のほうは、ただいま手元にはございません。

取組につきまして具体的に、例えば、昨年度は特定非営利活動法人全国移動サービスネットワークというところがございまして、そちらのほうから、ボランティアを集める方法はどのようにしたらいいのか、あるいはどういう活動があるのか、やりたいけれども事故が心配だ等の相談があった場合に、そういったアドバイザーが市民の皆様に伝えていくような勉強会となっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 今回、このニュータウンの皆さんの取組というのは、とても皆さんが協力してくださったからこそこのようなことが、運行が始まったと思います。ドライバーさんというのも、車の運転がただ好きだから、ボランティアとして皆さんを乗せていきますよというわけにはなかなかいかないと思います。それをドライバーさんもボランティアの方の協力によってこのような運行ができたということ、とてもいいことだと思います。

また、伊豆中央ケアセンターのほうでも、車の無償提供をしてくださったということ。これはとてもありがたいことだと思いますので、これに関しましても感謝しなければならないなということを思います。市のほうとしましては、この車両提供というものに関しまして、どのようなお考えなのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今回は修善寺地区ということもありまして、伊豆中央ケアセンターさんのほうの車両をお借りしていると思いますが、市内ほかの特養さん、特養中伊豆ですとか、天城ですと、特養天城の杜という事業所にもこういったワゴン車のほうはございますので、そういった法人さんと調整をしながら、そういった車が使っていけるように進めていきたいと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

小川議員、もうちょっと大きな声で。

○1番（小川多美子君） はい、分かりました。

とても皆さんの協力の下でいいシステムだと思いますので、遠方地域の方たち、生活しやすい環境を整えるためにも、ぜひ市のほうからも援助ですとかアドバイスなどをさせていただけたらと思います。

この件に関しましては以上です。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

続いて、ヤングケアラーについて答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ヤングケアラーについては、現時点で市が家庭児童相談室で把握している中には見受けられないそうです。

しかしながら、今後も福祉相談センターを中心に関係機関と連携を取りながら、ヤングケアラーを見逃すことなく、しっかり注意をしまいたいと思います。

詳細について、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） それでは、お答えします。

学校におけるヤングケアラーと言われる子供たちの確認の状況についてですが、市内の小中義務教育学校の児童生徒の状況について改めて各学校に聞き取りをしました。ヤングケアラーとして学業に影響が出ている児童生徒は確認できませんでした。また、家庭児童相談室、福祉相談センター等の関係部署からの情報提供もありませんが、気づかないところで支援が必要な児童生徒がいる可能性はあるかもしれません。

ヤングケアラーに該当する児童生徒がいた場合を含めた今後の対応についてですが、児童生徒が家庭での心配事などを気軽に相談できるように心がけ、早期発見に努めるとともに、発見された場合には、スクールソーシャルワーカーや市の家庭児童相談室、福祉相談センターの関係部署と情報共有して、早期対応に努めてまいりたいと考えております。最近、学校の中にもスクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラー等、専門職も配置されていますので、それらをうまく活用していきたいと考えています。何よりも担任、それから養護教諭あたりが一番最初の発見者になる確率が高いと思いますので、そういうところについて職員の研修を重ねていきたいなと思います。

ヤングケアラーは、一般的に介護など本来は大人が担うはずの家事や病気の家族の世話を何らかの理由で日常的に行っている18歳未満の子供とされています。子供自身の権利が守られない状態が懸念されています。そこで、早期発見のために、今後も学校全体を通してそういうことができるようにつなげていきたいなと考えています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） ①のヤングケアラーと言われる子供たちは見受けられますか  
というところは、市長答弁のとおり、現在見受けられるケースは顕在化しておりません。

ヤングケアラーにつきまして様々なケースがあり、把握が難しいところもございますが、  
今後、民生委員や包括支援センターなどと協力をしながら早期に見つけ出し、必要な支援を  
行っていくことが必要だと考えております。

また、2番のそのような子供たちがいた場合の対処ですが、ヤングケアラーとして担う家  
事や家族の世話など、内容によって対処はいろいろ違ってくると思います。例えば、祖父母  
の介護の場合につきまして介護保険制度を活用できないのか。あるいは、両親が夜間労働し  
ていることにより不在で、兄弟の面倒を見ている場合などは、在宅に対する支援のサービ  
スが必要なのか。また、市がヤングケアラーとして認識した場合であっても、当事者である子  
供は実際にはヤングケアラーと感じておらず、相談の意思がないなどのことも考えられ、市  
からの一方的なアプローチは難しいケースがあり、それぞれに適した対応を取っていかね  
ばならないと感じております。

今後は、福祉相談センターを核に、複合課題の解決を図るために相談しやすい窓口の設置  
や支援体制を整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 令和元年の12月、このときに間野議員からこのヤングケアラーにつ  
いての一般質問があったと聞いております。その時点では、このヤングケアラーという言葉  
があまり浸透していなかったようですが、それから約1年半、厚労省や文科省が調査を始め  
たということは、それなりに潜在的な子供が多くいるのではないかと思います。今まで水面  
下に隠れていたことが表立つことにより、ヤングケアラーというこの言葉、根づかせ、啓発  
につながるのではないかと思います。この子供たち、「大丈夫、大丈夫、何でもない」と  
いう返事が多いかと思えます。ですけれども、本当に難しいことではないかと思えますけれ  
ども、その子供たちの心の中というものをどうして見抜くかというのは、本当に難しいこと  
だと思えます。ですけれども、この子供たちのそういうちょっとしたしぐさ、ささいなこと  
から見つけ出してあげられたらいいのではないかなということを感じます。

子供たちにとってお手伝いということもとても大事なことですし、手伝いから学ぶことと  
いうのもたくさんあるわけですが、その手伝いが過ぎ、当たり前になってしまう。本  
当にこれが手伝いをさせて、勉強あるいはそのほかの生活面でのことがおろそかになっ  
てしまうということが、とてもこの手伝いをどの程度までさせたら、ヤングケアラーとい  
うような言葉が出てくるのかなということ。とても判断が難しいことだとは思いますが、学  
校などにおきまして、あるいは社会というか、住民の皆さんも、あの子はちょっと大変じ  
ゃないかなということを感じてあげられるような社会であつたらいいかなということを感じ

ます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めなくてよろしいですか。

○1番（小川多美子君） じゃ、今のことに关しまして、もし何かお答えしていただけるようなことがありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 今、お話を伺いながら、本当にそういう子たちがいるんだろなんというのを感じながら、聞いておりました。

本当にちょっとしたことなんですけれども、父子家庭で妹がいる女の高学年の子がいるんです。「土曜日に一緒に遊べる」と聞いたときに、その子が、お父さんが出かけてしまうので、下の妹を1人で家に置いておくことができないと。なので、遊べないよというような話を聞いたことがあるんですけれども、それがヤングケアラーだとは自分も思いませんが、そういうことでちょっとずつ制限されているということは、現実にあるんじゃないかなと思います。

子どもの権利条約の中に育つ権利という項目がありまして、子供たちが教育を受け、休んだり遊んだりできること、こんなことも子どもの権利の中に書かれております。そういったことが何の気兼ねもなくできるような子供になったらいいかなということは感じるところで

す。

じゃ、どのくらいの、よくお手伝いをすると褒められますよね。僕らも奨励をしますし、それから、家でも、偉かったねということはとても大事なことだと思うんですけれども、それが過度なのか、そうではないのかということは、とても難しいことだと思っております。ですので、学校では、よく学校で寝てしまう子がいたり、それから極端に成績が落ちたりする子については気をつけて見ております。そのあたりは、もう学校の現場の肌感覚で把握できるようにしていきたいなと考えております。しつけと虐待というのもとても境目が難しいことだと思っておりますけれども、今回のお手伝いと、それから過度なお手伝いというか、強制されているものなのかということの境目というのは、本当に現場で把握していくしかないのかなと思います。

自分が今、今回の問題で一番考えさせられたのは、ヤングケアラーを子供たちに啓発をしていきますよね。それがもし分かったときに、「あなたのお父さんとお母さんは、あなたにひどいことをしているんですよ」と言わなきゃならないときがあるんですね、実は。それがこの問題のすごく難しいところなのかなということは感じております。一緒に考えていきますので、またよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○1番（小川多美子君） よろしくお願ひいたします。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで小川多美子議員の質問を終了いたします。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 星 谷 和 馬 君

○議長（小長谷順二君） 次に、3番、星谷和馬議員。

〔8番 星谷和馬君登壇〕

○8番（星谷和馬君） 議席番号8番です。すみませんね、変更をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 失礼しました。

○8番（星谷和馬君） 全く残念です。

通告により一般質問をさせていただきます。

虹の郷についてです。

総面積50ヘクタールの広大な面積を有し、ハード面でも大変恵まれております。SLとフラワー公園、伊豆市最大の観光施設であります。近年は、社会ニーズの変化に対応できず、来園者は大幅に減少しております。コロナワクチンの接種が進めば経済が復活し、入園者の増加も期待できます。基本であるコンセプトを忠実に実行し、お客様に喜ばれる施設に再構築すべきです。

以下について質問いたします。

- (1) 来園者を増やすための課題。
- (2) 3番、本年度、指定管理業者の更新ですが。
- (3) 4番、将来どのような虹の郷にするのか、お伺ひいたします。

2、修善寺老人憩の家入浴施設の休館についてであります。

修善寺老人憩の家入浴施設は、当初、廃止の方針で進めていきたいとの説明がありましたが、利用者からの継続を望む声が多々あり、その結果、廃止ではなく今年度4月から休館状態となっています。

3月議会の一般質問の際に、4月以降は、利用者との対話を続けながら入浴施設の継続について判断していきますとのことでしたが、以下について質問いたします。

- (1) 4月以降の利用者との対話の状況。
- (2) 4番、今後の方向性をお願いいたします。



○議長（小長谷順二君） ただいまの星谷和馬議員の質問に対し、答弁を求めます。  
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 虹の郷は伊豆市の重要な観光施設であり、近年の来園者の減少について大変危惧しております。

現在、シダックス大新東ヒューマンサービスに指定管理者として運営をしていただいておりますが、民間事業者ならではの実績やノウハウによって、来園者数を増やすために様々なイベントの開催など、大変努力をしていただいております。

開園以来30年が経過し、この間、社会経済状況や利用される方のニーズも大きく変貌してまいりましたが、これからも多くの方々が訪れたいとする施設を目指してまいりたいと思います。

個々の御質問について、産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から3点についてお答えをさせていただきます。

1点目、来園者を増やすための課題についてですが、団体旅行から個人旅行への旅行形態の変化や、従来の名所旧跡、施設見学的な観光から、体験・交流、テーマ性を追及する観光ニーズへの変化、交通インフラの充実など、観光を取り巻く環境は大きく変化をいたしました。

開園以来30年を経過した虹の郷は、こうした環境変化の中で、旅行者ニーズに対応したコンセプトの造成や施設の老朽化などが課題であると認識をしております。

2点目、指定管理者更新の予定でございますが、現在の指定管理者の指定期間は本年度で終了いたします。次期指定管理者の指定に当たっては、前回、公募により指定管理者を選定した経緯から、現在の指定管理者を継続して指定するか、新たな指定管理者を公募するかのいずれかとなりますが、まずは現指定管理者の意向を確認した上で、継続、公募のいずれかの方法を検討してまいります。

3点目、将来どのような虹の郷にするかについてでございますが、来園者の減少や、1点目の課題でお答えしたとおり、開園当初と現在では観光ニーズや観光を取り巻く環境が大きく変化するなど、今後の施設の存続に強い危機感を抱いております。

このため、施設の機能転換や民間活力の導入など、考え得るあらゆる手段について検討し、入園者数の復活を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 課題はたくさんございますが、絞って何点か質問をさせていただきます。

まず、名称ですが、これ、「虹の郷」ということなんですよ。しかし、「修善寺」を入れて、「修善寺虹の郷」にしたらいかがでしょうか。修善寺は日本全国有数のブランド力があり、使用すれば大変効果があると思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 「修善寺虹の郷」という、「修善寺」ということでございますけれども、市の条例におきましても、また、私どもが広報しているホームページやパンフレットにおいても、「修善寺虹の郷」というふうに現在も表記をしており、こちらの名称が市民をはじめ来場者に認識されているというふうには考えております。

ただし、一般的に私どもも「虹の郷」というような表記をすることもございますので、通称ではなく、正式名称である「修善寺虹の郷」ということの普及には今後も努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 全くそのとおりです。

通称「虹の郷」というように、マスコミとかで言われております。けれども、修善寺のブランドを生かすために、修善寺の力をやっぱり有効活用すべきだと思うものですから、その辺は「修善寺虹の郷」という名称に統一していただきたいと思います。

それじゃ、次、松ですよ。松の状態がほとんどが枯れて、そして枝等は大変な危険な状態が続いているわけです。私は以前にも、一般質問した際にも、松の対策を強く訴えてきたんですけれども、日本全国にたくさんの公園とか施設があるんですけれども、松がこうのようにたくさんある施設はないんですよ。だから、松だけでもお客さんの集客にもつながるわけです。ですから、松対策が、この間テレビでやっていました。三保の松原はドローンを使用するか、大きいところはヘリを使用するか言っていましたけれども、虹の郷の場合はヘリを使用するほどの規模じゃないから、ドローンなどで散布ということが考えられると思うんですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） この点は、まず私からお答えします。

私自身も現場を見に、それから少なからぬ利用される方から御指摘をいただき、ここまで見過ごしてきた、伊豆市の行政の責任者である市長として大変じくじたる思いです。本当に申し訳ないと思っています。必ず速やかに対策を取りますので、具体的な策は産業部に指示をしますけれども、大きな責任を感じています。なるべく早く、そして抜本的に対策を取ります。

○議長（小長谷順二君） 何かありますか。いいですか。

続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、市長申し上げたとおりで、私どもとしても、この松を何とか守らなければならないという強い使命感を持っております。

本年度につきましては、ちょうどこの5月、6月上旬にかけて2回の薬剤散布。これは今、議員御指摘のドローンではない、通常、地上からの散布でございますが、今後、また7月から8月にかけても、再度の薬剤散布を行えないかというところで今検討しているところでございます。また、そういった状況を踏まえまして、今後、専門家である樹木医とまた相談をしながら、今、議員御指摘のほかの地上からの吹き出しによる散布以外の効率的な手法、効果的な手法があるのであれば、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） この松は、大正13年に3,000本植えたわけですよ。そうすると、今ちょうど100年なんですよ。前にも僕言ったんですけども、これはアカマツで、それで近くの90歳代の方にお伺いしたら、昔はマツタケも取れたそうです。それが、人間が入って手を加えることによって、残念ながらああいうことになっちゃったんですけども、それで、今年は散布は2回ですよ。去年も2回、それでその前は3回やりましたよね。3回だったけれども、どの程度効果があったのか、なかったのか、その辺は聞きませんが、昨年2度、今年も2度ですよ。これ、とっても僕は無理だろうと、もっと松が全面的に枯れちゃうような気がします。すなわち、なくなっちゃうということになるでしょうね、今の。ですから、この松はほんの僅かしか今残っていないわけです。これをどのようにするのか、市長がお答えしていただきましたけれども、もう少し抜本的に前向きにとかという答弁をいただきましたけれども、この松対策はもう一度、ちょっとくどいですがけれども、聞きますけれども、どうしたらいいですか。お答えをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 一昨年度、令和元年度におきまして、これは私ども職員でございますが、虹の郷園内、またはその近隣の自然公園の松の状況については確認をいたしました。その時点でかなりの松が枯れていることも把握をしております。

まさにこの松を守っていくというのは、思い入れだけではなくて、実際にやらなければならないことですので、今、直近にちょっと職員に指示をしまして、今の現状、松の現状を改めて現場で確認をしております。その上で、残念ながら既に枯れているものについては、これは処理をせざるを得ないと思うんですけども、今現在残っている松については、ここに集中的な薬剤散布であるとか、先ほどお答えしたとおり、樹木医等の専門家の意見も聞き

ながらあらゆる手段を検討し、実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 補足させてください。補足と言ったらおかしいですけども、市長が。

3番目の御質問とも重なるんですが、将来虹の郷をどうするかを考えたときに、御承知のとおり公園整備としてはしょうぶ園から始まったわけです。今は花ショウブだけではなくて、いろんな花、シャクナゲのときもたくさん観光客がいらっしゃいますし、一番多いのは何といてもモミジの季節。それからコスプレの郷にもなっていて、そういったことを考えると、もう病気で切らざるを得ない松は伐採するとして、その上で改めてその場所に松がいいのか、松とモミジの組合せがよりよいのか、あるいは別の方策もあるのか。松はしっかり守ってまいりますけれども、その上で、やはり観光施設ですから、お客様に満足度を高めていただくための在り方として、どのような組合せが最適であるのかは検討させていただきたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） この松は、本当に樹齢100年の3,000本という貴重な財産ですけども、瞬く間にああいふ状態のような、枯れちゃって、はげ山のような状態になっちゃったわけですよね。これは残念ながら当局の皆さんの責任でもあるわけです。それで、僕らとしても大変残念だと思っているんですけども、これからの、市長が言ったとおり、松が生かせるものは生かし、それで10月、11月、モミジで大変お客さんがにぎわっています。モミジにするのか、桜もあのとおり500本植えちゃったですよ。あの雑木を切って、はげ山にさせちゃった。ですから、また枯れたところに桜にするのか、その辺もまた考えていただいて、対応していただきたいと思えます。

それで、次は機関車ですよ。機関車の展示場所が機関車のコーナーの後ろにあるわけですよね。それで、僕も虹の郷へよく行くんですけども、機関車の展示場所が分からなくて、初めて、この間5月3日に行って、何だ、こんなところに、こんな立派な機関車があるじゃんということであつたんですよ、自分自身でも。ですから、あんな奥じゃなくて、展示場所を入り口のイギリス村に移動したらと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 機関庫の位置、展示をしてあるSLの機関庫のことだと思います。

確かに今は管理事務所とメイフラワーという施設の間にあり、入り口正面から入ると、左手奥手というような位置関係で、なかなかメインストリートといえますか、カナダ村とか伊豆の村へ行く動線からすると反対側というところで、分かりづらいというところはあるのかもしれない。そのために、今、施設の正面入り口から入ったトイミュージアムという建物

がございますが、そこに案内板を設置している状況でございます。機関庫そのものを移設するというのもなかなか費用的な問題等、現実的に場所の問題もありますので、まずは、お客様にこの15インチゲージのSLを展示してある施設があるということを御案内するための案内板であるとか誘導というものを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○8番（星谷和馬君） 今の現状にする、それで案内板を設置するというお答えでしたけれども、やっぱりSLのファンというのは、日本全国たくさんいらっしゃるんですね。僕も見ただんですけども、すごく立派なんですよ。あれをあの場所に展示してあるというのは、もったいないなと思った。例えば、イギリス村がちょっと場所的に狭かったならば、入り口のゲートの横でもいいと思うんですね。そして囲って、虹の郷にふさわしい、ちょっと花模様のような屋根をつけてね、さび止めをする、雨漏りを防ぐ。さびている状態も結構ひどかったんですね。その辺をもう少し考慮していただけるといいなと思ったんですけども、その辺はどうでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答えられますか。答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 展示庫、SL、今1台展示をして、解説等してあるんですけども、あちらの建物につきましては、通常運行で使っているSL、またはディーゼルの修理とメンテナンスをするための施設も兼ねておりますので、やはり、物理的にどうしても線路の沿線ではないと、そこが単独でということはちょっと正直厳しいのかなというところもあります。

そういった意味も含めまして、今、議員おっしゃられるとおり、非常に貴重な、なかなか日本ではない15インチのSLを目の前で見られるわけですから、これは虹の郷のコンセプトとしては、当然SLと花というコンセプトの中では、当然売りにしなければならないものでございますので、なるべく多くの方にあの施設に足を運んでいただけるような、やはり先ほどの繰り返しになりますが、案内板であるとか、そこにあるということをもう少しPRすることは工夫をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ちょっと答えが平行線でしたですけども、ならば、今、雨ざらしで結構さびているんですね。ですから、ちょっとした虹の郷にふさわしいカラーの屋根をちょっと設置していただきたいなと思います。やっぱりSLのファンの方も日本全国たくさんいらっしゃるんですね。あのSLを見たときに皆さん感動すると思うんですよ。ですから、あの奥じゃ僕はもったいないなと。だから、イギリス村とか、入り口のゲートのところに移動したら、もっとたくさんの方に見ていただけるんじゃないかというように感じたわけです。

その辺は平行線でしたけれども、もしも予算の都合上難しいのかもしれませんが、もう一度検討してみてください。

それで、もう一つ、次です。

虹の郷というのは、今おっしゃったSLと花というのが昔はコンセプトだったの。ところが、今、花が年間を通じてもないんですよ。今、6月の初めというのは花ショウブでお客さんにぎわう時期なんですけれども、今、現在どうなのかということは分かりません。それで、昔は花ショウブは100万本と言って、東洋一とか言われたわけです。そして、虹の郷を見て、日本全国の各施設の方が、花ショウブを見て、自分の公園に設置したのが結構あるわけですよ。だから、元祖なんですよ。

その元祖が、残念ながらああいう状態であるし、そうやって花が、花ショウブだけじゃなくて、全体の花がすごく細々として乏しいんですよ。これは、もちろん入園者数が少ないから、予算が計上できないから、花の植え替えとか管理ができない。これも分かるんですけども、この花について、どのようにお感じになりますか。できただけで結構です。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議論が本質的なところに入ってきましたので、私から答弁をさせていただきます。

まさに御指摘のとおりなんです。観光施設としてどこに特色を見だし、その付加価値を高め、そして、投資し、収益を上げていくか。これやっぱりプロの皆さんにお任せしたいんですよ。我々公務員には、事業の経験もノウハウもございませんし、今は指定管理という形で、シダックスをお願いをしておりますけれども、虹の郷とか、純粋な観光事業として使っている施設、純粋な観光事業として将来使える施設については、やはり行政から手放して、しっかりと実績とノウハウのあるプロの皆さんに委ねたいと考えております。これは議会でも何度も申し上げてきたとおりなんですけど、したがって、今は今年度指定管理が終わり、これからどういう体制で指定管理を、引き続き3年なのか、5年なのか、あるいはもっと短期間なのか、これも検討材料なんですけど、そのために、土地の境界の確定等、それから、これから買収を進めることについても、議会でも御説明してまいりました。議員後指摘のとおり、どこに魅力を見だして、どこに投資をしていくかということ。まさにそこが、やはり実績とノウハウのある、純粋に事業としてやっていける、そういった機能を有する事業者をお願いすることが、市民の皆さんの公益に最もかなうのではないかと考えております。

したがって、方向性も含めて、SLと花というコンセプトは大切にしてほしいと思いますし、仮に、指定管理を継続する、あるいは状況によって将来売却する場合も、そのよさは残していただくことを条件にはいたしますが、しかし、どこにどのような投資をして、収益を回収していくのかについては、やはり私ども公務員よりも得意な方々がいらっしゃるのではないかと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 市長が答えていただきました。これは、3番の将来どのような虹の郷にするかということの答弁の一角でもあると思うんですけれども、虹の郷というのは、最初はSLと花だった。ところが、今はやっぱり状況が変わっちゃって、社会の変化とか環境とかによっちゃって、SLは今回の予算で1両動いている。これはよかったですけれども、花は、あまりにもコンセプトとしては弱過ぎちゃった。やっぱり予算の関係上でしょうと思うんですけれども。そして、そこがどの人にターゲットを絞っているのかということも、もっと漠然としているわけ。お子様か若い世代なのか、お年寄りのシニアなのか、それらも全部含めて全てがやっぱり宙ぶらりんになったと思うんです。

けれども、SLと花というのは、コンセプトとしては正解だと思うんですよね。その辺をもう一度再構築して、指定管理の方々に立派に頑張ってもらいたいと思う。コロナもワクチンを投与すればお客さんも増える。そうすれば予算計上もできるでしょうし、虹の郷にもいろいろな形で投資ができると思うんですよね。その辺もあと1年ちょっとかかるのかなという感じがします。

次行きます。

もう一つ言っているんですけれども、伊豆の村からカナダ村に行く間に、斜面が1か所崩れているところがあるんですよ。一昨年の台風19号だと思うんです。それ、去年にも僕見学したけれども、ああ、崩れているなど。そして、今年の5月3日のときにも見学したけれども、まだ崩れているな。何、工事していないじゃんと思っていたんですけれども、その辺は工事の予定はあるでしょうか。その辺伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） すみません、今の崩落箇所につきましては、事案としては承知はしているんですけれども、すみません、今の時点でいつということはちょっとできませんので、早急な対応をさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） もう一つ、ああいう箇所があると、ちょっとやっぱり見にくいんですよね。それで、あの箇所は、シャクナゲの森につながっていて、シャクナゲがいっぱい咲いているところなんです。そうしますと、お客さんがあのコーナーは、歩ける、散歩する、散策する、非常にいい場所なんですよね、空気もよくて。ですから、やっぱり一昨年の台風で影響を受けたと思うんですから、その場限りじゃなくて、やっぱりそれなりの対処法はすべきだと思うんですけれども、これは、補正予算、たいした金額はかからないと思うんですよ

ね。その辺はぜひやって、修理、補強していただきたいと思うんですけども、ちょっと確認をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） どういった修復というか、修繕がいいのかも含めて検討した上で、必要な措置を取らせていただきたいというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ぜひお願いします。

それと、最後に、くどくどするとしつこいですからやめますけれども、特にこの虹の郷というのは、モミジの秋はお客さん来るんですけども、秋と冬にかけて、すごくお客さん少ないんですよね。ですから、僕前にも提案したんですけども、シニアの人に限って、ウォークラリーとか、園内を散策してもらおうとか、そういうのはエージェントと協力してやったらどうかということをご提案したことがあります。当然、平日に限るとか、また、料金を半額程度にしますから、皆さん御利用してくださいと。そうすれば、そういうエージェントの方も乗ってくると思うんですけども、その辺は考えていなかったからこそ、しないんですけども、その辺も入れることによって、お客さん増えると思うんですよ。その辺はいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、極めて大切なことなので、私から答弁し、確認させていただきたいのですが、以前から、市の施設は再編成が必要で、かつその中でも観光施設については、可能な限り民間事業者に委ねたいということをご申し上げ、私は議員もその方向でお考えだったと思うんですが、そこは同じでよろしいんですよね。いずれ、やはりプロの民間事業者に任すべきであるという。だから、当面、より収益を上げるためにという、その視点からの御質問と承ってよろしいでしょうか。それであれば、方向性全く同じですので、当面の収益確保については、今、指定管理している事業者さんと相談をさせていただきます。

以前、まだコロナが始まる前、動けたときに、伊豆縦貫道で国交省へ伺ったときに、当時の事務次官から花はまちづくりで早いよと。10年で大変お客様を増やしたところを紹介いただきました。そのときには、やっぱり一点集中なんですね。そのときは芝桜という話でしたけれども、どうしても行政が持っている、過去ここはしょうぶ園だったとか、藤棚は500メートルでこれはどうだとか、秋はモミジだなーと言って、どうしてもやっぱり最大公約数になってくるんですね。そこはやはりうちはこれでやると、こうなかなかそこまで個性、特色あるところに持っていけないのが我々の厳しいところであって、当面収益を確保する、来訪者数を増やすために、市としても、全部指定管理者に委ねるのではなく、一緒にやらせ



ていただきますけれども、まずは、今職員には、その土地の整理と確保について、業務手続を優先させているものですから、運営のほうは基本的には指定管理者さんをお願いすることが多くなっている。その上で、引き続き市としても努力は続けさせていただきたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） せっかく振興公社からシダックスさんの子会社に指定管理が変わったわけですが、変更したわけですが。せっかく民間のノウハウを生かしてお客さんを増やそうと、それが、やっぱり修善寺、伊豆半島の経済効果につながるということなんです。ところが、初年度はちょっといざこざが、2年目、3年目はコロナで影響受けちゃって、実力を発揮することができなく、本当にもどかしい状態が続いていると思うんですね。ですから、そういう面では、僕らとしても大新東さんに対して、いやあ、悪いタイミングで指定管理受けちゃったな、残念だな、力を発揮できないなということは思っているんですけども。3番目につながるんですけども、やっぱりそれを見据えて、やっぱり民間のノウハウと、そして市の財産ですから、市のノウハウも皆さんのノウハウも一緒に合わせて改善をしていただきたいというのが根本的にはあるわけですが、市長に、今、お答えしていただきましたけれども、そういえば、2番の指定管理者の更新ですけども、これも答えを言っていたかったです。新たに公募するのか、または今の業者さんに継続していただくのかということが2点あるわけです。

ところが、問題は、コロナ禍に応じて、公募して誰か応募してくれるのかなということ、少し疑問もあります。それで、もう一つ、もしも公募して、シダックスさんよりも大企業さん、上場しているような企業さんに公募していただいた場合に、採点が非常に難しくなると思うんですね。その辺が公募をしていいのか、シダックスさんの子会社、大新東さんに継続していただくのがいいのか、その点がちょっと僕はあれっと思ったことがあるんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。できましたらで結構です。

○議長（小長谷順二君） 答弁できますか。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほど補足の答弁の中での繰り返しになってしまうかもしれませんが、今のシダックス大新東ヒューマンサービスさんは、公募により選定をさせていただき、指定管理者として、今現在管理運営を担っていただいております。その期間、3年間で今年度で終了するというので、繰り返しになりますが、公募により選定をした指定管理者につきましては、当然期間の管理運営の状況等も判断しつつ、一度に限っては、継続ができるということが伊豆市のルールとしてはございますので、まずは、今のシダックスさんのほうの継続の意向というのは、議員おっしゃられたとおり、ちょうどこの間に、大きな台風が来たり、またコロナ禍になったりということで、指定管理を受託いただいたときとは、今、

状況かなり違っておりますけれども、まずは指定管理者の意向を確認させていただいた上で、どういう方向性になるのか、そこを見極めさせていただいた上で、公募という選択肢が出てくるのかなというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 分かりました。

大新東さんの健闘を今現在は祈りますということで、終わらせていただきます。

それでは、3番目の、将来どのような虹の郷にするのか、これは、市長に先ほど答弁いただきました。とても、振興公社から民間のシダックスさんの子会社に経営権、管理を預けたということで、コロナによって非常に厳しい状態に陥っているということは、誰でもが分かっていることで、その中で、将来、先ほど僕言ったんですけれども、これだけの施設を、やっぱり50ヘクタールもある施設を、どのような形で将来持っていったらいいのかということが最大のポイントだと思うんです。そうしますと、やっぱり指定管理だと、しょせん、管理運営には限度があるわけですよ。ですから、将来は譲渡の形、無償にするのか、有償にするのか、それが、これからの課題だと思うんです。だけれども、無償で、本年度大きな予算も計上しましたし、土地の借地権、それも購入ということです。膨大な予算をかけてあります。それが無償でいいのかどうなのかということは検討の余地があると思います。

また、民間に委ねれば、あれだけの50ヘクタールですから、固定資産も税収にもつながります。その辺も含めて、どのようにしたらいいかということなんですけれども、これがコロナによって、今どこの企業さんも観光業者、サービス業さんは厳しいですから、公募でどの程度の企業さんに来ていただけるかということが、ちょっと難しい。そして、その中でも、もし上場しているような企業さんが虹の郷に興味を持って、運営をしていきたいなんてこともあると思うんですよね。その辺をやっぱり考慮しながら、また規模とか、業績だとか、利益ですよ。そういうところも含めて、また、それを企業さんが将来、もしも虹の郷を管理運営して、それが何らかの形で、倒産だとか、廃業だとか、そういう形になるのが一番最悪なんですよね。ですから、そういうことがないように、よりチェックをして、譲渡という形になるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はちょっとくどいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先に私から答弁をさせていただきます。

私が市長になった頃、虹の郷を見て、市長の目を見たときに、魅力ある施設だなと思いました。虹の郷というコンセプトを大事にして、子供からお年寄りまで、障害がある方々、外国の方々、つまり虹の郷のオールプレイヤーが入ってくるような施設にしたいなと思ったんですが、やはり途中で考え方を変えました。行政が持っていると対応できないんです。状況

の判断に、皆さんいろんな制度でもうお気づきのとおり、日本の法制度、それから、行政の手続は全てある事態が起こってから、後づけでないと変わらないんです。

ほかの事業で恐縮ですが、例えばサイクリストのホテル、駅前につくりたいという話は、伊豆市、それから静岡県が自転車まちづくりを始めるずっと前に、知り合いから私の耳に入っていました。え、自転車を部屋に持って行って泊まりたい人がいるの。でも、そういう動きは既にあって私に提案がありました。残念ながら、それは実現できませんでしたけれども。それから、グランピング、月ヶ瀬のグランピングができるずっと以前に、これからはグランピングだぞという、やはり提案が私のところに来たんですが、その頃私はその単語すら知りませんでした。今は自転車のまちづくりとか、グランピングキャンプとか大はやりなんですけど、こういう状況になってから行政は対応するわけですね。

やはりこういったビジネスの世界は、その世界で嗅覚が強く、鋭くて、早く対応できて、社会の変化に対応するのではなく、社会が変化しそうなときに対応できる場所でないと、やはり私はできないんだろうなと思って、改めてこのような魅力ある施設については、そういった運営ができる、経営ができる方に委ねたいと思っております。その上で、以前から申し上げてきたとおり、伊豆市の場合には、これまで土地、それから、建物を譲渡するときに、やっぱり鑑定して、なるべく鑑定価格どおりということだったんですが、ずっと地価が下がり続けている伊豆市において、担保価値がありません。残念ながら駅前でも地価が下がって、5%下がり続ければ10年、15年で3割、4割担保価値が下がる。残念ながらその伊豆市の中で鑑定価格どおりというのは、普通のビジネスマンであればやらないわけですね、事業されていたから御存じのとおり。そして、ほかの市町ではむしろプラスして、幾らか足して譲渡するところも現実としてあるわけです。

ですから、虹の郷を現時点で無償譲渡と決めているわけではありませんが、そのときに恐らく、高い確率で、私が考えているのは、やっぱりプロポーザルで提案をいただき、その中で金額もきっちりした金額ではなくて、めどとしての金額も提示していただき、それが妥当で、伊豆市にとって最も役に立つのであれば、減額する場合には議会にお諮りし、そのような手続で最終的に運営していただくところを探すことができると考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 伊豆市では、すごく行政財産がたくさんあるわけです。ですから、その中において、虹の郷も年間管理費が、伊豆市の管理費が物すごく膨大な金額なんですよ、資料見ると。そして、幾つもある中の僕はたまたま虹の郷を一般質問という形でしましたけれども、ほかの施設も同様だと思うんです。ですから、その辺はやっぱり市長の政治力が無いとできないんですよ。もっとも安定していて、力の熟成しているときじゃなきゃできないと思うんですよ。そうした場合は、今こそ何でもできると思うんですよ。その辺は、英知を絞って取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

それでは、2番目の修善寺老人憩いの家の入浴施設の休館についてお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この件につきましては、まず、市の公共施設全体の将来像について、4回ですが、タウンミーティングを行いました。どれくらいの市民にお集まりいただけるかなど、あまり多くないかなど覚悟はしていたんですが、4回で約80人の市民の方がおいでになりました。

その中で、私どもが御説明申し上げました公共施設の集約、再編成の方向については、反対の意見は1件もございませんでした。ただこれからやはり個別の案件になりますと、実際に使っている方からはいろいろな御意見が出ることは当然考えております。これまでも天城温泉プール、それから、修善寺体育館等を廃止してまいりましたけれども、その都度に利用されている方からは、やはり大変強い御反対もありましたし、代替措置を取ったこともございました。その中で、老人憩いの家温泉施設を含む、特に利用の方が、定期的に使っている方がいらっしゃる施設については、近くに代替施設がないのだろうか。小学校を再編成したときと同じなんですけど、仮に今、市内になかったとしたらどういう施設を造るだろうか。その観点で、例えば、温泉なら温泉、そのほかの集会所なら集会場で、仮に今なかったとしたら、その場所にどのようなものを造るだろうかという観点で見るとも1つかと思うんです。ですから、周辺に、近くに類似の施設があれば、やはりそれを使わせていただくことのほうが、合理的でしょうし、その上で利用されている方々に利用実態をよく伺って御説明をしていくということが手順になるんだろうと思っています。

利用者の皆様に対する対応については、担当しておる健康福祉部長から説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 御質問の（1）4月以降の利用者との対話の状況及び（2）今後の方向性について、併せて答弁させていただきます。

修善寺老人憩いの家の入浴施設の休館につきましては、これまで御利用いただいた皆様には、大変御迷惑をおかけしておりますことに対し、心からおわびを申し上げます。

4月以降、これまで御利用いただいた方々のお宅を訪問し、あるいは電話をさせていただき、約50人の利用者様から様々な意見を拝聴いたしました。今回は、休館前の直近3か月の間で1週間に1回以上の御利用があった市民を対象にお話を伺いました。

多くの皆さんからは、これまでの運営に対する感謝の御意見などがあり、また、今後施設の老朽化により要否を検討しなければならないことについては、一定の御理解をいただいた方々も少なくなかったと感じております。

また、入浴施設の休館に当たり、近隣の入浴施設の御厚意ではありますが、修善寺老人憩いの家入浴施設利用者に限り、会員登録の入会金免除の申出がありましたので、この制度につきましては、利用者の皆様にもお伝えさせていただいております。既にこの会員登録をさ

れた市民もおられると伺っております。

今後の方向性につきましては、もう少し市民の皆様の意見を聞きながら、施設の在り方を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 先ほど部長のほうから、日頃利用していただいている方、訪問をするとか、電話をするとか、これ50人という人数ですけれども、これどこから50人という数字を叩き出したのかお伺いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 先ほど申し上げましたとおり、休館しております3月1日以前3か月の間で、1週間に1回以上御利用をされている方々が約50人おりました。その方々に対しまして、電話、あるいは訪問して御意見を伺っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 1週間に1回ということですが、じゃ、1週間に一度利用されている方が50人、じゃ、2週間に一度というのは、何人か把握されておりますか。2週間に1度の方も結構いらっしゃると思うんですけれども。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） すみません、今手元にありませんが、通常入浴されている方では、名前と電話番号を書いてございますので、調べればわかりますので、また出したいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ぜひ、この利用している人たちの意見を聞いて対処していただきたいと思えます。行政というのは民間と違いますから、民間だったら固定費を減らすために、財務が悪ければすばすばと片づけるんですけれども、行政というものは、やっぱり利用している皆様に、スパンを広げて、もう少し長く説明をして、丁寧に分かりやすくしていただきたいと思えます。

それともう一点は、資料ですよね。しっかりした資料を提出していただきたいと思えます。老人憩いの家でも、僕前に言ったんですけれども、百笑さんから熊坂老人憩いの家まで何メートルあるんだか分からないけれども、配管だって大分古いはずですから、その辺も幾らなのかと示していただければ、公開していただければ、それで、皆さんというのは、お金の金

額のことを言うと、割かしそうなのかと納得するんですよ。だから、お金の金額というのは、とても大事だと思うんですけども、その辺も老人憩いの家の反対を参考にしながら、これからの伊豆市の再配置計画に各部も生かしていただきたいなと思っております。

それで、最後に1点質問しますけれども、白岩の湯が、この6月定例議会で補正予算組みましたよね。ならば、なぜこの修善寺老人憩いの家は補正予算組めなかったのか、金額ベースでいくと、50人ならばたいした金額じゃないんですよ。それをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 老人憩いの家の修繕につきましても、見積りはいただいております。今、設備としましては、百笑の湯さんの北側といいますか、そちらにまずポンプがあります。そのポンプから管を通して約700メートルですが、今の老人憩いの家の上のところにあるんですが、タンクまで送湯、温泉を送っております。そのタンクにためたものをボイラーで温めてお風呂へ送るといような、またそこに少し管が通っているわけですけども、そういった形になっておりますが、やはり今、その管もかなり、百笑さんからの700メートルも傷んでおる、もしかすると漏湯、温泉が漏れている可能性も十分ありますので、もしそれらを交換するとなると、かなり今の見積りですと5,000万円以上かかるということを業者のほうからいただいております。

先ほど言ったタンクにつきましても、実際にはもしかするともう破損して漏れている可能性もありますので、万が一タンクも換えるといようなことになれば、さらに修繕費のほうは増してくると考えております。

今回、5,000万円を補正予算で取らなかったのかという質問に対しましては、やはりその費用対効果といいますか、やはり公共施設の在り方を考えていながら検討していきたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 少し答弁がちょっとずれたかもしれませんが、僕の言っているのが、白岩の湯が補正予算で僅かな金額ですよ。金額言いませんけれども、出ました。ならば、老人憩いの家だって、先ほど部長が答弁したとおり、50人の方にどのような形で、どのような金額で、どのような優待券を出すとかという形は、今先ほど、答えて検討していると言いましたけれども、そうすれば、計算すれば、幾らの金額かということ分かると思うんです。そうすると、今僕も電卓ではじかなかったんですけども、大した金額じゃないんですよ。そうしますと、補正予算もこの6月定例会に計上していただければ、利用者の皆さん大変喜ぶと思ったんですけども、その辺は考慮していただけなかったのかな、どうなのかちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） そちらにつきまして、先ほど近隣の入浴施設ということで、近くには百笑の湯さんもありますけれども、そういったところで今、話し合いはしております。そういった割引券が使えるか使えないか、そこがまだはっきりと百笑さんのほうとも調整ができておりませんので、申し訳ございません、今回、6月の補正予算には計上できませんでしたので、先ほど申し上げたその辺を調整した上で、必要に応じて所要の予算が必要であれば、今後の補正予算で対応していきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ありがとうございます。

今、6月ですよ。4、5、2か月休館ということですよ。利用者の方が利用できなかったということ。そうしますと、6月でできないということは次の9月定例会で、僕もぜひ予算は計上していただきたいと思うんです。やっぱりシニアの方が、お風呂をうんと利用して喜んでいる方がたくさんいらっしゃるわけです。そういう人たちの声もやっぱり吸い取っていただいて、行政としても、サービス向上につなげてやっていただきたいと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めますか。

○8番（星谷和馬君） よろしかったら、答弁をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 再度同じような回答になってしまいますけれども、市内の他の入浴施設のほうの代替利用ですとか、あるいは期限付となるかもしれませんが、先ほど申し上げた割引券の発行ですとか、そのあたりはしっかりと利用者の皆様に寄り添って考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これで星谷議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により、昼の休憩にします。再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 間 野 みどり 君

○議長（小長谷順二君） 次に、10番、間野みどり議員。

〔10番 間野みどり君登壇〕

○10番（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

下記のとおり発言したいので通告いたします。

声は聞こえますか。すみません。

1、不妊・不育症治療費助成の今の現状について。

2017年6月1日の議会の一般質問で、不妊治療の助成金について一般質問をいたしました。そのときは議員として日が浅く、国や県の助成金の確認に留まったように記憶しています。

その後、不妊治療について国や県共に変化がありました。2020年までの初回のみ30万円、2回目以降は15万円だったのが、21年1月から2回目以降も30万円に倍増しました。助成回数も子供ごとにリセットし、より使いやすい仕組みになったと聞きます。

また、2022年からは公的医療保険の適用も始まります。2020年までの助成を受ける夫婦の合計所得は730万円未満という制限があったのが、2021年からそれを撤廃し、事実婚も対象になるとのことです。

そのようなことを踏まえて、質問いたします。

①この改正により、利用者として、どのような点が大きく変わりましたか。メリット・デメリットはありますか。

②市としてはどんな関わりや相談に応じてくれますか。

③2021年2月号「広報伊豆」でも、サポートについてページを割いています。伊豆市の子育てガイドブック2020「育てて育つ」にも明記され、市民に分かりやすく工夫していると思いますが、その意図はありますか。

④不妊症・不育症は心に大変な負担がかかりますが、その点はどのように考えていますか。大きな2です。

都市計画見直しと今の現状について。

2020年3月の定例会の資料の行政報告で都市計画の見直しについて話されています。これは市長です。

都市計画マスタープランの改定作業を進めていること、有識者の国・県職員に参加していただき、土地利用や基盤整備、景観や環境保全などを総合的に考え、子供から高齢者まで住みやすいまちづくりの骨格となる基本計画をしているとのこと、その意気込みを感じられます。まちづくりに関する法令は素人には分かりにくい部分が多く、それゆえ漠然とした不安な声も市民から聞かれます。

そんな疑問や不安な点を質問します。

私の住んでいる修善寺温泉は寺の門前町として発展してまいりました。狭い道路に面して住宅が立ち並び、昔ながらの門前町らしい町並みを形成しております。

しかし、その住み慣れた町並みも現在の建築基準法には合わない部分があり、住宅の建て替え時に問題が多いとの声が聞かれます。

この問題は、旧修善寺町の温泉場の問題だけではなく、海岸線に接した旧土肥町や、狭い



農道に接して住宅が建築された旧中伊豆町にも見受けられるようです。

そして質問です。

①住宅建て替えに関し、問題となる狭い道路に接して建築された住宅の現状把握はされていますか。最近では、修善寺や土肥で空き家となった古民家を、若い世代のニーズに合った飲食店や物販店に改修し、商売を始める事例が増えています。

質問②路地を生かし門前町の風情を保った住宅建て替えが可能でしょうか。また新しい都市計画によりまちづくり、伊豆市ならではの地域住民と行政が協力して問題解決できる手法はあるでしょうか。この問題を解決できれば、古い町並みの再生がより可能となり、人口流出に歯止めをかけ、アフターコロナを見据えた修善寺方式のまちづくりで、観光及び市民や内外の若者のビジネスチャンスが広がると思いますが、いかがですか。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの間野みどり議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えいたします。

不妊・不育症治療費助成については、静岡県の特定不妊治療費助成と合わせ、市でも治療にかかる費用の一部を助成し、利用される方々の経済的な負担の軽減に努めております。

不妊・不育症治療は、経済的な負担のみならず、治療には精神面での不安、負担、ストレスや、仕事と治療の両立の難しさから仕事を離れることを余儀なくされる場合など、社会的な問題にもなりつつあることから、県ともしっかり連携し、適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

詳細について、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず、①のこの改正によりどのような点が大きく変わりましたか、メリット・デメリットはありますかに対しまして、静岡県の特定不妊治療費助成制度が拡充され、今年1月1日以降に治療が終了したものから、所得要件・助成額・助成回数・婚姻要件が変更になりました。これにより対象となる範囲が広がり、助成額も増額となることから、利用者の経済的な負担が軽減されると思われまます。

伊豆市におきましては、これまでも所得制限や治療内容の制限を設けていないため、静岡県の助成制度の対象とならない治療範囲も市の助成対象としています。県と市の助成が共に申請できますので、今回の改正によるデメリットはございません。

続きまして、②番の市としてどんな関わりや相談に応じてくれますかに対しまして、不妊・不育症治療をしている市民が補助の申請に来所した際は、市において治療内容の確認とともに、相談を受付対応しております。必要な人には県の窓口につないだり、県が主催している相談会を紹介したりしております。また、4月に開設しました福祉相談センターにおい

ても、相談しやすい窓口となるよう現在体制を整えております。

続きまして、ガイドブック等工夫しておりますが、その意図はということに對しまして、不妊・不育症治療をしている人の経済的な負担を少しでも軽減するため、治療費に対する助成が受けられるよう、市広報紙や子育てガイドブックなどにより広く周知を行っておりますが、媒体に載せるだけでなく、不妊・不育症治療を希望される市民にしっかりと情報が届くよう努めてまいります。

4つ目の不妊症・不育症は心に大変な負担がかかりますが、その点についてどのように考えていますかですが、市においても相談体制を整えておりますが、相談に応じる際には、子供を産み育てたいという相談者の心からの願いに寄り添った対応を心がけることが極めて重要であると考えております。

市長からも答弁がありました。不妊・不育症治療は通院回数の多さと仕事の調整の難しさから、両立が困難で離職してしまうことが社会的な課題となっています。内閣府及び厚生労働省からの不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた今後の取組方針に基づき、静岡県労働局を窓口とした事業主への説明や、助成金等の紹介などを通して、不妊・不育症治療に対する環境整備の充実など、今後とも市においても働きかけを一層努めていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） ありがとうございます。

①のメリット・デメリットを答えていただきました。助成制度が拡充されて、所得要件や回数などの変更により利用者の負担が軽減されるということがよく分かりました。私の勉強不足で、伊豆市においては所得制限や治療内容の制限がないことをちょっと忘れていまして、とても勉強になりました。ですので、県と市の助成が共に申請できるということを再確認しましたので、私のほうからも皆さんに知らせていきたいと思っております。

また、②の相談窓口のようなものですが、市では、子育て支援課、福祉相談センターに気軽に声をかけていいということが分かりましたので、それも声をかけられた方には、教えていきたいななんて思います。

そこで、再質問しますが、伊豆市では、年間この制度をどのくらいの方が利用し、またその結果どのくらいの結果が出ているか、教えていただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 年度によりまして申請人数は当然異なりますが、令和2年度の申請人数は18名となっております。いろいろ人工授精、体外受精等の治療を受けられました結果、妊娠された方は7名となっております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 令和2年、18名と7名出産されたというということで、今、少子化年間100名くらいの出生率なのに、すごい確率で大変よい結果だと思いますので、ますます気安く相談をしていただいて、そういうものに向き合っていただけたらいいなと思います。

それでは、③にいきますが、市長も言いましたけれども、経済的負担を軽減するため市報やガイドブックで周知とのことですが、やはりちょっと、こちらにもありますけれども、これらのこういうもので周知していますけれども、ちょっと何か硬い感じがして、やっぱり人は数字とかそういうのを見やすいと思うので、もうちょっと分かりやすく工夫していただけるといいなと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 議員御指摘のとおり、もう少し見やすいものにしていきたいというのと、子育てガイドブックですと、やはり初めてのお子さんですとなかなか手に取ることが少ないのかなと思いますので、やはり病院等に相談される方もおりますので、そちらにも、現在も配置しておりますが、そういった方に届きやすいような方法を考えていきたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 本当にそうだと思います。第1子の場合にはなかなか分からないですけれども、2人目のお子さんのときはこの子育てガイドブックで分かるということも現実だと思います。

ちょっとそれるかもしれませんが、2年ほど前の土肥地区での議会報告会のときに、ちょうど私もいまして、第1子は普通に生まれたんですけども、第2子に恵まれなかったのも、その治療を始めたんですけども、やはり治療が定期的とか、ちょっと計画的でないために、ちょっと上のお子さんをこども園に預けようと思ったけれども、こども園の予約がもういっぱい、預けることができなくて困ったわという方がいらっしゃったんですね。やはりちょっとそういうことも、今現在そういうようなお困りの声とかは聞いているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） すみません、最近ではそのような声は伺っておりませんが、そういったことがある場合には、議員は承知だと思いますが、やはり子供の年齢によって保育士の配置等もありますので、今、予約制みたいな形にさせていただいておりますが、今後緊急の対応もできるように検討していきたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 自分も保育士上がりなのでよく分かりますし、計画的に1人15日までは一時保育で預かれるし、それを利用しながら働きながら一生懸命やっているお母さんたちは多いんですが、やはりそこら辺にどうしても突発的なことが入るときは、ちょっと必要に応じて柔和に預かってもらえるシステムも考えていただけたらと思います。

それでは、④についてですけれども、④、本当に大変な負担があることは考えられます。こんな記事があります。こちらの静岡新聞なんですけれども、会えなかった命、富士に語り場とあって、やはり私たちの「天使」忘れない。流産・死産経験者の心のよりどころという記事があります。やはり流産や死産の経験がある方の「ハハコグサ」という活動を始めて、その方たちは母体の危険性のためにやむなく中絶した方、様々な心の痛みを持った方たちが、こうやって助け合おうという組織なんですけれども、伊豆市ではこんなことは知っていられないでしょうかということなんですけれども、答えていただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） すみません、伊豆市のほうにそういった団体と申しますか、組織があるということは聞いておりません。承知しておりません。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） すみません、申し訳ないですけれども、こういう、まだできたばかりみたいなんですけれども、もしかしたら、伊豆市のどこかにも、こうやって流産を繰り返したり、死産を不幸にしまったりした人たちの心の痛みを和らげるような、そういうのもちょっと心のどこかに、組織の中の一つに入れていて、これから考えていっていただくといいと思います。

それでは、もう一つですけれども、5月31日、この間の議会の初日に、杉山誠議員は私が議員になる前からこの不妊治療のことは一生懸命勉強していらっしやったというのは後で知りましたけれども、その誠議員からちょっとこんな記事をいただいて、やはり参考資料なんですけれども、保険適用の記事でした。その中で気になったところが、不妊治療にかかった費用のところで、人工授精は約3万円、体外受精は約50万円、男性不妊治療は4万5,000円、顕微鏡を使って精子を取り出す手術が32万円といったすごい高額であることがこの記事にあるんですけれども、要するに政府は保険適用拡大を今年の夏に指針して、来年4月から公的保険適用を拡大するという予定でいるんですけれども、そして、経済的負担を緩和するという事なんです。本当にこのことは絶対に進めてほしいと思いますので、これも大きな問題ですけれども、市のほうも心して進めてほしいと思います。

不妊治療のいろいろ上げてきましたけれども、やっぱり子供さんを本当に欲しいと切なる思いの方たちは本当に多いと思います。それで、それが、やはり今テレビでも宣伝で赤ちゃんに会いたいとか、三島マタニティクリニックとか、そういうので、あ、ここに行ってみよ

う方もいますけれども、どこに相談していいのかなと、本当に分からない方もたくさんいると思いますので、そのケアも大切だと思います。ですので、心の痛みを持った方のケアも本当にこれから必要なことだと思いますので、ぜひ、こちらのほうも充実していただきたいと思ひまして、1の質問は終わります。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

それでは、都市計画の見直しと今の現状について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市では、自らまちづくり、将来構想を考えるために、線引き制度の廃止を含めて、新しい都市計画の制度を進めてまいりました。

建築基準法の確認事務についても、審査権限は県となっておりますけれども、伊豆市が定めた都市計画マスタープランを活用することで、伊豆市の独自の考えで建築や開発を進めることが可能となっております。

修善寺温泉地区は、本当に長い間皆様が話し合ってきて、景観のルールを決めてこられました。そして、市でも景観重点地区として指定し、御幸橋の改修や沿道の景観改善など温泉街の魅力の向上を図る観光まちづくりを進めています。地域の皆さんが望んでいるまちづくりについても、建て替えが進まない課題があるならば、地域の皆様と話し合っ解決していきたいと考えております。

具体的な詳細の事項については、建設部の理事に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） それでは、私のほうから①と②についてお答えさせていただきます。

①の建築基準法の接道要件を持たない住宅の現状の把握についてですが、都市計画区域を伊豆市全域に拡大するに当たって、建築基準法の適用範囲が市域全体となることから、市内の全建築物について、建築基準法の建て替えの要件となる4メートル以上の道路に接しているかどうかについて調査を行っています。

その調査により、道路が4メートル以下であっても幅1.8メートル以上の道路については、建築基準法第42条2項に定める道路、いわゆる2項道路の指定を行うことで、宅地が接道要件を有することとなりますので、都市計画区域拡大に併せ、約650路線の2項道路の追加指定を行っております。

また、調査により、現状では2項道路の要件を満たさない路線についても状況を把握しておりますので、新たに建築物の建て替えの際に接道要件を確認し、必要があれば追加の指定を行っていくなど、個別に対応していく考えです。

次に、②の門前町の風情を保った住宅の建て替えが可能かどうか。また新しい都市計画による地域住民と行政が協力して解決できる手法はあるかについてでございますが、歴史的な景観を生かしたまちづくりの手法としましては、景観法に基づく景観形成基準を定めて、地

区のルールによる建て替えを推進していくものや景観重要建造物の指定がございます。

狭い路地を有した古い町並みの木造住宅地は、接道要件や借地借家法の問題で建て替えが進まないことから旧耐震の建築物も多く存在し、防災上の観点から、こうした門前町の景観を残した建て替えが求められています。

現在、修善寺温泉に定められている景観重点地区による景観形成のまちづくりを進め、県で進めるTOUKAI-0などの県の制度についても活用しながら、建て替えの支援をしていきたいと考えております。

一方、広い地域を一律同じ考えで制限をかけることについては、地域住民の合意形成が不可欠で時間もかかることから、1本の市道に接道する関係する地権者が集まって、地区ごとに建築物の建て替えのルールを取り決める地区計画を作成する手法もがございます。地区のまちづくりの目標に合わせ、地区住民ごとの協議会を設置し検討する手法も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 本当に素人の私が質問をこういうことを考えたということで、自分自身もはっきり言いまして2項道路、何だこれはというのが現実でして、そこから、自分でも調べまして、そんな4メートル以下であって、幅1.8、こういうのがそうなんだというわけで、少し勉強になった次第であります。本当に難しいです。難しいけれども、やはり昔からちょっと思っていたことを少し吐き出してみようと思っております。

じゃ、再質問ですけれども、2項道路の指定を行えば建て替えが可能なことは分かりましたが、修善寺温泉では、現在も道路が狭いから建て替えられないと、家を手放して別の土地に引っ越す人がいます。調査では修善寺温泉では2項道路の指定ができない原因なんかも把握していますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 2項道路の指定につきましては、指定された市道について、将来市が拡幅整備し安全な道路としていくことを意図し認定するものであることから、現在の狭い道路でも建て替えが可能な道路となります。

一方、2項道路の指定により、地権者側は、道路に指定を受けた敷地の利用に関して一定の制限がかかる、道路からセットバックが必要となるなどのデメリットもございます。

修善寺温泉地区においては、旧修善寺町から市街化区域で用途地域の指定がされていたことから、おおむね2項道路の指定は済んでおり、現在2項道路の要件のない道路の指定につきましては、地権者の同意が得られないこと、修善寺温泉が商業地域で400%の容積率が指定されているため、詳細な検討が必要となっております。具体的には、商業地が土地の高度

利用が推奨されている地区であることから、緊急車両の通行、防火避難路など防災上の観点、交通安全上の必要性から、適切な道路の幅員について地区の皆様と考えてまいります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 難しいです。と思いますが、こうした狭い道路が広がらないのは、昔からの問題とも言えそうですし、それから、やはり修善寺温泉がお寺の借地が多いということ、それから、ある程度の地主さんの土地が多いということも、そういうのが現状だと思います。小山地区や、それから、中神戸の上のほうなんかもすごい狭い道があるんですけども、この現状で幅が狭い市道の整備を進め、接道が可能な道路としていくことはできないでしょうか。整備が進まないのは、またどこに原因があるでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 間野議員のまさにおっしゃるとおり、修善寺温泉街などの古くからの観光地につきましては、現在の県道などの主要な街道に商店が連なって門前町の形態となっていることから、背後地となる敷地には進入路が整備されてないことから、大きな敷地の区画が残っております。また、現状の進入路としてちょっと整備した道路も民地のままで、接道のない長屋形式の建物が建てられているのが現状でございます。

こうした敷地は、地権者が所有したまま借地により建築が行われていることから、新たに分割し売買されるためには地権者の合意が必要となり、土地の取得では接道となる道路の敷地を含めた買収面積となることから、土地の単価が上がり、個人による分割が進まない状況となっております。

そのため、現状では、市道認定がされている個人の地権者が所有したままの道路が多く、市道の拡幅整備に当たっては地権者の意向が必要となっている状況となっております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） やっぱり地権者の問題というのは、とっっても、自分も住んでおりますから、難しい問題だということも分かります。ない人は全然ないんですけども、ある人はたくさん持っているというのが現状ですし、やはり難しいですけれども、これをきっかけに、私ももう少し勉強していきたいと思いますし、時間のかかる問題ではありますが、そこら辺は考えていきたいと思います。

それでは、路地を生かした門前町のほうの②をお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 質問してください。

○10番（間野みどり君） すみません。修善寺温泉は、景観重点地域の指定がされて、地域住民も古い風情のある町並みを残したまちづくりを望んでいます。現実的には修善寺温泉街は、伊豆長岡温泉のようなホテルが立ち並ぶということはないと思いますし、景観重点地域

でも現状の門前町の町並みを望んでいると思います。現状のままで建築物の建て替えを行うための手法はありますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 現状の制度としましては、一団地の認定による建築確認制度がございます。

この制度は、地区内の個々の建築について、1つの敷地内に点在する施設とみなして、地区全体の建築物の土地利用、戸数を制限することで、現状の狭い道路のままでも建築が可能となる制度の指定となっております。また同様の考え方としては、防火、通風、日照などの居住環境を確保するなど建築制限を行うことで、必要最小限の道路空間で建築を可能とする地区計画の制度もございます。

どちらの手法も一定の土地利用制限を行っていくことから、地区住民の合意形成が必要となっております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 修善寺温泉では、観光地として人々の結びつきを大事にする風土があり、個人がこれまで土地を貸してくれた地主さんと交渉することを遠慮する気持ちもあります。借主側から権利を主張することが難しく、最初から諦めてしまう。その点行政が後押ししてもらって、行政側から地区の建て替えを提案できるまちづくりの制度や仕組みなどがございますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 地区の建て替えを推進するまちづくりの手法としては、個別の地区ごとに、やっぱり土地利用や建て替えの制限となっているこうした狭い道路などの公共施設の整備について、事業化を検討することが望ましいと考えております。

これまでのまちづくり事例を参考にいたしますと、まずは地区住民が具体的に必要となる市道の整備や沿道の市道に合わせた土地の整除を行う土地区画整理事業などの事業手法について検討する中で、地区計画による道路等の公共施設の位置を定めるなど合意形成を進めることが重要と考えております。

そうした地域のまちづくりを進めて、市としては支援をして考えていきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 合意形成、難しい。やっぱり気を遣ってなかなか言えないとか、それから、やっぱりそれだったらなんて諦めてしまう人がいます。実は私はすごい理事にも



御迷惑をかけ、こういう難しい問題に取りかかったんですけれども、本当はまず初めに考えた理由は、自分自身が日頃60数年間温泉場で自然と生きている中で、友達とかの話の中で「あそこってさ、道がないから家がもう建たないんだって」と平気で言ったりして、それで、それから借地の人が多いですから、今度普通自動車を替えるんだけど、また地主さんの印鑑が必要だよとか、それから、それだから、やっぱり家に駐車場がないから、駐車場を借りて家まで行くから、そんなところに住むんだったら、やっぱりどうせお金を出すんだったら、駐車場のある家を、それも子供が学校に通いやすいところに移動したほうがいいよねとか、本当にそういう切なる気持ちをばばぱっと耳にします。それで、自分は60数年ここで住んでいましたので、何か不思議とそういうもんだと思ってきて生きてきました。そして、父も母も、修善寺に、温泉場に住んでいる人は普通はそういうものだなと思ってしまっているような気がするんです。

でも、ちょっと私が、ちょっとそれは違うんじゃないのという思いから、今回のこの提案をさせていただきました。本当にほかの地区に住んでいる方はきっと分からない問題だとは思いますが、いろいろなまちづくりにしても何にしても、やはりみんなと話し合っ、少しでもいい方向に持っていきたいと思えますし、そして、この都市計画の見直しのことを契機に、やっぱり少子化とか、子供たちが外に出ていっちゃうものも、もう少し抑えられたり、そして、それから、もっと人が集まれる場所も多くなったりすることをぜひ、そういうことを提案しながら、これで質問は終わりますけれども、今後やはりもっともっと勉強していかななくてはならないと痛感しましたので、皆さんとも相談しながらやっていきたいと思えます。またよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小長谷順二君） これで、間野みどり議員の質問を終了します。

ここで1時45分まで休憩とします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時44分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 三 田 忠 男 君

○議長（小長谷順二君） 次に、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

本日最後の一般質問をさせていただきます。

いつも、市民の皆さんからいただいた質問や要望、あるいは苦情等を基に、今回も昨年の

12月定例会、3月定例会の一般質問後の進捗状況の確認と3月定例会での市長施政方針の課題の整理を中心に質問いたします。

4点お願いしたいと思います。

1点目、今、まさに取り組んでいます新型コロナワクチン接種体制の現状と課題。

多くの市民の皆さんから、電話は通じなく、ネットをやってようやく予約が取れたと、そんなような声をいただきます。私も2回目です。やっとネットが取れたわけですが、接種現場では、待つことなく、いつ打たれたのか分からないぐらいの早さで接種が終わってしまいました。医療従事者、あるいは行政等関係各位に今までの御尽力に感謝申し上げますとともに、今後、さらに伊豆市民の安心・安全が確保される接種体制について、以下質問いたします。

高齢者の方々から、電話がつながらない、予約が取れない、電話代がかかる等御意見を多数いただきました。その原因と、それに対する対策、今後の取組について伺います。

2としまして、各医療機関での個別接種計画が各自治体等で行われていると思いますが、伊豆市においては、今後展開される予定があるか伺います。

3、集団接種になじまない、個別に配慮を要するような障害をお持ちの方とか、寝たきり等の高齢者の方とかに対する市民への接種体制の検討状況を伺い、今後の参考にしたいと思います。

2点目として、伊豆市の公共施設の高齢者対応、あるいは障害者対応について伺います。

高齢社会、共生社会等環境変化について、ハード面、ソフト面からも環境に適応した改善が望まれますが、今までの取組経緯や今後の取組検討状況を伺います。

法律に基づく改善状況、例えば段差解消や点字ブロック、音声案内信号等の内容や、改善した箇所や改善件数等を大まかで結構ですので、伺いたいと思います。

2番目として、トイレの和式便器から洋式便器への改修工事等、学校教育の場では進んでいると思いますが、一般的な物理的な環境改善状況の内容や箇所、件数等、伊豆市全体でどうなっているか伺います。

3番目として、案内標識やパンフレット等多言語機能も含めたり、音声機能も含めたりする多機能化の内容や、その実態について伺わせていただきます。

3点目として、中伊豆地区の再開発計画の検討状況と、地区住民への意見聴取について伺います。

今までも、過去何回か中伊豆地区の将来像について質問し、その都度答弁いただきましたが、その後の検討状況や、今後の計画推進、住民意見等の聴取状況、意見交換状況等について新たな項目を含めて伺います。

これは総合計画の後期基本計画等を作成している段階でありますし、なるべく自分の要望が取り入れられることを願いながら質問させていただきます。

これも前回と同じで恐縮ですが、1番目として、中伊豆温泉病院の建設地であります清水

区や、ジオパークの西区周辺の地域、小川区の温泉病院の跡地や橘保育園跡地や、住民交流センターの温泉施設の活用、巨峰の発祥地であります白岩地区の教育・環境等資源化等について、白岩地区のまちづくりという観点からお伺いいたします。

2番目として、中学校再編後の中伊豆地区のこども園、小学校の在り方、六仙の里、大見城跡地等八幡区を中心とした中地区の再開発等のまちづくりについて伺います。

3番目として、萬城の滝周辺開発、わさびの郷構想、八岳小学校の跡地活用、矢熊筏場線改良工事後の公共交通機関等の再編等、八岳地区のまちづくりについての現状と課題等について伺います。

4番目として、冷川地区の有料道路代軽減を含めた伊豆スカイラインの活用、あるいは県道の狭隘部分の拡幅工事等を伴うまちづくりについての現状と課題について伺います。

5番目として、地区要望でよく出ます通学バス確保や通学路の安全策、中学校再編後の通学方法、特に特別に配慮を要する特別支援学校等に通う方の通学権確保策、あるいはそれに伴う公共交通機関の在り方等、検討している状況がありましたら、伺いたいと思います。

最後になりますが、4点目として、自然エネルギーの活用と環境への調和について伺います。

自然エネルギーの活用は、極めて大切な国策であると認識し、自然との調和を含めた住民との理解促進が重要であると考えます。以下の点について伺います。

1、伊豆スカイラインゴルフ場太陽光発電所の進捗状況と、今後の事業展開と、伊豆市との行政手続についての関係について伺います。

2番目として、自然エネルギー発電開設申請件数等の現状と、伊豆市民の、そのようなところにおける、あるいは困ったときの相談等の総合相談窓口等の設置状況の検討について伺います。

3番目として、地域住民からの苦情や相談に対して、行政業務上どのような対応が可能か伺います。

いずれも、市長、一部分教育長に伺います。

○議長（小長谷順二君） ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 新型コロナワクチンの接種についてお答えを申し上げます。

当初は3月中旬頃から高齢者の接種が始まるのかなという雰囲気だったのですが、原因はよく分からないんですけれども、遅れて遅れて、ほぼ1か月ぐらい遅れたんでしょうか。4月の下旬から予約ということになりました。4月の中旬頃には予約が混乱しそうだということが分かりました。3月の下旬から中旬にかけては、かなり報道で副作用の話が出ていましたので、副反応というんでしょうか、副反応を恐れて接種をちゅうちょされるのか、殺到されるのか分からない状況で、市民の動きが分からないので、少し初動は様子を見ようと私は

考えておりました。4月の中旬頃に、殺到して混乱する市町があった、先行例があったということで、ただし、人口五、六万人の規模のところ、最初の混乱が二、三日だったということ、これを報告を受けましたので、その時点では、変更するよりも、申し訳ないけれども、二、三日で終息するのであれば、そのとき決めたやり方で進めようと。4月26日、27日だったでしょうか、それは、配分枠がもう3,000人と決まっておりましたので、受付が2日間、しかも3,000人という、これは国の制約もございましたけれども、やはり混乱をいたしました。

その教訓を踏まえて、まず5月10日、2回目の予約を開始する前に、今度は後ろ3,000人を切りませんので、高齢の方は必ず全員接種できますから、初日、2日目に殺到しないでくださいというお願いをかなり広報させていただきました。それから、やはりネットで子供さん、お孫さんをお願いした方も増えたようです。さらに加えて、おひとり暮らしで、なかなか周りに子供、孫もいらっしゃらなく、ネットも使えない方々のために、1週間でしたけれども、85歳以上の方々は、コールセンターではなく、市の健康長寿課で職員総動員をして電話で対応するというようなことで、やはり予期のとおり、市民の皆さんには大変な混乱と御迷惑をおかけしましたが、月、火、水、5月10日、11日、12日ではほぼ落ち着いたという状況でございました。

それから、今後の取組についてですけれども、個別接種については、今幾つかの医療機関で検討をいただいております。これは64歳以下分のワクチンの配送計画や接種予約の実施時期が決まればそれぞれ独自にやっただけことを考えております。ただ、今ほかの市町の状況を見ますと、伊豆市において伊豆赤十字病院と伊豆市の健康福祉部が一体となってもう一点集中で進めている集団接種型がスムーズに進んでおりますので、やはりこれを軸にしていくことが最も効率的だろうと思っています。診療所でお願いしたときに1日に5人になるのか10人になるのか分かりませんし、それから小さな診療所で通常の診療を行いながらということはやはり極めて難しい。お医者さんも恐らく1人、看護師さんも少数の中で通常の診療をしながらというのはやはりそう簡単ではないのではないかと。しかも副反応対応を考えると、必ずしもそれが望ましいのかどうかという問題がございます。

私の知り合いの内科医に聞いてみますと、市内ではありません、市外の内科医に聞いてみますと、通常診療をしない日曜日に50人やるとか、そういう対応を考えたいというようなことも言っておりまして、今の集団接種以外にどのような対応を取っていただけるのか、これは調整がつき次第市民の皆さんにも広報をさせていただきたいと思っております。

それから、冒頭申し上げましたけれども、契約しているお医者さん、産業医等がいて、集団接種できる特別養護老人ホーム、あるいは駿豆学園等は粛々と進むと思っておりますので、全体として進捗していくと思っております。

問題は60歳以下のいわゆる働いている皆さんです。これはもう率直に申し上げますが、これ、したがってあえて健康福祉部長ではなくて私が今全て予定外の答弁をしているんですけども、現役世代の方々に対する予約は当初混乱するのではないかと覚悟しています。とい

うのは、読めないんです。これまでは、高齢の方々は予約を取っていただいたら、きちっと時間どおりに来ていただき、本当に誤差なく来ていただき、そして恐縮ですが昼間の時間も2時からでも来ていただける年代の方々でした。これからは働いていて、できれば夜とか土日の方が望ましい、あるいは、平日の3時に取ったけれども、急遽お客さんから呼ばれたとか、急遽会社に来いと呼ばれたとか、そういった働いている方々が高齢の方々と同じようにスムーズにいくとまず思えないということが一つ。

それから、夜の集団接種はやるつもりでいます。これに加えて分からないのが、今唯一伊豆だけ県の集団接種会場が分かりません。ふじさんめっせと静岡市と掛川市と吉田町だったかな。県が集団接種5か所作る内の4か所は公表されていて、東部か伊豆にもう1か所が公表されていないんです。その方々が東部のどこなのか、伊豆のどこなのか、そしてそれは通勤のときに行っているのかどうか分からない状況。それからもう一つは、企業でやってください。近くの伊豆の国市さんとか三島沼津の大手の企業さんでやっていただけるのか。そうするとこちらの予約が先になった場合に、こちらの予約を取り消して、県の集団接種会場とか、あるいは企業の医務室なのか、企業の体育館なのか。こういったことを考えると今までどおりスムーズにいく感じがいたしません。ですから、伊豆市は集団接種会場で今までほぼ同じルールでネットか電話で、多分ネットがほとんどになると思いますが、予約の準備をして、後は状況を見ながら柔軟に変えていくしか手がないのではないかと考えております。

ただ、幸か不幸かといいますか、伊豆市の場合には高齢化率が4割を超えていて、現役世代になってもものすごく人数が多くなるわけではありませので、ほぼ高齢の方も8割ぐらい予約されている方を考えると、現役世代で受ける方が仮に6割とすればほぼ同じ数字になりますから、9月末頃までには希望される方の接種はできるのではないかと見込んでおりますが、さっき申し上げたとおり、かなり読めない変数が多いと現時点では見ております。

そして、最後にこれは非常に表現を気をつけなければいけない課題なんです、集団接種に来られないの方々。くれぐれも皆さんに申し上げたいのですが、置き去りにはいたしません。当然市がしっかり1人でも希望される方がいらっしゃればケアをさせていただきます。その上で御理解いただきたいのが、この類の感染症対策の危機管理においては、ワクチン接種はなるべく早く、なるべく多くの方々に接種をして、全体としての抗体を確保することが一番のポイントですから、今やっているフル回転しているところのエネルギーを割いて、個別お一人お一人に対応するという事は、申し訳ないんですが、少しタイミングを変えさせていただきます。まずはなるべく早く、なるべく多くの、伊豆市内全体としての抵抗力を高めた上で、地域包括センターや民生委員の皆さん、うちの保健師等々と協議した上で、個別の対応については、お一人お一人を置き去りにしないように対応させていただきたい、このように考えております。

○議長（小長谷順二君） 健康福祉部長、補足ありますか。

○健康福祉部長（栗山信博君） まずはそれで。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 私も、当初の混乱ぶりから非常に接種現場でも非常に混乱するのかなと思ひながら、自ら体験したら拍子抜けしたぐらいスムーズで先生方とか看護師さんたちも本当親切丁寧に対応していました。

その中でこの質問もちょっとずれるなと思ひながらやりましたけれども、ここでは、市長に丁寧な答弁いただきましたので、いわゆる2割ぐらいの方が今現在受けられない。その受けられない中に受けたくて受けないんじゃないかと、受けたいんだけどやり方が分からないとか、情報がいつているのにもかかわらずちょっと気がつかないような人をどう救済するかと。それが今市長がおっしゃった、置き去りにされないとか、なるべく早く多くの人にというところの観点だと思うんですが、それが先ほど包括支援センターとかいろいろあったみたいですが、もうちょっときめ細かく各地区でならないかななんて思ひながらボランティアに助けてもらったらいいいのかななんて思ひながらも今質問しています。

新聞ではいろんな工夫があつて、寝たきり等の人についてはリフトバスを出す補助金を1万円つけるとか、あるいは今日の新聞でしたっけ、お寺さんが檀家の皆さんにネット等を駆使して援助しているようないろいろあるんですが、当初伊豆市は基本形しかやらなくて、じゃあ残された人はどうすんのかなって心配があつたもんですからこの質問に結びついていますが、ここでは手短かにその2点で、残された人たちをどういうように接種してもらおうのかというところについて何か検討状況があれば再度お伺いさせていただきます。

いかがでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今日冒頭市長から説明がありました予約の完了している方は9,822人で今議員言われたとおり2割ほど残っております。ただし特養ですとか老健、介護医療院等に入所されていて、受けていられない方がまだ600人ほどおります。そういった方を含めると、2割まではいかないと思いますけれども、その方たちに実際受けたいのか、受けたくても受けられていないのか、その辺を確認するに当たりましては、やはり一番身近なのはいつもお願いをして申しわけないんですが、民生委員さんですとか区長様にお願いをしていくのが1つと。後は、もし寝たきりだとかそういう方でしたら訪問看護とか訪問診療、病院の医者の方が入っている方もおられるんじゃないかなと、あるいは、ヘルパーさんです。そういった方、そういった機関にも確認をしながら今国のほうも訪問看護をやっている場合に看護師が自宅へ行って、オンラインで医者が病院で問診をするという方法が認められてきています。なので、そういった形で看護師がその場で接種する方法も今検討しておりますし、訪問診療をされている方あまりいないとは思いますが、おりましたら訪問診療

で接種するということも検討しております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） あと、いろいろお聞きしますと、子供さんたち夫婦と住んでいる方がいて、そうすると世間一般では支援を受けながら受けられると思うんですけども、親子関係とかいろいろ課題がありますと、ちょっと忘れられていてどうしたらいいか分からない世帯とか。あるいは今度は職域で打ってもいいよということで、これから65歳以上になった場合、ある職種によっては定休日っていうのは一緒になるわけです。そうした人を集団で今度はやる策とか、今まで高齢者とは違った策を講じるほうがより効率的になるのかなんてことを考えたりもしますので、高齢者の延長上で65歳は見ないほうがいいのかなと思ったりして、いわゆる創意工夫っていうのはやっぱり他の自治体の事例を参考にしながら必要かなとも思って質問させていただきました。

また、今回教育長には質問しないんですが、何かこれから12歳までも打つとなると、やはりまた親によっては受けさせないとか、そういうことがいろいろ課題が出てくるかもしれませんので、今後国としては初めてやっていることですから、非常に大変だと思いきれども、引き続き御尽力お願いしたいなと思ってここは終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、2番目に行かさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 伊豆市の公共施設の高齢者対応について答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 観光施設等におきまして、高齢者や障害者の方々に支障のある箇所につきましては、代替措置や職員が介助するなどの対応によりまして、バリアフリー化をしております。今回各御質問のそれぞれの箇所数及び件数につきまして答弁をさせていただきます。

まず（1）の法律に基づく段差解消や、点字ブロック、音声案内信号機の設置等の改修工事はございませんが、法律の要請に基づくことなく、市において高齢者や障害者にとって支障が認められるものにつきましては、適宜整備を進めているところです。

（2）のトイレの和式便器から洋式便器への改修工事等ですが、観光施設や社会教育施設を中心に18か所、86基を改修しております。

（3）案内標識、パンフレットの多機能化等ですが、点字ブロックが3か所3件、歩道に係る段差解消が5か所5件、音声案内信号機設置が5か所5件となっております。

今後も高齢者や障害者などの利用者が使いやすい公共施設の整備や改修に努めてまいりま

す。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） この項では、いわゆるオリパラを契機にいわゆるハード面のレガシーとして、せっかくオリンピック会場になるということで、パラリンピック会場になるということで市民の皆さんの現状とやってよかったねという成果が上がるような物理的なハード面をお願いしたくて質問させていただきました。

特にその中でこれからトイレ等については男性と女性の割合の変化とか、あるいは高齢化に伴う女性の方々が和式ではなかなか用を足せなくて、洋式化にしてほしいという要望がどうも聞かれてきているんですが、例えばその生きいきプラザあたりは、そういったトイレの改修っていうのは洋式化はされてきた経過があったのでしょうか。

ちょっと健康福祉部には私は求めなくて、ちょっと違う部署かなと思いながら答弁聞いていたんですが。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 本庁舎や生きいきプラザは総務部のほうで管理しております。生きいきプラザにつきましては、ちょっと改修の経緯はちょっと分からないんですが、現状やはり議員おっしゃるとおり和便器が多いです。特に女性の便器は1階2階ともそれぞれ6基ずつあるんですが、洋便器は2つずつです。ただ、4つの和便器のうち、2つが子供用と和便器とセットになったトイレなんです。ですので、単純な和便器だけでしたら洋便器への改修はちょっとすぐにでも検討させてもらうんですが、子供用の小便器と和便器が1つのトイレでセットになっているのが2つずつありますので、そちらはちょっとスペースの問題がありますので、難しいかなと考えております。ただ、それぞれ1階2階の2つずつの和便器については、ちょっと現場をすぐ確認しまして、洋便器化のほう至急検討させていただきたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） よく何か催し物あったとき男性トイレと女性と、男性はすーっと行くんです、女性はずっと待っていますよね。あの現象が女性から見れば改善してほしいのかなと思いましたが、あえてここで質問させていただきました。その中に年寄りの方はやはり洋式が欲しいという時代になっているみたいですので、御検討願います。

ここは以上で終わらせていただきます。

3番目お願いいたします。

○議長（小長谷順二君） それでは、中伊豆地区の再開発計画の検討状況ということで答弁願います。



市長。

○市長（菊地 豊君） 中伊豆地区は、人口減少のペースも緩く、市の中心拠点であります修善寺駅からも5、6キロで、いわゆる市の本当の一番の中心拠点の修善寺駅と連携しながらのまちづくりができるんだらうと思います。そこに、この地域では順天堂病院に次ぐ規模の200ベッドの中伊豆温泉病院が今度は県道の横に移転するわけですから、そもそも環境として住みやすい地区で、200ベッドの病院が新たにでき、そして学校の再編成で、中学校は移るけれども、八幡地区に生活拠点は集約させる。このようなもう既に目に見えるタイムスケジュールでの大きな変化がある中で、どのように人口を維持していくかということが焦点になってまいります。

ただ、大変残念ながら学校のある八幡地区でも人口がかなり減っているんです。ここがこれからの勝負で、どのようにもう実効性ある具体策をどうすればいいのかと、もうまさにそこに入って行く状況でございます。

個別の御質問について、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうから（1）から（4）の御質問について、各地区の主な事例を挙げながら答弁のほうをさせていただきたいと思います。

まず（1）の白岩地区を中心としたまちづくりでございますが、まずは小川区にあります橘保育園の跡地活用を始めていきたいと考えております。

具体的には、前回も答弁させていただきましたが、白岩地区については人口減少が比較的緩やかであるとともに、中伊豆温泉病院の移転もございますので、人を呼び込むための施策について、地域と話し合いを行っていききたいと考えております。また、温泉病院の跡地につきましては、静岡厚生連の土地でございますが、今後市と活用について相談したいというお考えをお持ちのようでございますので、市といたしましては、地域も含めた話し合いをしながら一緒になって有効的な利活用を考えて、活用の方向性を探ってまいりたいと考えております。

それから、（2）の八幡区を中心としたまちづくりでございますが、中学校再編後の中伊豆地区のこども園、小学校のあり方につきましては、中伊豆地区に限らず、市全体で考えることが大切であるとともに、再編後に検討を始めるのではなくて、早い段階から検討、調整をしていく必要があると考えております。つきましては、関係部局間で調整を始めるとともに、地域の皆様の御意見を伺いながら、検討していききたいと考えております。

次に、六仙の里についてですが、子育て世代からも身近な公園として改修して、遊びやすくしてほしいとの御意見を伺っております。そのため、現在策定している総合計画では、身近な公園の整備を謳っておりますが、その中に六仙の里も含めております。

また、旧さくらこども園跡地の活用につきましては、今年度中伊豆地区の公共施設の跡地活用を検討することとしており、その中で活用の方向性を決めていきたいと考えております。

こちらにつきましては、地域のにぎわいと交流を生むような活用ができればと考えておりまして、今後地元を含めて、協議をしていく予定でございます。

(3)の八岳地区でございますが、萬城の滝周辺の開発につきましては、民間事業者から利活用の事業提案がございまして、現在事業内容について地権者の意向を確認しているところ です。

わさびの郷構想の推進につきましては、生産振興において喫緊の課題である苗の安定供給に取り組むとともに、構想の実現に向け4つの基本方針に沿った施策を着実に進めてまいります。また、八岳小学校の跡地については、施設の利用の話はあったものの、実際の利用に至っていないのが現状でございますが、グラウンドにつきましては、今年度、八岳地域づくり協議会が芝生を植える予定となっております。今後の活用の方向性につきましては、地元と話し合いをしてまいります。

(4)の大東地区につきましては、こちらの地区は伊東、熱海方面からのアクセスもよい ため、伊豆スカイラインの活用や、県道伊東修善寺線、中大見八幡野線の拡幅整備を県に要 望するなど、都市間の交流促進を図る取組を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） それでは、中伊豆地区の将来像についての御質問の中で、教育委員 会所管の内容についてお答えさせていただきます。

(1)の白岩地区のまちづくりの中で、巨峰の発祥地の教育についてです。

中伊豆小学校では、1999年から巨峰のふるさととして学校で栽培してみたいという子供た ちの願いから、PTAの協力で2アールのブドウ畑を造り、4年生が中心になって、総合的 な学習の時間などを使って毎年栽培をしていました。

2019年からは、総合的な学習の時間からはブドウ栽培は外れましたけれども、現在も巨峰 の発祥地であることを伝えながら、果実が実れば、袋かけと収穫を4年生が行っています。 最近、隔年みたいですけれども、時折大豊作のときがありまして、おいしくいただいている というようなお話も伺っています。

それから(5)の通学バスの確保や通学路の安全策、中学校再編後の通学方法については、 教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私からは(5)の通学バスの確保や通学路の安全策、 中学校再編後の通学方法についてお答えいたします。

最初に、中学校再編後の通学方法ですが、昨年度新中学校通学対策に関する基本方針を定 め、バス、徒歩、自転車で、安全に、しかも生徒や保護者の負担ができるだけ少ない通学方 法を検討しております。

バス通学に関しましては、路線バスを活用しつつ、開校時の生徒数に応じた便数を確保することはもちろん、どのようにすれば各方面からの通学バスの運行をスムーズに行えるか、バス事業者とともに協議しながら検討を進めております。

また、徒歩や自転車による通学に関しましても、より安全な通学路の選定や、必要な整備の検討を行っています。

また、地区要望の通学バスの確保や、通学路の安全策についてですが、通学バスに関しましては、路線バスを維持していく観点からも、通学専用のスクールバスなどは現在運行しておらず、地区の要望に十分お応えできないケースもありますが、公共交通の担当課とも相談しながら、地区にとってよりよい手段を検討してまいります。

また、通学路の安全対策ですが、通学路の安全点検を関係機関や学校と合同で実施し、短期、中期、長期に分けて対策を検討しております。特にグリーンベルトのような短期で実施できるものについては、早急に対応をしていただいているものもございます。今後も関係機関と連携して通学路線の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別に配慮を要する特別支援学校等の通学に関してですが、伊豆の国特別支援学校と東部特別支援学校は、共に伊豆の国市韮山にあります。どちらもスクールバスを運行しておりますが、これまで沼津特別支援学校のとときには狩野川公園までだった送迎が、今年度開校した伊豆の国特別支援学校は、狩野ドームを出発し、柏久保の農の駅、狩野川公園を経て、伊豆の国市内を巡回するコースとなり、以前に比べ送迎時間が大きく短縮され、送迎範囲も拡充されたため、利用する児童生徒の負担が随分軽くなりました。また、これ以上の長距離運行については、児童生徒の特性を考えると難しいとお話も伺っております。また、東部特別支援学校は、基本的には医療的ケアを必要としない児童生徒がスクールバスを利用しているとのこと。説明会などでバスの利用の相談を行っているようですが、始業に間に合う範囲での利用となりますので、乗車場所などは相談の上決定しているとのことでございます。

いずれにしても、市内の児童生徒のスクールバスに関する御意見ですとか、御要望につきましても、市としましても特別支援学校のほうにつなぎ、お願いをしながら利用できるように方策を検討してまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） すみません、忘れがちですので、教育部のほうに先に質問させていただきます。

特別に入る要する、まず義務教育の場合、あれですか、旧中伊豆町辺りの例えば八幡とか原保のほうに、あるいは筏場等にそういった児童生徒が出た場合は、スクールバスってというのは制度上、来てもらえるものなのか、それとも違う方法を確保してくださるのか、それと

も父兄の負担になってしまうのか、ちょっと制度上のことで分かる範囲でお教え願いますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 学校のほうに問い合わせをさせていただいて確認したところによりますと、まずは伊豆の国特別支援学校の関係ですけれども、かなり時間がかかっていたものが時間が短くなったと。そうしたときに、大体1時間ぐらいで学校に着くのが生徒の落ち着きを考えると、望ましいということで、今のルートがぎりぎりであるというところを原則として考えられているということは伺っておりますが、絶対に駄目かどうかというのはいろんなケースによって御相談をさせていただくってということになるろうかと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 顕在化しないとなかなかそういった問題出ないんでしょうけれども、とかく市長とも親御さんが懇談していただいて、善処していただいた事例が他の地区ではあったものですから、もしそういった声があれば中伊豆方面にもそういった施策が及ぶのかななんて思いながら質問させてもらってますので、なかなか親御さんっていうのはそういう声を上げられませんが、いわゆる背景的にそういったアウトリーチって言いますか、手を伸ばしたほうがいいような背景がある子をちゃんと把握していたら声かけるのもやはり必要なと思ひまして、今後お願いしたいなと思ひます。

そうしますと、今度は義務教育以外の高等部当たりに通うと、さらに制度上難しくなるってことでしょうか。

いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 高等部に限らずまず伊豆の国特別支援学校のほうは大体1時間ぐらいのルートで考えたっていうのと、もう一つ東部特別支援学校は肢体の関係もございしますが、先ほど申し上げたとおり医療的ケアのかからない方を原則とされているそうでございます。まずはそこが最初の相談になって、その後はやはり個別の相談でということになるろうかと思ひます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） そうしますと、高校生の場合通学バスの補助金制度とかどこの所轄でしたっけありますけれども、やむを得ず公共バスに乗れない生徒さんがいた場合、親等が送った場合、そういった補助金制度っていうのはございましたか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 健康福祉部のほうで、移動に関する支援の要綱がございまして、まさしく親御さんが都合が悪くなったときに、移送の業者の委託はできるんですが、現在の要綱は初等部中等部が該当だったような気がしますので、今御質問の高等部は現時点の要綱上は入っていないかもしれません。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 今健康福祉部に振られましたので、自立支援法の総合支援法の枠の中であれですか、そういった市独自の制度をつかって支援するって考え方も制度上あってもいいってことでよろしいのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今現在伊豆市移動支援事業実施要綱というのがありまして、その中で通学支援型という中に先ほど教育部長申し上げた小学部中学部に在籍する者ということで、保護者の就労等により、保護者による送迎が困難である者につきまして、時間単位ですけれども、基準額がありまして、その10分の1を、1割を負担するというものはございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 分かりました。

これは前から言っていることですが、市長もおっしゃっていたと思いますけれども、伊豆市民の子供は伊豆市で責任持とうと、分け隔てなくという大きな共生理念がありますので、今後もよろしくお願ひしたいなと思います。

それでは、今度は前回と同じような質問を続けさせてもらって、聞いていますと、それほど前進したような答弁に聞こえなかったんですが、あれでしょうか12月から6か月っていうのはやはり行政的にはもっと時間をくださいっていうのが本音のところなんではないでしょうか。ちょっと私がせっかちで、その後検討した後どうなったんですかっていう進捗をどんどん確認していきかけたわけですが、何かその地でここが進んだってポイントがあったらまた再度お教え願えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 具体的に進んでいる事例を挙げさせていただきます。

私どものほうで所管している（1）の白岩地区でございまして、前回は橋保育園の跡地活用という形で今回も跡地活用を始めていきたいというお答えを先ほどさせていただきました。本年度橋保育園につきましては、今後の跡地活用のための測量だったり、境界確定等具体的

な委託事業始めていまして、今後の準備作業を進めているところです。

それから、八幡地区のさくらこども園等の部分につきましても、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、中伊豆地区の公共施設の跡地活用ということで、今年度委託をかけさせていただきまして、その地区の活用の検討を実際に取り組んでまいるというのが、前回よりは進んでいるところなのかなというところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 議会に御理解のお願いになるものですから、先ほどの橘保育園の跡地にしても、不動産屋さんをお願いをするとやはり収益を上げたいわけですから、インシナーの跡地のように50坪とか60坪でなるべく多く売りたいわけですよ。でも市長としては、住環境の質をよくしたいので、できれば100坪、ぎりぎりでも80坪ぐらいで周辺の住宅地と違和感のないカーポートが2台3台あって、お隣と少し距離があってというふうにしたいわけです。

それをうちの担当がサウンディングするに行くのに、土地幾らですってなるときに、市長だったらいやもう議会にお願いするから、ここはじゃ幾らならできますかって話できるんですが、その話ができないものですから、宅建業者さんとか不動産屋さんとの話のときに、やっぱりそこが一步入れないんです。それならうちがじゃあ手を挙げようかと。

したがって、これはあくまでも市の活性化が目的ですので、ぜひ市の土地、民間の土地をそれは安く譲ってくれというのはお願いしにくいけれども、市の不動産等は、大胆に使わせていただいて、人口を増やすためとか、地域を活性化するためとか、企業を誘致するためとか、公益性が高いところを我々はしっかり見据えますので、柔軟に処理させていただきたいんです。私は最初からそう指示したつもりだったんですが、やっぱり事業者さんと話をするといやそれじゃ売れないとか、それじゃ利益が出ないとか、こういう話で数か月止まっちゃっているんです。やはりその地域の風情に合った住宅地でないと、安ければ田舎でも住みますというのは伊豆市の在り方としてはそうではなくて、地価は安いけれども、ゆったりと自然の魅力を生かした周辺の地域と合った、そして周辺の地域から歓迎される、そんな事業にすべきだと思いますので、長くなって恐縮ですけれども、ぜひ議会の皆さんにも御理解を賜りたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 合併してやはり周辺地域が割を食うみたいな印象をよく聞くと思うんですけれども、むしろ私はやはりそれを踏まえて周辺地域が合併してよくなったなって思えば合併は成功するのかなと思ったわけです。そういった意味で、いわゆる周辺地域にもうそろそろ力を入れるときじゃないかなという発想の下で、毎回質問を繰り返させてもらうんですけれども。あと、シンボリックに中心市街地にいろんなものを造るのは当然ありかなと

思っているんですけれども、中心ばかり造るとやはり周辺から見れば何で合併する必要な  
なかったんじゃないかみたいな声がいまだに聞こえてくるものですから、ぜひ先ほど話合いと  
か言いましたけれども、私6か月で気が短いみたいな話をしたんですけれども、むしろ積極  
的に対話をしましょうよっていう呼びかけで待っている市民もいますので、ぜひ仕掛けても  
らえればありがたいなど。

この間の環境では、白岩地区を除いて3つの地区は地域づくり協議会でできていますので、  
そういった方々との協働でどんどん仕掛けてもらおうと進むのかな、話としては進むのかなと。  
あと財源はまた別の話として。

多くの市民の皆さんが市長が選挙の候補者として当時の政策提言したとき、かなり期待し  
て、もうあれは市長が言っているんだと勝手に理解しているところもありますので、ぜひそ  
れを公約を実行に移して中伊豆地区の活性化に目を向けていただけたら幸いだなと思いま  
すので、ちょっと中伊豆の方もどっちかっていうと町が多いような気がしたものですから、仕  
掛けていただければ幸いです。

じゃ、ここは終わらせていただきまして、4番の最後の質問に行かさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 自然エネルギーの活用について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 建設部の理事と市民部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 私のほうからは（1）と（2）についてお答えいたします。

伊豆スカイラインゴルフ場太陽光発電事業の伊豆市の行政手続について申し上げますと、  
市の自然環境等再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例、いわゆる再エネ条例で  
すが、それと土地利用の事業の適正化に関する要綱による手続が必要となります。

現在は、再エネ条例の第4条に基づき、事業者が事業者責務である利害関係者と良好な関  
係を保持するための地元自治会等への説明及び近隣関係者への説明を行っている状況でござ  
います。

今後は関係する法令との調整が整いましたら、事業者は土地利用の手続を行うこととなり  
ます。

次に、（2）の自然エネルギー発電に関する開設申請件数等の現状について申し上げます。

平成25年度から現時点まで太陽光発電に関わる土地利用事業の受付件数は18件、約38.2ヘ  
クタールとなります。

状況といたしましては、完了が17件、林地開発手続に変更が生じたことにより1件、2.6  
ヘクタールが未着手となっております。

次に、相談窓口につきましては、自然エネルギー発電に関わる申請については、関係する  
法令が多岐にわたるため、担当課で個別に対応している状況であります。市民生活に影響  
する環境に関する相談につきましては、環境衛生課が窓口として対応いたしております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、市民部長。

○市民部長（加藤博永君） それでは、（3）の地域住民からの苦情や相談に対してということでございます。

先ほど建設部理事が答えましたとおり、環境に関する苦情や相談につきましては、環境衛生課が対応いたしております。

また、環境影響評価制度に該当する案件は、環境影響評価法または静岡県環境影響評価条例に基づき、県に意見書の提出を行い、環境影響評価条例の対象とならない事業に対しましては、環境衛生課から事業者に環境基準に関する指導等を行っております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 以前質問したときに、データもらいまして、先ほど18件ってありましていくつか太陽光発電等の設置がされているっていうことですがけれども、案外どこに、どういうふうに設置されているか、住民の当事者にならないと分からないですよね。そんな中で、そのばらばらな当事者が何か苦勞して区に相談したり、区長さんたちが行政に相談したりしたときに、困った事例ってというのが私たちの区ではあったもんですから、こんな質問の背景になっているわけですがけれども、そういった困ったようなときには、これから特に伊豆市は自然との調和っていうことで環境の問題が主ですので、土地開発との制度上のことよりは、どっちかっていうと自然との関係で質問がいっぱい出るでしょうから、それは前は相談窓口は検討するっていうことだったんですが、今回それが環境衛生課でということと理解させてもらったんですが、再確認で、環境衛生課に行けばよろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 環境衛生課のほうで担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 環境衛生課は平和寺問題とかいろいろ抱えていますけれども、国策で自然エネルギーをもっともっと増やせということもありまして、本当に調和できれば最高のいいエネルギーだと思いますので、本当に住民が快くやれるようにうまくなるといいなと思いつつ考えるわけですがけれども、この太陽光の問題は伊豆スカイライン以外に何か八木沢のこともちょっと課題としてはあるみたいですがけれども、それ以外のところで困った事例ってというのは市に相談はないんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。



建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 事業者が当然再エネ条例に基づき、まず相談を持ってくる場合において、当然地域住民に対して説明を行うようにということで条例にのっとり事業者に責務を求め行います。

そういった中で、あくまでも事業者側の話と地元のその意見、当然その土地利用においては地元の意見としてどうなのかということで、地元の区長さんやそういった形、関係各課とも調整を図りますので、事業者の意見と食い違っているケースがございます。その場合においては、議員がおっしゃっている八木沢なんかはそうだと思いますが、話が違うということの中において、事業者に対して地元に必要な説明をするようにということで、または太陽光発電について、貸した地権者への周辺の人等の意思の疎通、買い取りの事例もありますので、そういったものについては、周辺を含めて隣接者、隣接の関係者求めてちゃんとした説明会を行うようにということで指導はしています。

そういった事例について大きく問題となっているのは、八木沢なんかは把握しておりますが、個別の小さな事象に関しては、まだ当然相談の途中ですので、十分な説明を行ってから持ってくるということになっていきますので、それほど相談になってから時間がたっていないもんですから、地元の説明、関係団体の説明等について今進めている最中だと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 直接伊豆市と関係ないんですが、ちょっと共通認識で分かったら教えていただきたいんですが、住民が考える懸念の中に、いわゆる造ってそのまま片づけないでいなくなってしまうんじゃないかっていう懸念があるわけです。あるいは転売転売等で最初の約束と違ってしまうんじゃないかという。今国のほうも制度なんか変えているような動きをあるようなないようなこと聞いているんですが、いわゆる片づける費用の担保の問題とか、いわゆる住民の懸念を払拭するような制度改革の方向で国が動いているかどうか。ちょっとこれは質問が適切かどうか議長が判断していただければ結構ですけれども、そういった懸念材料の1つも制度として取り除かれれば、また違った対応になるのかなとも思うもんですから、ちょっとそんな動きがあるのかどうか、分かる範囲で行政としてつかんでいるかお教え願えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 再エネ条例の課題に関しては、今国のほうでは推進する立場の中で条例がつくられておりますので、問題として考えられるのは、あくまでも本当に事業をやる事業者が申請していないケースが多々あるということでございます。実際の事業者がや

るときには、その事業者の資産資力だとか、実際の最後まで責務だとかっていうものを厳しく審査し、実際の事業が周りに迷惑かけないで最後まで問題がないかどうかを審査いたしますが、事前の段階は許認可だけを、権利です。そういった再エネのFIT法に申請するまでの中だけをコンサルタント、またはディベロッパーとして調整するっていう事業者が多くございます。そういったところについては、土地利用の中では指導できないものですから、あくまでも再エネ条例の中でのなるべく事業者を明らかにするように求めているところです。そのところがちょっと実際の事業者ではないものですから、契約する地権者の方々にとっても最後まで責任を持つ方でない方と契約をしているということを十分認識するように周知を努めていくしかないのかなと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） その点が一番全国市長会とか、あるいは私が去年まで理事を務めておりました全国山村振興連盟だとか、とても重要な課題でした。

そこで、全国市長会では、まず解体費を供託すること、次は積み立てること、それもできなければその事業者、事業団体、再生エネルギー団体なのか太陽光発電団体なのか、その業界が撤去することという3段階で要望を出してきたわけです。

経済産業省もいきなり我々にとったら満額回答なかったんですが、最新の指針ではちゃんと将来撤去させる、そういった撤去費用を積み立てさせるという義務化まではいっているようです。

この本質は、エネルギー政策って本当は近代国家において、もう国家の戦略だったはずなんです。これまで、中東からの重油の輸入とか、あるいは中東及びサハラリンからの天然ガス、もう全部国策でやってきたわけです。それから原子力発電。ここまですべて国策で最重要課題としてやってきて、例えば原子力発電とか、火力発電とか、コンサルと建設と運営がいちいち転売されている事業なんてありますか。久里浜に火力発電所造ったら2年たったら事業会社が変わっていますかねってそんな例がないのに、太陽光発電だけがそれがどんどん起きているわけです。そういった状況が分かっているのに、なぜ国家が統制しようとしないうのかということが見えているので我々は不安に思っているわけです。極めて僕は不十分だと思います。

したがって、今少しずつ改善されていますが、これからなかなか会合が持たなくてつらいんですけども、私は今年度も全国市長会の経済委員会に残れましたので、経済産業省と環境省所管しますから、まずその場でしっかりと現場の声を言いながら、その上で私たちはここから難しい私たちの仕事になるんですが、希望どおり進んでいない小水力発電をどうしたらもっと増やせるのか。それから比較的小型の風力発電を我々がどこになら誘致できるのか。それから今課題になっています太陽光発電は、どこなら我々はウェルカムなのか。ですから来るたびに困った困ったというのではなくて、この地域にこのような形であれば太陽光発電

伊豆市は歓迎しますというようなことを誘導しないと、後手後手になっているものですから、今そこがこれからの我々の踏ん張りどころかなと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 今後ともこういった討論続けたいと思いますのでよろしくお願いたします。

以上で終わります。

○議長（小長谷順二君） これで、三田忠男議員の質問を終了いたします。

#### ◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

一般質問2日目については、明日6月3日の午前9時30分から発言順序6番の波多野靖明議員から発言順序8番の浅田藤二議員までの3名を行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時44分

## 令和3年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第3号)

令和3年6月3日(木曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(15名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	11番	波多野靖明君
12番	小長谷順二君	13番	青木靖君
14番	三田忠男君	15番	永岡康司君
16番	杉山誠君		

#### 欠席議員(1名)

10番 間野みどり君

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新聞康之君
総務部長	伊郷伸之君	危機管理監	稲村俊一君
市民部長	加藤博永君	健康福祉部長	栗山信博君
産業部長	滝川正樹君	建設部長	山田博治君
建設部理事	白鳥正彦君	教育部長	佐藤達義君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	永沼健一
主査	杉本優美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日、10番、間野みどり議員より欠席の届出がありますので、お知らせをいたします。

本日の出席議員は15名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和3年伊豆市議会6月定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（小長谷順二君） 日程に基づき一般質問を行います。

本日は、発言順序6番の波多野靖明議員から発言順序8番の浅田藤二議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 波多野 靖 明 君

○議長（小長谷順二君） 最初に、11番、波多野靖明議員。

〔11番 波多野靖明君登壇〕

○11番（波多野靖明君） おはようございます。議席番号11番、波多野靖明でございます。

通告のとおり一般質問をさせていただきます。

件名1、伊豆地域への修学旅行の誘致について。

新型コロナウイルスへのワクチン接種が始まったものの、新たに変異株も国内で蔓延しており、さらに世界に目を向けましても、いまだ収束に向かっていとは言えない状況にございます。

そんな中で、近年では、中学・高校とも海外を修学旅行先に指定していた学校が多くございます。去年は修学旅行の中止という判断の学校もありましたが、やはり、修学旅行というのは学校生活の中で生徒にとっては大きな楽しみのある行事の一つだと考えます。現在は県をまたぐ移動も自粛という時期ではございますが、国内の中学・高校の修学旅行を、ジオや歴史の詰まった伊豆半島、また伊豆へ誘致するお考えはありますでしょうか、市長にお聞きいたします。

件名2、原付の御当地ナンバーについて。

現在、自動車については伊豆ナンバーがございます。伊豆という地名をさらにブランド化するためにも、また観光や仕事に訪れた方々にも、「伊豆」という統一された表示を見ても

らうことで、小さなことですが、伊豆を認識してもらえる、目にするものの景観整備の一つとして原付のナンバーも御当地「伊豆」を使用するお考えはいかがでしょうか。

件名3、地域交通お買い物ツアーについて。

伊豆市では、これまで天城湯ヶ島地区、中伊豆地区での乗り合い型タクシー実証実験が行われてきました。高齢化する地域の課題として、私も近い将来には十分必要性はあると考えます。伊豆市で行った実証実験の際の高齢者の利用者数、また利用した方へのアンケート調査をしていると思われませんが、どのような結果であったかお伺いするとともに、修善寺ニュータウン自治会で数年前から地域交通・サロン検討委員会のメンバーが中心となり、高齢化が顕著で移動手段が限られるお年寄りの手助けになればと、幾度の実証実験をし、現在は実際の運営も始まりました。

同じ伊豆市内でも、駅に近いとか商店街に近い、大型の商業施設に近い、遠いなど、それぞれの地域により、全く環境は変わると思います。今後の地域交通、特に乗り合い型タクシーやお買い物ツアーのような事業の取組をどのようにお考えでしょうか。いずれも市長にお聞きいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

修学旅行についてお答え申し上げます。

修学旅行は、児童生徒にとって、学校生活における最大の楽しみの一つであり、旅行中の体験だけでなく、事前学習や旅行中の地域の人々との交流や触れ合いなど、より地域を深く理解してもらえる絶好の機会と考えます。また、訪問される子供たちが将来伊豆へのリピーターや定住にもつながる可能性を持つ大きな効果があるものと期待をしております。

現在のコロナ禍により、修学旅行の目的地や形態が変わっているだけではなく、道路事情もよくなってまいりました。圏央道と東名はつながっておりますし、3月に御殿場バイパスと東名もつながり、そして9月には中部横断自動車道も開通されると聞いております。これまでマーケットとして小さかった北関東や甲信越地域からの誘致も期待をしたいと思います。

こうしたチャンスを生かし、新たな伊豆ファンの獲得、交流人口の増加による観光産業の振興に向け、伊豆地域への修学旅行誘致は有効な手段だと考えております。

以上お答え申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 市長の前向きな御回答、うれしく思います。少し細かく聞いていきたいと思っておりますので、お答えお願いいたします。

まず、宿泊に関してですが、今までの修学旅行というのは大体大きな旅館に全員が泊まっ

ていたと思います。ただ、コロナということもございますし、今後のこともいろいろ考えますと、今後は、例えば1つのクラスはこちらの旅館、もう一つのクラスはあちらの旅館など、分散型の宿泊ということも考えられると思います。

また、私が聞いた話で、修学旅行先で困ることの1つに、大人数での昼食の場所がなくて困るということを知ったことがございます。例えば伊豆市内の協力していただける旅館さんなどで昼食場所の提供をしていただき、ただ食べるだけではなくてテーブルマナーを学ぶことを旅行先での修学としたらいかがかと思いますが、市長はどうお考えいただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、ただいまの2点の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目は、分散型の宿泊という御質問かと思えます。現在の修学旅行は、従来の1部屋に多くの子供たち、児童生徒を宿泊させる形から、1部屋には2人程度というような少人数での宿泊に形としては変わってきていると。コロナ禍であっては、特に密を避けるということで、ますますこれからは1部屋には少人数ということですので、分散型の宿泊と、1つの施設で賄うというのはなかなか難しいと思っております。このため、これは受入れ施設ですね、宿泊施設の意向も当然ございますので、市内の宿泊施設、観光協会や旅館組合とも検討して、状況を伺いながら検討していきたいというふうに考えております。

そしてもう一つテーブルマナー、昼食とテーブルマナーということですがけれども、修学旅行の人数も、これは規模によっては数十人から百人を超えるというような大規模なものもあると思えます。現実問題として受け入れる施設のキャパシティの問題もあって、対応できるというところは限定はされてくるのかなと思っております。こちらについても先ほどの宿泊施設と同様に、受け入れる施設の状況をまず確認、その上でその意向も確認しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 今現在、コロナ禍であります。先日、青木議員からの質問の中にあつたように、変異種の感染も注意する中で、遠くへの移動は難しく自粛気味になる。まずは大きく振らずに県内の西部や中部への売込みということが重要になると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 現在のコロナウイルスの感染状況を踏まえてという前提となると思いますが、売込みにつきましては、地域も含めてですけれども、なかなかこれ伊豆

市単独でというよりは、当然に旅行の誘致には旅行会社も絡んできますので、そちらへの売込みも必要になるということで、県内中西部というのは当然近場からというところで有効かと思いますが、こちらの誘致については、なかなか市単独というよりは現在広域的な団体として美しい伊豆創造センター、またジオ協等もありますので、そういったところと協調をしながらそういった学びが提供できるかというところで検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 県内のそういう旅行先とか修学旅行の需要の際に、例えば西部や中部からの移動で、清水港から駿河湾フェリーに乗って土肥に入って、そこから内陸部に来ていただいて、伊豆市にはとても有数のジオがあったり、また世界農業遺産のワサビがあります。そしてさらにはオリンピック・パラリンピック開催ができるベロドロームもございます。歴史やジオ、そういうものは勉強の中で得た知識を生かすこともできますので、そういうものを提供していただくことはできると思います。

また、それら移動や食事、宿泊全てが修学の一環になるということを提案できないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 極めて具体的で魅力的な提言、ありがとうございます。

修学旅行聞いてみましたら、受験があるところは春先でやるところが多いんでしょうか。私は何か以前は、小学校、中学校は秋で高校は春だったような気がするんですが、なぜこんな細かいことを申し上げているとかと申しますと、10月、11月なら小さな自治体ではワクチン接種が終わっている可能性があるわけですね。そうすると相当行動半径が広がってくる。あるいは、これから皆さんともぜひ御議論したいのですが、例えば運動会なんかはコロナの感染が極めて小さな伊豆だったら、本当はできると思うんですね。修学旅行はこちらが出ていきますから、高校2年生、中学校3年生、小学校6年生を優先的にやるとか、そういったこともこれから判断すべき時期だと思うんです。

今は逆に誘致ですと、10月以降でしたら中部横断自動車道もつながるわけですから、長野県、山梨県から中部横断道で入り、そして駿河湾フェリーで伊豆に入りというルートが、より今より、要するに実効の可能性が高くなるわけですね。それで、山梨県から御殿場バイパス、圏央道から東名自動車道だったらもう既につながっているわけですから、そういった具体的なルート設定と受入れ方をしっかり構築した上で、伊豆半島の皆さんと一緒にプロモーションするというのは、極めて大きな実効の可能性と経済効果と両方見据えた事業になるかと思います。



○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） そうなんですよ。ワクチンというのはすごく今回は重要になると私も考えております。そして、この伊豆半島の修学旅行の誘致というのは、コロナ禍の移動規制が厳しい中でこそ大きなチャンスがあると私も考えております。ワクチンの効力というかそういうものにもよるとは思うんですけども、伊豆市は全国のワクチン接種に比べたら、10倍、20倍や、100倍近いワクチン接種の予約というものが、スピード感を持ってやっていただいております。今後は、どこよりもいち早い提供が必要になってくると思うんです。この修学旅行の誘致についても、ほかの地域が始める前にいち早く取り組む必要があると考えます。

昨日、市長の答弁の中で、民間と行政、どうしても行政はいろんな手続きがございます。どうしてもスピードが違くと、変わってくる、そういうお話がございました。そこで、この市内の観光力というものをコロナ禍でも取り戻すことのできる可能性をかけて、市ではどのくらいの期間で提供できるのか、もしくは、市単独では遅れるということであれば、民間と組んで進めるということも可能だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 冒頭、修学旅行の効果について申し上げましたけれども、よそさまの例でなるほどなと思ったのが南伊豆町ですね。伊豆市では、今議員になっておられる浅田藤二さんの御努力などで、台湾とは相当交流してきたんですが、修学旅行の交流があった南伊豆町は、やはり台湾の横浜分処長、これは総領事館に当たるんですね。外交関係がないので横浜分処という言い方をしておりますけれども、横浜の総領事が伊豆市にもおいでいただきました。総領事もおいでいただきました。ただ、やはり修学旅行交流のあった南伊豆町というのは、やっぱり交流の効果が大きかったということで、改めて修学旅行、若い人たちの交流の効果というものを勉強させていただきました。その上で、今年中にできる処置、伊豆市のような小規模自治体であれば、スムーズに行えば、秋頃までには幅広い世代のワクチン接種終わると思うんですね。したがって、そこはしっかり見据えて、リスクのより小さな甲信越との交流というのは一つ選択肢としてあるでしょうし、今ちょっと県の西部はきついですけれども、県内での相互の訪問というのは当然あり得るんだろうと思います。その上で、3年後にはほぼ確実にインバウンドは回復していると思いますので、国際修学旅行を含む改めてインバウンドについて今しっかり種をまいておいて、そして一、二年質の高いプロモーションを海外で粛々と進め、もう成果は3年後という覚悟を持った上で進めることも1つの選択肢であろうと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 最後に質問いたします。

修学という面では、子供たちは伊豆市や伊豆半島のことをしっかりと学んでから来ると思います。修学旅行という記念の旅行というものは、強く印象に残る旅行になります。将来の高いリピート率にも、やはり当然つながってくると思います。

今はやはり県内での移動なんですけれども、ゆくゆくは今市長が申したとおり、県外、当然海外のお客さんも誘致ができるように、伊豆ブランドというものを特に若年層に定着させるというか落とし込むために、このコロナ禍の修学旅行の誘致は、観光または今後の将来の移住・定住の大きな希望となり得ますので、ぜひスピード感を持って進めていただきたいと思います。

何か答弁あればよろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私が修学旅行でなるほどなと思ったのは、天城中学校の例なんですね。天城学習と修学旅行を併せて生徒が学んでいますので、自分の域内の町の中の研修をしてそして京都と比べる、これを併せて発表するような形になっていて、修学旅行と地域学習が一体化されているのはとてもいい例だなと思いました。

これを逆に言えば、伊豆市も、そしてそちらの交流、伊豆との関係性というものも学べるとしたら、例えば岐阜県の岩村だとか、あるいはかつて土肥町が交流を持っていた長野県の波多町でしたっけ、松本市になって交流を解除しましたけれども、かつて土肥町の姉妹都市があったわけですね。そういったところで、仮に公式な交流枠組みがなくても伊豆との関連性がお互いに勉強になるような、そういったところにこちらから出向いて提案するようなやり方もあろうかと思います。一律のやり方で全域をとということよりも、そのような形でこちらから提案申し上げるといっても、これから取り入れていきたいと思っております。

修学旅行については、もちろんこちらから行くほうは教育委員会の所管なんですけれども、迎え入れる立場としては行政の長としてもそのようなやり方も取り組みたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野委員。

○11番（波多野靖明君） 先日、既に市長のタウンミーティングのほう、終わっていると思います。私もそのうちの修善寺地区のタウンミーティングには参加をさせていただきました。そのとき、ある市民の方からこんな提案があったと思います。今回コロナ禍で伊豆市のほうは、市内への宿泊を誘導するために宿泊のチケットを市民にお配りいたしました。しかし100%の利用率はなかったと。その、例えば余ったチケット、交付金のある関係もあるとは思いますが、そういうものを今後地元の小学生、中学生に利用していただくということは、またこれも修学旅行の誘致の1つのきっかけになると思うので、お答えいただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 宿泊キャンペーンにつきましては、市長の行政報告でも報告をさせていただいたとおり、当然100%ではないという見込みでございます。そちらの分につきまして、今議員に御質問いただいている修学旅行への助成というところでございますけれども、こちらが先ほど議員おっしゃられたとおり、地方創生臨時交付金の枠の中での制度設計であったものですから、こちらの予算が仮に全部執行できないからそれでは修学旅行にというのは、そちらはその制度をもう一度中身を確認させていただかないと、現時点ですぐできますということはお答えはできないんですけれども、修学旅行、教育旅行への助成というのは、静岡県も制度の中では実施しておりますので、もう一度その県の制度も見極め、県は昨年度から始めて今年度も、コロナ禍で現在は休止はされているようではございますけれども、今年度も実施する見込みということも伺っておりますので、そういった県の制度と併せて修学旅行への誘致の支援ということができかどうかは検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） ここは、地方創生臨時交付金を使っているコロナ対策としての経済支援と、それからそれ以降の通常の枠組み、これまで幾つか経済支援策として、飲食や宿泊の補助制度をつくったことがあるんですが、それは2つの手法でそろそろ考えておくべき段階だと思います。

コロナ対応のための地方創生臨時交付金を使い終わった後、後は通常の経済活動でいいようになるとは考えにくいですね。そうすると、全体のコロナの状況とこちらの財源を併せて、今まで伊豆市民を対象としてきた宿泊の支援と補助の支援を、今伊豆半島落ち着いていますから、これをその美伊豆の中で、伊豆半島の中で使える共通の宿泊券、飲食券をまず提案をしたいと思っています。

例えば、熱海の子供たちが湯ヶ島で修学旅行として宿泊していただくとか、あるいは南伊豆の子供たちが天城山より北に行って宿泊をして修学旅行とする、これは周辺に行けない事態のときですね。今までやってきた山梨県も長野県も、ひょっとしたら第4波、第5波でちょっと訪問しにくいような状況においては、伊豆半島域内にその支援策を拡充する必要もあるかと思っています。もし全体で落ち着いていれば、海のない甲信地域から、先ほど御提案いただいたルートを通して伊豆に誘致する。その場合にはまた別途補助策として少し宿泊支援をするとか、観光施設を回り訪れる、そのような何らかの優遇策をつくるとか、そういったことも視野に入れてなるべく多くの子供たちが伊豆半島に来ていただけるような具体策を考えていければと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） うれしく思います。次へお願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、原付の御当地ナンバーについて答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市民部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて市民部長。

○市民部長（加藤博永君） それではお答えさせていただきます。

ナンバーは、軽自動車税の課税を分類する上で重要なものでございます。原動機付自転車のナンバーは、様式・表示等について、市の条例及び規則で定めております。形状や絵柄などに工夫を凝らしてあります原付の御当地ナンバーは、県内でも幾つかの市町が観光振興や郷土愛を育む等の目的で採用をしております。原付の御当地ナンバーも、普通自動車などの伊豆ナンバーとともに、伊豆を観光などで訪れたお客様に伊豆市を意識していただく効果はあるものと考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 原付の御当地ナンバーについてということなんですけれども、これ結構いろいろな色だったり色彩、当然なんですけれども、形もあったりするんですよ。私も本当にいろいろな地域の原付の御当地のナンバーを調べていて、見ているだけで本当に楽しくなってくるんです。中には、例えば地域の特産品だったり歴史だったり、あとは地形を模した、そういうデザインのものもございます。中にはやっぱりアニメもあるんですよ。

今、子供たちが傍聴に来ているということなんですけれども、例えば三鷹市のスタジオジブリの宮崎駿デザインもあったり、最近のアニメでは府中市で格闘漫画の「刃牙」デザインというのものもあるそうです。そして、この伊豆の近くの周辺では、特に全国的にも特別なものがございます。それは富士山型というものになります。これは静岡の6市町、それと山梨の7市町で共通したデザインということでございます。

例えばですよ、伊豆市だったら、また伊豆半島で考えるとすると、どこに行ってもあるもの、観光客が来て楽しんでいくものはいろいろあると思うんですけれども、どこにも共通してあるものは温泉なのかなと。そうすると、例えば温泉マークの形の伊豆ナンバーというものを見かけたら、私たちも優しい気持ちになるだろうし、また車やバイクを運転する人の気持ちも何となく温かくなって、柔らかくなって、皆さんの安全運転にもつながるのではないかと思います。市長、どうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） ナンバープレートに温泉というのは、どういうことか私ちょっと今イメージ湧かなかったんですが、まさにそういうときに、そういったロゴマークをプロとされ

ている方々が、ひょっとしたら私なんかは想像できない図柄なんかを考案されるかもしれないですね。伊豆という市町の境を越えた共同の事業は私大賛成ですので、また広域の場で、議会でそういった御提言があったということは提議をさせていただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 御当地プレートなんですけれども、これ実は初めて取り組んだのは2007年の愛媛県の松山市だとかということを知ったんですよ。そこは司馬遼太郎先生の「坂の上の雲」ですか、その小説にちなんだ雲の形のナンバープレートにしたそうなんです。これは温暖な気候だとか暮らす人々のおおらかさ、そういうものを表す象徴としたものだという事です。

導入するきっかけというのは、多分その市町、いろんな違いはあると思うんですけれども、きっかけの一つとして、合併や市政の10周年とか20周年の記念事業とするところもあるそうです。伊豆市の20周年には少しちょっとまだ時間というか日数があるのかなと個人的には思うわけですね。例えばなんですけれども、今回コロナ禍であり、世界を窮地に陥れたこの新型コロナウイルスが、例えば収束したときに、日常に戻った暁に、1つの事業としてやってみる。市長、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市市制20周年はそんなに遠くはないので、そのときはそのときでまたシンボリックな事業を考えたいと思いますが、コロナ禍が落ち着いたタイミングというのはまた検討させていただきますけれども、いずれにせよ、伊豆とそれから富士山ナンバーでしょうか、お隣では。そういった地域ナンバーで個性的なところは、我々地元の人たちの共通認識を高めるという効果があると思いますので、繰り返しになりますけれども原付に伊豆広域で、伊豆ナンバーというものを作るのであれば、やはり伊豆半島の市町の皆さんに、そのときぜひ具体的に相談をさせていただければと思います。タイミングについては、ちょっといろいろ考えさせてください。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 伊豆市は特にオリンピックもありますし、コロナ禍で結構大変なときだと私も承知しております。ただ、コロナが収束したら自分たちのまちにお客さんを呼ぶぞと、どの市町も当然考えていることだと思いますので、その辺は市の行政だけではなく、民間とも協力していきながら、スピード感を持ってやっていただければと思います。

次の質問をお願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは（3）の地域交通お買い物ツアーについて、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 昨日もこの件については御質問がありました。やはり地域でこういったことに取り組んでいращやることに、大変に心強く思います。恐らく、こういったことがほかにも広がっていけば、やはり行政がすべきである、こういうことは地域交通については行政が自らやるべきではないかという御意見が出るんだろうと思うんですね。私はやはり行政でやるべき、今までの2例、お出かけ天城、お出かけ中伊豆は非常に効果が小さかったので、新たなやり方を考えなければいけないんですが、行政が運営する地域交通の在り方と地域の皆さんでやっていただくものは、やはりそれぞれ役割があるんだろうと思います。今回の効果をしっかりと見させていただいて、その上で市がどのような形で支援すべきなのか、できるのかを検討させていただきたいと思います。

というのは、プレミアムつき商品券なんかのときにそうだったんですが、市民の皆さん少なくない方が、市外の商業施設を使いたいという声があるんですね。これ、伊豆市の事業でやるのは、やっぱりやりにくいんですよ。今公金を入れて順天堂病院へのバス路線も出していますけれども、本当を言えばやっぱり市内の病院に行っていただきたいわけですね。ただ、市民のニーズがあるからそこは公益性があると判断をしてそういうバスも出していますけれども、伊豆市であれば伊豆市の中の商業施設とか病院を回るルートにさせていただきたい。でも、もし地域の人たちにやっていただくのであれば、それがどこに行こうと私どもの声を出すべきところではありませんので、熊坂から近いお隣の商業施設に行ったって一向に差し支えはないですし、ただそれを運営する上で市が支援する形のほうが効果的な場合もあるんだろうと思います。したがって、今回の件は最初の例ですから、しっかり勉強させていただきたいと思います。

詳細については、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私から地域公共交通の観点で、先ほどの天城湯ヶ島地区と中伊豆地区で行いました乗り合い型タクシーの実証実験の結果についてお答えをさせていただきます。

まず、天城湯ヶ島地区では、平成29年10月から平成30年9月まで1年間運行いたしました。実証実験への登録者数は80名、そのうち実際に利用された方は18名という結果になっております。

アンケート結果では23名の方から回答をいただきまして、実際に利用された方からは、運行時間帯や運賃について、半数以上の方が「現在のままでよい」という回答がございました。また、利用しなかった理由といたしましては、「利用する用事がない」が27%、「自家用車で移動するため必要がない」、「家族や近所の方の送迎で移動するため必要がない」がそれぞれ24%と、高い回答となっております。

次に中伊豆地区でございますが、平成30年9月から平成31年2月までと、令和元年9月から令和2年2月までの計1年間実証実験を行いました。こちらの登録者数は117名で、その

うち実際に利用された方は12名となります。

アンケート結果でございますが、37名の方に回答をいただきまして、利用者からは、運行時間帯や運賃について、半数以上の方が、こちら「現在のままでよい」という回答をいただいております。また、利用しなかった理由といたしましては、「自家用車で移動するため必要がない」が34%、「利用する用事がない」、「利用したい曜日に運行していない」が各20%と、高い回答となっております。

今後も地域公共交通事業につきましては、今年度生活交通ネットワーク形成計画の改定を行うに当たりまして、市民アンケートを実施する予定でございますので、それにより各地域の実態把握を改めて行わせていただき、地域ごとに必要な公共交通の在り方について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

なお、ニュータウン自治会が実施しているお買い物ツアーにつきましては、小川議員に対し健康福祉部長がお答えしたとおりとなります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 私も住むこの修善寺のニュータウン地域なんですけれども、通告にも書いたんですけれども、実際3年ほど前から一月に2回の会議をずっと開いてきました。サロンと地域交通を一緒に考えていたんですね。なので、まずはサロンを開設させることから始まったんです。場所の選定だとか場所の確保ということも必要であり、すぐお隣にニチイさんがありますので、そちらの使っていない施設をサロンとしてお借りさせていただく。そして今度はそこから地域交通に移っていったわけです。この間は社協だとか、あとは伊豆市のほうでいろいろとサポートしていただいた結果があって、今まだ続いているんです。

やっとな自分たちで試行錯誤して、ああじゃない、こうじゃないと言いながら試験運行をして、現在のお買い物ツアーの運営が何とかいっている状況なんですけれども、まだ正直試験的などころも多々ございます。本当に皆さんボランティアを募りながら、大変ですが続けていきたいという思いは強くあります。そして、地域の皆さんが結構高齢化率高いので、高齢者が高齢者の支援をしているという形に見えるとは思いますが、先日も伊豆日日新聞のほうに大きく取り上げていただいて、静岡新聞のほうにも取り上げていただきました。そしてそういうことが市内に広がることで、先日小川議員にもこちらのほうに視察というか見学に来ていただいたわけです。

こういうことを、私もインターネットで、例えばこれを成功させるためにとか失敗例だとかをインターネットで調べていくんですね。そうすると結構古いんですね、10年ぐらい前からデータというかそういう情報が載っているわけです。でも、なかなか定着してなくて、先日多分お話にもあったと思うんですけれども、お買い物支援となると、例えば誰か介助というか支援する方が、「どんな物が欲しいですか。お米ですか、お水ですか」とかそういう

ものを聞いて、お買い物に行きあげてそれを持ち帰ってくるというのが、これ、全国的にいろいろ見ても大体成功しているというか続けられているのかなと。ただ、私がお買い物支援、ニュータウンのやっているお買い物ツアーを見ている限りだと、皆さんが、例えばホームセンターに寄ったり、近くの商業施設に寄って買い物をするために、自分の目的の場所に向かって元気に歩いていくんですね。そういうのを見ていると、やっぱり健康面だとか精神面から見ても、やはり移動してお買い物をする、そういう楽しみだとか、そういうものを感じていただけるというか、やっぱりこれがお買い物ツアーが高齢者の皆さんにとって今ベストなのかなと、私は感じております。

どうしてもこれをずっと続けていくためには、正直無料じゃ結構厳しいんですよ。やっぱり、何でも続けていくのは、無料というのをはっきり言って続かないです。だけれども、参加費用として今は参加者の御厚意を頂くことがございます。ガソリン代だけをもらうのが通常、普通の営業しているタクシーだとかバスの、そういう民間の営業も妨げないし、白タク営業にもならないということで、私たちも考えながら御厚意を頂くわけですけども、どうしても車を運転する以上は保険を掛けますし、今はコロナであるから手指の消毒をします。そして参加者全員の名簿を作ったりだとか、あとは首から下げる名札を作成したり、買ってきたりとか、本当に目に見えないところでいろんな作業、いろんな物が必要になってくるんですよ。そうしたときに、金額が、これは直接私が聞いたわけじゃないですけども、どこかから聞いたんですけども、静岡新聞とか出ると県内広く知れ渡るわけですよ。そうするとどこかの団体から、「金額を幾らもらっているんだ」と、こんなにももらったらガソリン代だったらリッター10キロで、2人か3人乗っているんだったら本当に1人110円とか120何円とか、そういうものじゃないかと。そうすると、そこで例えば500円だったりするともらい過ぎじゃないかとかそういう意見を聞いたりするわけです。

私は、せっかく皆さんがボランティアで、善意でやっているものをそういうふうに言うてくる団体があると、もうすごく腹が立ってね。これからもそれでもやっぱりけんかしてもしようがないから続けていかないといけないと思っているんですけども。

今、伊豆市では、やっぱり地域サロンや居場所づくりで補助が出ていると思うんです。修善寺ニュータウンではお買い物ツアーということで呼ばせていただいているんですけども、今後、例えばサロンと併用で地域交通支援、お買い物支援をする場合は、さらにこのサロンだとか居場所づくりの補助というところも拡充ができないか、お聞きしたいと思います。大きなバスを走らせたりすることに比べれば、予算は限りなく抑えることができますし、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 有料にする場合の条件や制約については、後で部長から補足をさせます。今伺っていて、やはり1つの手法で解決するよりもいろんな手法を組み合わせたほうが



いいなど、改めて実感をしました。

例えば、宅配ネット予約で今、買おうと思ったら買えるんですけども、やはり外出をして友達とわいわい話しながら買い物をしたいということに対して、例えば重たい米と水は別に、では、まとめて買って宅配りしましょうかと、持って帰れるものにつきましてはみんなで一緒に出かけて買い物しましょうか、あるいはカフェアンドベーカリーのようなものはむしろニュータウンに誘致をして、そこでみんなでコーヒーを飲みながら話しましょうかのような、やっぱり組み合わせが必要なんだろうと思いましたね。その中で、比較的持って帰りやすく、そしてみんなで一緒に出かけられるツールとしての地域交通について、やはりより進めていくべきだと、今改めて認識した次第です。

○議長（小長谷順二君） 続いて総合政策部長、補足ありますか。

○総合政策部長（新間康之君） 今回の買い物ツアーに関する法的な部分です。市のほうとしても確認をしておりますが、いわゆる有料、お金を徴収して運行するというのは、法的にちょっと合っていないんじゃないかというような、今市のほうではちょっと判断をしつつあります。まだ正確には最終的な判断はできていませんが、有料での運行は難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 今の答弁でちょっと御質問をさせていただきたいんですけども、例えばこのお買い物ツアーをやる場合、私が認識しているのは、ガソリン代は例えば頂いてもいいんですけども、ほかの例えば保険代だとか手指の消毒に係るものだとか、例えば名札を作ったりとか、事務的な経費というものは頂くことはできないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） その辺につきましても、現在総合的に何がよくて何が駄目なのかというのはちょっと、今検討とあと研究している最中でございますので、またその結果についてはまた御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 市長の前向きな答弁、またいろんな方向性を考えていただけるとのことなので、そういう御答弁はやっぱり地域にもすごく、皆さんも多くの喜ぶ顔が見えることだと思いますし、伊豆の未来は明るいなど私は確信しております。今回いろんな方面から質問をさせていただきましたけれども、市とやはり地域、そして市民がしっかりと協働してこの伊豆を盛り上げていくべきだと思いますので、今後も一緒に協力して頑張ってい

ただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小長谷順二君） これで波多野靖明議員の質問を終了いたします。

ここで10時半まで休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時29分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（小長谷順二君） 次に、16番、杉山誠議員。

[16番 杉山 誠君登壇]

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

通告した内容に従い、一般質問を行います。

初めに、新しい働き方「協同労働」の取組について、市長に伺います。

働く人が自ら出資し、経営にも携わる「協同労働」という新しい働き方を促す労働者協同組合法が、昨年12月に成立いたしました。

就労形態で見ると、一般的な会社員は企業の方針に基づいて働き、経営には関与できません。出資者は株主で、株主の発言権も持ち株数によります。一方、協同労働の労働者協同組合は、働く人が出資し、金額の多寡によらず、方針決定に際し1人1票の平等な発言権があります。また、剰余金は出資額ではなく事業に従事した程度に応じて配当するようになります。営利目的の事業は行ってはならないが、労働者派遣事業以外は基本的に制限がありません。福祉関係や生活支援、農業など、人口減少が進む地域社会の様々な課題に取り組む役割が期待されています。

広島市では、高齢者の新しい働き方として、2014年に60歳以上の市民を中心とした事業の立ち上げを支援する協同労働プラットフォームモデル事業を開始しました。コーディネーターが起業から運営までサポートし、立ち上げ経費も、100万円を上限に半額補助するなどして、現在19団体が活躍しているとのこと。田畑の草刈りや果樹の植え付け、家庭で作り過ぎた農作物の販売を行う小さな産直市の運営など、農業の困り事から住民の居場所づくり、荒れた山林の手入れなど、働く人が主役となって活動しています。

当市では、若者世代の減少や耕作放棄地の増加など、共通する課題が多くあります。協同労働の仕組みを活用して、地域住民による地域の活性化を後押ししてはいかがでしょうか。

次に、自然災害から住民を守る避難体制の強化について、市長、教育長に伺います。

東海地方の梅雨入りが平年より21日早く、統計史上2番目の早さとなりました。幸いその

後の雨量は少なく推移していますが、気候変動の影響で、近年頻発化する豪雨災害や台風の大規模化、今後必ず発生する大規模地震災害などに備え、住民の命と健康を守る避難体制の強化が一層強く求められています。

そこで、以下、具体的な取組について伺います。

1、指定避難所における非常用電源の確保。2、発災の混乱時に誰が来ても避難所の開設をスムーズに行えるよう、初動に必要なものを1つのボックスにまとめた避難所開設ボックス(キット)の配備について。3、避難所となる学校施設に到着した地域住民の円滑な誘導や学校施設の効果的な活用のため、災害時に校舎、屋内運動場、校庭等をどのように利用するかを定めた学校施設利用計画の策定状況。4、聴覚障害者等が素早く避難することができ、避難所で混乱回避に有効な防災ピクトグラムや絵カードの準備状況。5、女性のプライバシーに配慮した避難所運営と生理用品の災害備蓄。6、災害時に自力での避難が難しい高齢者や障害者と避難行動要支援者の避難個別計画作成状況。7、ふじのくにジュニア防災士育成の取組。8、防災広報の充実に向けたコミュニティFMの活用について。

以上、伺います。

最後に、医療的ケア児、重症心身障害児を持つ家庭への支援について、市長に伺います。

近年、医療の高度化に伴い、新生児の死亡率は大きく減少した一方で、気管切開や経管栄養などの医療的ケアを永続的に必要とする子供、医療的ケア児や、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子供、重症心身障害児たちが年々増えてきています。こうした子供を育てる家庭では、特に母親にとって、就労はおろか満足な休息も得られないことや、保護者の高齢化や病気などで子の面倒を見られなくなった場合など、不安は尽きないとの切実な声が聞かれます。

静岡県では、障害福祉サービスが身近で受けられない、施設まで通うのが困難な場合など、様々な課題を解決するため、ふじのくに型福祉サービスを推進していますが、当市における共生型福祉施設の取組はいかがでしょうか。

以上、御答弁をお願いします。

○議長(小長谷順二君) ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長(菊地 豊君) 新しい働き方である協同労働における、「地域のことは地域で解決していく」という考え方は、伊豆市でも取り組んでおります地域づくり協議会の制度に近いものがあると認識しており、まさにこれからの時代に合った、期待される取組だと思えます。また、幅広い年代の方々、分野で、その知識、技能を生かして活躍する場所づくりは、生きがい対策や地域づくりにおいて必要なものであると考えておりますので、全国の取組事例を参考にしながら研究させていただきたいと考えております。

ネットなどで法律の背景を見ますと、これまで福祉や地域事業を行うときにいわゆる収益

事業ではない、お金をもうけるための株式会社とは違った地域のための事業をする枠組みはあったけれども、NPOなどの設立に時間がかかるとか、その手続が大変だとかいうことが背景にあるように、この立法の背景を見受けました。そのような地域の必要性に応じた組織を速やかにつくり、そして地域の皆さんが中心となってやっていく、これはこの時代に合っているんだろうと思います。

既に活動されている社会福祉法人や、あるいは伊豆市の高齢の方で頑張っているシルバー人材センターなどと連携することでより効果的になることも考えられますので、この新しい制度を勉強するとともに、先行事例があればしっかり勉強して、具体的な施策に入らせていただければと思います。

詳細について、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員に先ほど事例として挙げていただきました、広島市の協同労働モデル事業における草刈りや果樹の植え付け、それから居場所づくり、山林の手入れなど地域の課題解決のための取組は、当市で推進している先ほど市長から申しあげました地域づくり協議会で事業化されているところも多く、組織の形態は違えども、地域課題の解決に取り組む趣旨は同じであると考えております。

しかしながら、自分たちが稼ぎ、糧を得ながら課題解決をするという取り組みは、持続可能な自立した地域コミュニティの維持と、主体的な地域づくりに重要なものと認識しており、新しい働き方として、また生きがい対策を併せた新たな地域づくりとして研究していく必要があると考えております。

労働者協同組合法につきましては、昨年12月に成立をし、法律が施行されるまでにまだ時間がありますので、協同労働の制度の内容や全国の事例などについて、まずは研究調査を進め、市民への制度の紹介などにより、地域住民による地域活性化の一助となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 初めに確認させていただきたいのですけれども、今共通部分があると言われた地域づくり協議会なのですけれども、設立マニュアル、「財源」というところに、「協議会の収入については収益事業とみなし、協議会の収入とはせずに別通帳で管理する」とあります。このような制度はあるのですけれども、例えば一部の人が専門で収益事業に携わった場合、その人は地域づくり協議会の中で労働対価を受け取ることが許されているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいまの御質問でございますが、会員が収益事業に従事し、収入を得た場合には、必要な手続をお取りいただければ労働対価を受けることも可能となっております。必要な手続というのは、税の源泉徴収とかそういうものになります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 協同労働の魅力として、地域に必要な仕事を自分たちで生み出せることや、やりがいのある主体的な働き方ができることが挙げられています。成立した労働者協同組合法の目的に、多様な就労機会の創出と地域ニーズに応じた事業の実施を通して、持続可能で活力ある地域社会を実現することとあります。地域づくり協議会との共通点は、活力ある地域社会の実現という点では共通していると思いますけれども、就労機会の創出ということで少し違いがあると思います。ただいま地域づくり協議会でも収益に関わることはできるということですが、ここがやはり働きがいとかそういう点で違うと思うんですけれども、先ほど答弁にもありましたけれども、その辺の働きがいとか就労、所得を得る取組、これがその協同の中でできるということの取組についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 協同労働でございますが、こちらにつきましては新しい働き方というものを全面に掲げております。それによりまして、就労機会の創出、それから地域のニーズに応じた事業を行うことにより、持続可能で活力ある地域社会を実現することが目的であると認識をしております。

一方で、地域づくり協議会は、地域課題の解決、それから地域の個性を生かしたまちづくりを、市の交付金を使って地域の皆さんがボランティアで行うことを前提としております。したがって、地域づくり協議会は就労という部分を想定した組織ではないものですから、その部分については、就労という意味で物足りなさを感じることはやむを得ないのかなと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） やはりその点が大きな違いであると思います。交付金を財源とした取組、ボランティアで行うという取組ではやはり財源を、交付金を供給する側にもやはり限界があると思いますので、その辺のところの改善がされると思います。

それで、産業振興の面ですけれども、伊豆市創業者等支援事業補助金という制度がありま

すけれども、これは貸店舗を利用して事業を立ち上げる場合の補助制度であると思いますけれども、その趣旨、目的はどのようなところにあるのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 創業者支援事業の補助金でございますが、目的は、創業者の集積を図ること、そしてそれによって地域の産業、経済の活性化、そして今議員御指摘のとおり空き店舗の解消、これを目的とした制度でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 今確認しましたけれども、事業の推進、それから空き店舗、やはり創業する、事業を立ち上げるということには、1つの目的としてやはり収益を得るということもあると思います。伊豆市でこういう制度をつくっているということでもありますので、先ほどの広島市の例で申し上げましたけれども、立ち上げの補助金というか、そういう制度もこの検討の課題の中に入れてもいいと思うんですけれども、市の交付金で地域課題の解決を目指すやり方だけだと、持続可能な地域づくりの実現、これには限界があると思います。広島市の協同労働プラットフォームが2018年8月に開催した広島市協同労働モデル事業取組事例発表会のキャッチコピーは、「地域の仕事おこしシンポジウム」となっていました。この「仕事おこし」というキーワードが示すように、事業内容そのものは地域づくり協議会と共通した点が多いんですけれども、いろいろな労働対価として有料で行っているということです。有料といっても有償ボランティア的な位置づけですので、高額ではないと思うんですけれども、無償のボランティアに依存しないで、地域づくり協議会の役員さんほとんど無償だと思っておりますので、無償ボランティアに依存しないというやり方は、経済的な持続性、またサービスの内容が拡大しやすいということを言われています。

地域住民が地域ニーズに合った仕事を生み出し、課題解決を進めながら所得向上にもつなげていくという、新しくつくられた労働者協同組合法では、「組合は組合員との間で労働契約を締結すること」とされています。労働の対価として最低賃金以上を支払わなければならないということも定められているようで、いかに労働対価に見合った収益を得るかという難しい問題がありますけれども、それぞれが知恵を働かせて地域住民による主体的な取組を進めることができれば、持続可能な地域を築くために大きな力となると思います。

今後しっかり研究を進めていただきたいとともに、市民有志の組合の立ち上げ、あるいはそういった同じような事業を行っている人たちと情報交換をしながら、伊豆市としても制度を構築してその地域住民による地域の活性化の制度をしっかりと組み上げていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいまの議員の御発言のとおり、地域づくりをしていく上では、ボランティア、それから市からの補助金絡みでは限界がありますし、地域づくり交付金は、市としても負担が大きいという部分も現状でございます。住民自らが糧を得ながら地域づくりを行うことができれば、住民の方が自由で自分たちの意見、意思が反映した持続可能なまちづくりができると考えております。そうして、またこの仕組みができれば、人と人との支え合いで困り事の解決のほうも解決ができるのではないかと思います。

しかしながら、この制度につきましては、市としてまだ研究を始めたばかりで、メリットは当然承知しておりますが、デメリットについても何かあると思いますので、その辺も整理をする必要があろうかと思っておりますので、まずはこの制度について勉強をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 先ほどもありましたけれども、そういう制度の計画づくりを進めるに当たって、やはり実際にそういうことに携わっている市民の方々の意見も聞きながら、現状に合ったというか、実効的な制度としてぜひ立ち上げていただきたいと思っております。

次、お願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、2番、自然災害から住民を守る避難体制について、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今年は梅雨が異常な早さで始まり、既に2回ほどかなり激しい雨も降っておりますので、本当に心配をしています。伊豆市の防災体制はまだまだ不十分です。

おととの台風19号で2,000人近い方が避難をされましたけれども、あの教訓もしっかり踏まえて、例えば人口の多い、そして河川部分が広がっているこの修善寺から牧之郷地区にかけて、修善寺南小学校だけではなく修善寺中学校も速やかに避難所として開設し、職員も配置し、等々ということは考えてはいるんですが、一番心配しているのは、やはり、まずは生き残るために避難所に行った後の運営なんですね。もうここ数年何度もお願いはしているんですが、具体的に地域の皆さんで避難所を運営していただくというところに、まだ具体的な話し合いとか準備とか訓練とかに入っておりません。

自主的に開いていただく地域の集会所のようなところは区長さんに開設をお願いしていますから、申し訳ないんですが区の役員さんでまず開けて、当初の避難の、鍵を開ける、明かりをつける、冬であれば暖房を入れる等は地域の皆さんにお願いせざるを得ないんですが、どうしても市が設置する避難所ですと「職員は何をやっているんだ」ということになりがちだと思うんですね。ここが実は一番初動の段階で心配しているところです。全て行政職員が

対応するという事は絶対にできませんので、そこを踏まえた上で、今議員から御指摘のありましたような、では、最初開設できるキットをそろえておく。まさに具体的な御提案だと思いますし、それから学校施設。これはほかの例では校長先生に管理していただくほうが現実的だという意見もあったようですが、今はやはり学校側としては体育館だけ開放したいようなんですが、我々からするとやはり乳飲み子がいるお母さんとか落ち着きのない子供さんがいる方とか、もう状況によってはホームルームを使わせていただきたいこともあるわけですね。そういった具体的な検討にはまだ入っておりませんので、一つ一つ対応していく必要があるかと思えます。

詳細については危機管理監から答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 私からは、学校施設利用計画の策定状況、それから7のふじのくにジュニア防災士育成の取組についてお答えします。

まず、学校施設利用計画についてですが、市内で指定避難所となっている学校では、これまでも避難者の状況により順次学校を開放していく学校施設の利用計画として整理しておりましたが、休日で学校職員が不在であるとき、実際に開放する際の取決めなど、まだまだ不明確な部分がありました。令和元年の台風19号の際には、一部の学校では体育館以外に教室を開放する必要も生じた学校もありました。また、昨年度は新型コロナウイルス感染症に対応するために、別室の用意が必要となったことを考え、改めて緊急非常時の教室等の開放可能エリアの設定、連絡体制の鍵の管理等を再検討して、利用計画としてまとめ直しました。

例えば、修善寺東小学校の生徒さんがいらっしゃいますので、修善寺東小学校ではもし避難する場合には体育館、それから2階に多目的会議室がありますのでそちらを開放するというような計画だったんですけれども、万が一体調不良者が出た場合には同じ場所にはいないほうがいいだろうということで、校舎側の鍵を開けて中に入るといような、そういう計画をしています。その場合、翌日雨が上がったときに、子供たちが学校を使うときに、もう一度消毒を全部し直さなければならないといような、そういうようなことも出てくると思いますが、それも踏まえて、それでは4階の常時使わない特別教室の部分だけを開放しようとして、そのような計画をしたところまで進んでいます。実際にそれが使われないことを願うわけですが、そんなところまでは昨年度整理をし直しました。

次に、ふじのくにジュニア防災士育成の取組についてですが、県危機管理部の施策として、次代を担う若年世代への防災啓発を目的に、中学校2年生を対象に進められております。市内全中学校、義務教育学校の後期を含みますが、取り組んでいます。養成講座では、災害への備えの重要性を伝える語り部動画視聴や講話、HUGやDIG等を通して、まず自分の命を守ることや、避難所等で必要となること等を学び、本人はもちろん家庭や地域の防災意識の波及などが期待されています。



生徒たちは学習の成果を、参観日等で保護者や地域の皆様に発表したり、地域防災訓練に積極的に参加したりするなど、日常時における備えの重要性を理解し、非常時には地域のために自分たちが何ができるのかを考える契機となっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） それでは、私から①、②、④から⑥、そして⑧についてお答えをさせていただきます。

まず①についてですが、指定避難所における非常用電源の確保につきましては、21か所の指定避難所全てに非常用電源を配備しております。そのうち、中伊豆中学校体育館、修善寺総合会館、ふらっと月ヶ瀬の3か所につきましては、設置型の非常用電源設備を整備しており、残りの18施設につきましては可搬型の発動発電機を1台以上配備しております。

②避難所開設ボックス（キット）配備についてですが、台風や集中豪雨など予測が可能である災害につきましては、指定避難所を開設し、市職員により指定避難所の受入れ態勢を整えております。突発災害発生時における避難所開設につきましては、市職員の到着前に地域住民が避難した場合、現在の体制では地域住民が避難者の受入れを行える初動体制とはなっておりません。今後、初動時に誰が来ても行える避難所開設ボックス（キット）の整備も含め、自主防災組織の協力を得まして、避難所の開設が突発時でもできるよう、訓練等を通じて実施してまいります。

④防災ピクトグラムや絵カードの準備状況についてですが、避難所・避難地までの避難誘導にはピクトグラムを活用した誘導看板等を設置しておりますが、指定避難所内での聴覚障害者等へのピクトグラムや絵カードの整備ができておりませんので、今後関係部署にも相談しまして、準備のほうを進めてまいりたいと思います。

⑤女性のプライバシーに配慮した避難所運営と生理用品の災害備蓄についてですが、まず、避難所運営のほうですが、おむつ交換や授乳スペース等の確保については、既存の簡易テント、大きさにして幅が3.5メートル、奥行きが3メートル、そして高さが2メートルのテントがありますので、それを活用させていただきます。避難所運営については、女性や子供の利用に配慮した運営となるよう準備をしていきたいと考えております。

また、生理用品の備蓄につきましては、乳幼児や大人用のおむつと併せて、本年度から順次災害備蓄品として整備を進めてまいります。

⑥避難行動要支援者の避難個別計画作成状況ですが、要支援者の個人情報を防災計画に定める関係者に提供することの同意を得た名簿登録者544名のうち、昨年度個別避難行動計画及び個別避難支援計画を作成している人は264名となっております。今年度は5月11日に避難行動要支援者に対しまして計画の作成依頼をさせていただいております。作成に当たりまして、区長様や民生委員様にも作成の御協力依頼をさせていただいております。

⑧防災広報の充実に向けたコミュニティFMの活用につきましては、危機管理課ではFM

I Sの番組「防災119」において、季節で異なる災害に対する注意喚起や、防災全般に関する情報提供を行っております。また、平成25年には株式会社F M I Sと災害時における緊急放送に関する協定を締結しており、災害時を想定した緊急割り込み放送訓練などを実施し、連携強化に努めております。

本年3月17日には、県東部地域局の主催で、コミュニティFM放送局と市町の連携に関する情報交換会が開催され、災害時におけるコミュニティFM放送局の役割や連携について意見交換を行い、その必要性について再認識したところでございます。特に発災後の情報伝達におきましては、行政情報を詳細に伝えることが必要であり、市民に声で伝えることができるコミュニティFMの活用が効果的であると考えております。

私からは以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） まず、非常用電源ですけれども、3か所で設置型、あとは可搬ということですが、非常用電源って非常に重要な役割を果たすんですけれども、可搬型の場合、大規模災害で交通が遮断される、あるいは燃料の補給が途絶えるというような場合も想定されるわけですが、この場合どうなるのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） まずは、非常用発電機につきましては、現在配備はしておりますが、こちらにつきましては災害協定を日本建設機械レンタル協会静岡支部と、「災害時における必要な資機材の調達への協力に関する協定」という形で締結しておりますので、基本的には協定に基づいて調達要請をさせていただくことにしております。

また、燃料につきましては、静岡県石油商業組合の田方支部、こちらは伊豆市内に所在するガソリンスタンドに限定しておりますが、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結しておりますので、燃料の供給を要請することになっております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 一応、協定という形はできているんですけれども、実際の場合を想定するとなかなか不安がありますので、この先お話進めさせていただくんですけれども、ちょっと、計画をしっかり立てていただきたいと思います。

まず、避難者の健康維持のためには、飲食料、医療、被服、生活雑貨品などのほかに、生活環境の充実が必要になると言われています。過去の被災事例からも、温水シャワーや入浴、清潔なトイレ、そして快適な室温が欲しいなということも言われております。特に乳児や高齢者などの災害弱者は、避難所の劣悪な環境がストレスとなって亡くなる事例もあるそうです。

市長は、災害による死者を一人も出さないということを常々言われておりますけれども、災害関連死についてはどう考えているのでしょうか。過去の事例では、阪神・淡路大震災での死者・行方不明者合計が6,405人、そのうち災害関連死が919人で14.3%。新潟県中越地震では死者68人のうち災害関連死が52人で76.5%。東日本大震災では死者・行方不明者合計2万2,201人のうち災害関連死が3,773人で17%。熊本地震での死者は272人、このうち災害関連死が214人とされています。これ、78.7%。統計日により数の多少差がありますがけれども、新潟県中越地震や熊本地震では死者の8割近くを災害関連死が占めています。

災害関連死に詳しい神戸協同病院の上田耕蔵医師によれば、「災害関連死は被災者全てにそのリスクが及ぶのではなくて、体力のない後期高齢者や持病を持つ人、障害者などの何らかのハイリスクの人たちが、震災後の避難生活に耐えられずに死期を早めているのだ」と言われています。あの冬の体育館の底冷えする寒さ、市長もこれまで卒業式の出席などで経験してこられたと思います。あの寒さの中で幾日も過ごす避難者がどのような環境にさらされるか、また夏場は窓を開ければ少しは耐えられるかもしれませんが、開放された窓からは蚊などが入ってきて、とても厳しい生活環境になります。体育館にエアコンのない現状ではストーブとか扇風機が頼りですがけれども、災害後の停電リスク、これ非常に大きいので、非常用電源というのは避難者の命にも直結するということを思いますけれども、この辺いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 一番今私の関心の高い、そして危機意識の高いところでは、この1年余りつくづく、もう痛感したんですが、この国には非常事態に関する法制度が全くないんですね。それで改めて驚いたのが、土肥の旅館の皆さんとは避難先としてそういった高齢の方とか障害のある方を受け入れていただく協定を、1人3,000円でしたところ、そこに入湯税と消費税、泊りに行くんじゃないんですよと思いましたね。この感覚が信じられない、今でも信じられないんですが、そうは言っても、国がそういった非常事態法制をつくっていない以上は、市町村で対応するしかありません。

私が一人も死なせないと強く申し上げているのは、まずは、避難は皆さん、近場で避難をしてください。近くの家でも、頑丈な家の2階でも、とにかく命を守ってください。そこから先は行政の責任が入ります。そこで、土肥では旅館も避難先としました。体育館は非常に過ごしにくいので、なるべくふらっと月ヶ瀬のように、隣に体育館があってもより過ごしやすいところを使う。熊坂の百笑の湯も協定を結んでいます。

そこで、次に必要になるのは、夏の繁忙期などのところで観光客を早くお帰しすることが大事になってくるんですね。これを伊豆半島の防災シンポジウムで、下田市でやったときに提起したわけです。西武鉄道の方にも来ていただき、伊豆急行の方にも入っていただき、大勢伊豆半島にいらっしゃる観光客の皆さんをどうやって首都圏に戻っていただくのか。その

次に、伊豆市はありがたいことに、今度は修善寺や湯ヶ島の旅館も使えるわけですね。つまり広域避難所から移る先として、仮設住宅をすぐに造らなくても、当分の間は旅館で受けていただく。そしてそれもさらに長期化するときに、ないので、今拠点公園を造ってくださいというお願いをしているわけです。

そういったことを現実的に考えて、津波であれば修善寺、湯ヶ島の旅館は使える。洪水であっても修善寺、湯ヶ島の旅館、土肥の旅館も使える。直下型地震、大陸型・プレート型の場合には伊豆市の震度はごくごく一部が6強、ほかは6弱ですから、耐震強度のある旅館さんは使える。そんなことを考えながら、今構造的に大きな課題として抱えているのは、仮設住宅を安全に使える場所がない、防災拠点がない、ここに尽きるので、今そこをお願いしているわけです。

そういった段階的なことは考えておりますので、そこをスムーズに段階的に移行できるような、そのトレーニングが我々の側にないということが大きな課題だと考えております。災害関連死を起こさせないための手だてというのは、私は伊豆市であればしっかりやれば対策は取れると考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） いろいろな構想をお話いただきましたけれども、避難所の非常用電源ということにはどうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも実は3.11の後、計画停電で我々もかなり苦労しましたよね。飲食店がもう困るとか旅館が困るとか。実はあのときに、ある伊豆市の中では多分一番大きな部類に入る旅館の経営者の方から、非常用電源を設置しようとした、そうしたら——3.11が起こる前です——そういうものを設置するんだったら電気は売らないと東京電力から言われたそうです。私はもう、この、本当に、ずっと平常時が続くという前提での物の考え方に驚いたんですが、その後各旅館がどのように準備したかは分かりませんが、非常用電源は可搬型でも私は一定程度対応できると思っています。設置型の非常用電源をどこに置くかというのは、本当、必要性に応じてしっかり対応させていただきたい。

ただ、ふらっと月ヶ瀬のような例では、その必要性を感じましたので設置をしたということでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 全国で学校施設の空調設備が、整備が進んできたんですけれども、児童生徒の熱中症対策とともに、避難所として使われることが多い体育館についても、空調設置が広がってきています。今度日向に建設される新中学校ですけれども、体育館のエアコ

ン設置はどのように考えているのでしょうか。

また、非常用電源については、どのように検討されているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） まず、避難所機能としまして、非常用の電源装置ですとかエアコン等の空調設備の必要性が唱えられていることは、十分認識しております。現在の新中学校の建設計画では、電源装置については建設計画の中で検討しておりますが、体育館の空調については入っていないのが現状でございます。

また、体育館の空調設備については、日常の学校施設の使用においても、特に議員おっしゃるとおり、夏場を中心に生徒の健康管理を考えますと、必要性は十分にあると認識しております。

この体育館の空調設備の検討については、やはり導入費用が相当高額になるということもありますので、現時点では全体事業費の枠組みに組み込めていないのが現状です。しかし、必要性は認識しておりますので、今後も防災関係の補助制度も十分検討していきながら、仮に事業費の増加要因になった場合も、市の実質的な負担の軽減を念頭に置きながら、整備についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 事業費の制限というのは本当に厳しい現況なんですけれども、今本当に体育館のエアコンというのが広がっている背景には、やはり今申し上げたようなことがあります。既存の体育館はやはり断熱性がないので、エアコンを設置しても相当な電力ということなんですけれども、新築の体育館については、その辺のところを考慮してやるとかなり省エネ型のエアコンというのが出ているそうです。

また、エアコンの設置に対しても補助制度があるということですので、普通のあれだと3分の1補助なんですけれども、いろんな防災関係のところからしっかり研究していただいて、ぜひ新中学校、本当に伊豆市として新しくそういった少子化対策にもなる、未来を担う子供たちのためにも、やっぱりすばらしい中学校を造っていただきたいと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

その非常用電源なんですけれども、化石燃料発電機というのは機種も豊富で発電量も効率もいいんですけれども、燃料の劣化というのが課題になっています。先ほどから言わせていただいているように、燃料供給が滞る可能性があるということで、今注目されているのがLPガス発電機というのがあります。燃料が長期間劣化しない、そして環境に優しい、連続運転時間が長い、燃料供給が途絶えるリスクが少ない。今までの震災というか災害で、ガスの供給が途絶えたことというのはあまりないそうなんです。ですので、ぜひ新中学校、そして防災拠点公園の非常用電源として、LPガス発電機というのを検討してはいかがかと思うん

ですけれども、どうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 先ほど事業費のお話をさせていただいて、現状残念ながらエアコンの費用は入れ込めていないんですけれども、エアコンを検討していないというわけではございませんで、今議員のほうから発言のありましたLPガス方式ですとか、通常の電源方式を含めて、設計業者にはどういうものが設置が可能でと、有効性ですとか、費用面等検討は進めておりますので、今後も引き続き可能性は検討してまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 2019年の台風19号で、千葉県を中心にして深刻な停電が発生しました。復旧に2週間以上かかったということで、このとき自動車会社が派遣した電気自動車が注目を集めました。電気自動車を避難所の非常用電源とする取組を進めているところもあります。しかし、停電時には電気自動車への給電も滞ってしまいます。そこで、新ごみ処理施設の発電能力が活用できればと考えるんですけれども、新ごみ処理施設は施設組合の管理です。伊豆市として直接関われないことは私も承知しています。ただ、新ごみ処理施設は、たとえ停電になっても非常用電源で施設を立ち上げて、ごみ焼却の余熱を利用して蒸気タービンを回して発電できる機能を備えた、自立運転型です。平常時は余剰電力を売電できるけれども、電線網が被害を受ければ売電できなくなります。そんなとき、災害時協定などを結ぶなどの方法で、災害時の電力供給源として活用できないものかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、議員おっしゃったとおり、新ごみ処理施設につきましては伊豆の国市との一部事務組合の施設であります。電力の使用については組合との協議が必要となります。先ほどの再質問でも答弁させていただきましたが、発災後の電源については、基本的には発電機の使用を考えております。災害時の協定を締結しています静岡県レンタル協会静岡支部から必要な容量の発電機を調達することになります。

なお、当該協定に基づく電力供給に不足が生じるような場合も想定し、議員御指摘のような新ごみ処理施設内の電力の活用の可能性も含めて、必要な電力の確保を検討してまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 本当に電力、なかなか実際に発電機というのは燃料の、運転時間と

いうのは限られていますので、長期のそういった避難生活あるいは復旧に係るような場合には重要な役割を果たしますので、ぜひしっかりした検討をお願いします。

次に、避難所開設ボックス（キット）ですけれども、いろいろと御答弁いただきました。しっかりと住民の方とそういった協力をして、今後避難所運営が住民の方にもできるように、訓練等を通じてつなげていただければと思います。

学校施設の利用計画ですけれども、策定をされているということですが、避難所に利用する学校というのは、教育活動の再開も見据えて考える必要があると思います。その辺のところできちんとした区分分けとか、そういったことが必要になっていますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 先ほども教育長のほうから一部具体的な説明をさせていただきましたけれども、やはり有効に使っていただくのと、災害がある程度収束したときに再開を念頭に置くのが一番大事だと考えております。ですので、普通教室はまずは一旦は使わずに、特別教室などを優先的にまず使っていただく場所として指定して、そこへ行くまでの通路についてもここを使っていただくというところを指定して、再開を十分念頭にした上で計画を練っているところでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 次に、視覚障害者等が避難所でスムーズな移動ができるようにということで、防災ピクトグラムなんですけれども、指定避難所については全国的に標準化された図記号が用いられることが望ましいこととか、2020オリ・パラへの対応が必要なことから、国から災害種別記号による避難場所表示の標準化という取組が求められています。これ、JIS規格で定められているということですが、今のそういったピクトグラム、JIS規格を参考にしておられるか、そしてまた災害によっては適さない避難所があるということで——避難所内ではなくて、これ避難所の案内表示なんですけれども——避難場所がどの災害に適しているか、また適していないかを表示することも必要とされています。それもJIS規格で定められていますけれども、今、避難場所を案内するピクトグラムにはそういった標準的なあれが利用されているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 誘導看板等につきましては、ピクトグラムを伊豆市でも使っております。ただ、これまで誘導看板の中でも、あと避難所の標示につきましても、災害種別の併記まではしておりませんでしたので、今年度看板を電柱に設置する予定でおりますので、そちらには今年度より併記をしていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 次の女性の配慮ですけれども、先日講演をしていただいた熊本県の危機管理防災特別顧問の有浦隆さんですけれども、全てに女性や子供の目線で準備できているかが最後に最も重要ということを発言されておりました。この女性目線、女性に対する配慮というのを現状、先ほどもいろいろな取組伺いましたけれども、段ボールベッドとか間仕切り、これもかなり有効な備えだということですが、この導入状況はどんなですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） まず、女性目線というところですが、昨年度うちのほうでも新型コロナウイルスの感染症対策としまして、避難所の運営マニュアルを改正しました。ただ、これにつきましても、どうしても作っているのが男性職員ということで、どうしても男性目線からの作成になってしまっているのかなというふうに思っていますので、こちらにつきましてはやはり女性目線での意見等を取り入れたものに、再度今のマニュアルを見直しさせていただきたいというふうに考えております。

それとあと、段ボールベッドと間仕切りですが、段ボールベッドは、夏でも汗を吸ってくれたり、冬ですと温かかったりということで、非常に有効なものということを認識しております。ただ、現在のところまだ段ボールベッドまでの購入、備蓄というところまでいっておりません。間仕切りにつきましては昨年度も購入しております。今年度もまた購入を計画しておりますので、こちらには備蓄をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 分かりました。段ボールベッド、高さがあるので、特に足の不自由な方とかそういう方たちが寝起きするのに非常に楽だということと、あと床からの冷えを防ぐということで非常に効果ありますので、今要支援者避難所には予算、たしか新年度の予算であったと思いますけれども、こういったものも指定避難所においても順次導入を進めていただきたいと思います。

あと、生理用品なんですけれども、今生理の貧困ということが大きな社会問題になっています。全国の自治体が今無償配布ということを始められていますけれども、やはり避難所というのは本当に非常時ですので、生理用品を持ち合わせないという方も多く避難されると思いますので、ぜひ、これから今年度計画されるということですので、それを進めていただきたいと思います。辛い思いと同時に健康面でも影響を与えますので、そういった女性目線の配慮を今後とも進めていただきたいと思います。

あと、避難行動の個別計画なんですけれども、個別避難計画が登録者の約半数ということですが、そういう、まだ進まない主な要因はどんなことでしょうか。



○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） やはり今、この計画2つあるんですけども、1つは避難行動計画、そしてもう一つは避難支援計画。こちらはどちらもA4の裏表になっておりますが、こちらをお願いするときにその様式の記入例というようなものは一緒に渡してはいるんですけども、なかなか分かりにくい部分というのものもあるかと思っております。

あと、この該当者の中に本当に、例えば高齢者だけの世帯なのか、若い人たちも同居しているのかとか、いろいろな条件もあるかと思えます。なので、今回半数ぐらいの方しか作られておりませんので、今後そういったところも調べながら、全員が作成できるように進めていきたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 自治会、依頼するに当たって、今記入例をとということですけども、他市によっては計画作成の手順書とか、そういったものも案内しているところもあるそうですので、そういった丁寧な、また自治会に説明というのにも必要だと思いますので、その辺もお願いしたいと思えます。

あと、全国の先進的な取組として、別府市や兵庫県では、福祉サービスの利用のためのケアプランを作成することを通じて、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握しているケアマネジャーや、相談支援専門員等の福祉専門員の参画の下で、本人、家族、地域住民、行政等が連携してそういう個別計画の策定を行う取組も行われているそうです。この事例を参考にして、静岡県などでも今後事業化を検討しているそうですけれども、こういった取組を進めることに対してもどうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 少しそちらの事例を参考にさせていただきながら、マニュアルというのはまた文字が多くなり過ぎてもなかなか理解がされないのかなと思えますので、その辺しっかり精査して作成のほうをしていきたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 次に、ジュニア防災士ですけども、ジュニア防災士の取組ということで、非常に取り組んでいただいている答弁いただきました。子供はもちろんなんですけれども、大人の防災教育、これも必要なんですけども、以前にも質問しましたけれども、防災リーダーとして期待される防災士の育成とか支援、市の取組状況はいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 防災士の育成ということなんですけれども、うちのほうも広報としてPR等、受講してください、資格取得をしてくださいということをお願いをさせていただいておりますが、どうしても個人の資格という形で、興味のある方というんですか、そういう方につきましては取っていただいているようなんですけれども、ただやっぱりどうしても個人のスキルアップ的なところでの資格取得をされている方が多いのかなど。その後うちの防災研修とかで、講師的なところをやっていただける方というのが、ちょっとそこまでいないという状況にあらうかと思えます。

資格取得の方もちょっと少ないということもありまして、今年度からもう学校のほうでジュニア防災士ということで始まっておりますので、ちょっと長期的なところになってしましますが、そういう方々が大きくなったときに地域の、やっぱり地域力のために役立つような市民になっていただければなというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 大人の防災リーダー、今お話伺いましたけれども、子供たち自らが自分の命を守り、周囲の大人たちを助けるためにも、子供たちの果たす役割は大きいと思います。

東日本大震災のときに、釜石の奇跡という有名な話があるんですけれども、防災教育を受けた子供たちが、自らの判断で避難場所を次々に高いところに移動して、津波から逃れて、学校管理下にあった子供たち全員が助かったばかりでなく、子供たちが避難する姿を見て大人たちも避難を開始し、多くの命が救われたということです。

先ほどの答弁にも、家庭や地域への波及ということがありましたけれども、ジュニア防災士の育成とともに、子供を通じて保護者の防災意識高揚を働きかけていくことも、これも有効だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） まず、受講した生徒は非常に認識を深めて、例えば地域防災訓練に参加したときにもそうした気持ちで臨んでいると思います。もちろん、学校を通じて家庭へも波及はさせていただきたいと思いますが、やはりそういう訓練に参加したとき、周りの大人の方々が子供たちにどう声をかけるかということも大切だと思いますので、その辺は防災部局と連携しながら普及を図ってまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） この項目の最後なんですけれども、コミュニティFMなんですけれども、コミュニティFMの果たす役割、防災情報の伝達だけでなく、様々な役割を果たします。

東日本大震災のときなんですけれども、やはり家族を失い、友人を失い、電気のない真っ暗闇

の中で、本当に生きる力さえ失いかけていた被災者が、ラジオから流れる言葉に希望、勇気を見出して、生きる力を得ていったという話をたくさん伺います。ふだんは地域に密着した話題や音楽で聞く人の心を潤し、非常時には命を守る情報と希望、勇気を与えてくれる大切な役割を果たすコミュニティFMですけれども、現状、厳しい経営状況が続いていると伺っています。この状況をどのように捉え、今後どのようにコミュニティFMの活用を進めていくおつもりでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、コミュニティFMを担当している総合政策部からお答えをさせていただきます。

先ほどの危機管理監からも御答弁させていただきましたとおり、まずは災害時におけるコミュニティFMの必要性は、市として十分認識をしているところです。

それから、今、先ほど議員からもお話ありましたとおり、それ以外の部分についても必要なツールであることも認識をしております。したがって、今後も防災上の重要なツール、それ以外としても活用していくことは望ましいと考えております。

現在も市としてオリジナル番組の制作であったり、番組提供等で活用という形で経営の支援をさせていただいているところなのですが、FMの活用をすることが経営の支援につながっていくと考えておりますので、今後もさらなる積極的な活用という形で支援をさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

よろしいですか。

じゃ、次、医療的ケア児、重症心身障害児を持つ家庭への支援について、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市内には、共生型福祉施設、この施設がございませんので、重度の障害児を持った御家族の負担軽減の施策は幾つか講じております。ただ、実際にそういった非常に症状が重い子供さんをお持ちのお母さんにお話を伺うと、毎月県立こども病院に通わなければいけないとか、いや、伺うと本当にこれは負担が大きいなど認識をいたしました。

そこで、そのランチという機能を県にお願いしても、すぐに、では伊豆にも西部にもつくろうかということにはならないと思いますので、少しでもその現状に対応するためには伊豆の国市の寺家にあります伊豆医療福祉センターをより使っていただきやすくする、あるいはもう少し、整形外科もあるようですけれども、もう少し機能を充実させるように要望していく、あるいはそこまでの通院もしくは移動手手段の御支援をさせていただくようなことはあるのかなと思います。

なかなか、非常に厳しい状況でございますので、伊豆市としても速やかにやるべきことと

長期的なことを判断しながら進めさせてください。

健康福祉部長に詳細を答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） こちらの共生型福祉施設には、ホームヘルプサービスやデイサービス、あとショートステイが想定されますが、医療的ケア児や重症心身障害児のサービスを提供できる職員体制を取ることが非常に困難な状況となっております。

こちらの共生型福祉施設を整備している市町村は少ない状況の中ではございますが、先ほども市長から話ありました、伊豆の国市にあります伊豆医療福祉センターや特別支援学校などを利用していくことが考えられます。

今後も近隣市町との連携による効率的なサービスの提供と、市内におきましても社会福祉法人等事業者を中心として、医療的ケア児や重症心身障害児に対するサービスの提供に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 答弁の中で医療的ケア児を受け入れている施設ありましたけれども、なかなか定員数に限りがあって、希望するサービスにもつながらないというお声も伺うんですけれども、現状どうでしょうか、その辺のところは。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 定数等、すみません、しっかりと把握してはおりませんが、1つ伊豆の国特別支援学校、こちらは知的の障害者なんですけれども、こちらのほうは小学生が83人、中学生が30人、高校生が39人今利用されているというようなことは確認しております。

伊豆医療福祉センターにつきましては、かなり定員は埋まっているというようなことは聞いております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） なかなかやっぱり、サービスがあっても思うように受けられないという厳しい状況があるそうです。

一旦それなりのサービスを、18歳未満の子供は今サービスが、制度があるんですけれども、その後の支援について心配だというお声も伺うんですけれども、成人後はどのような支援が受けられるのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） ふじのくに型福祉サービスの中の共生型福祉施設というのは、今あります特別養護老人ホーム等使いまして、ショートステイのサービス、あるいはデイサービス、ヘルパーサービス等活用していくこととなります。

そちらのほうにつきまして、成人をされた方につきましては、伊豆市にはございませんが、ほかの市町にはそういった施設もございますので、やはり伊豆市としましても今後そういった施設が、登録ができていくようなほう、先ほど申し上げたとおり各事業所と協議は進めていきたいと感じております。

やはり、子供につきましても、医療的ケア児と重症心身障害児の利用というのは、やはり大きく変わってくると思います。市内におきましても、ヘルパーやデイ、ショートが居宅で受けられるようなことができるような方向には向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） これ、厚労省からなんですけれども、医療的ケア児の支援に係る施策の動向ということで、いろいろな取組が行われてきているということなんですけれども、医療的ケア児の総合支援事業、あるいは医療型短期入所事業所の開設とかいろいろな取組が、国のほうとしてはそういった制度を提示しているようなんですけれども、部長から答弁ありましたように、なかなか現実には身近なところでそういうサービスを受けられる施設というのは立ち上げが難しいというお話を伺っています。

こういった受入れ体制の整備、今限られた対象者でも最初述べさせていただきましたように、これから増えていくことも考えられます。またあるいは対象者が1人だとしても、SDGsの基本理念である誰一人取り残さない社会構築のために、支援体制の整備というのは必要だと考えています。

市内事業者だけでそういった共生型福祉施設の立ち上げ、難しいようなんですけれども、近隣あるいはそういった圏域でそういった共生型福祉施設のような受入れ体制ができれば、多少遠くはなりますけれども安心して預けられるということになりますので、そういったことも1つの方法だと思いますけれども、その辺の協議というのはできるのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） この種の事業は、やはり私は県がしっかり統轄をして、そして広域で、なるべくプロの皆さんに関与していただくことが大事だと思います。今、例えば駿豆学園が一生懸命やってくれているんですが、あそこ一部事務組合でつくっている単体の事業所ですから、大規模な福祉事業所さんが運営しているような施設と違って、誰か一人職員が、例えばコロナ感染したときに、そうするとそこで数人濃厚接触者で出勤できないときに、振り分けられる職員がないわけですね。やっぱり複数の施設を運営しているところはみんなで支

援する体制もできるわけです。広域で相互に支援し合う、もしここでこういう機能が欠けたらみんなで応援するような、そういった体制がないと、このようにスーパーマーケットだとかどこに行ってもあるような施設と違って、行政がしっかり責任を持って一人も置いてきぼりにせずという事業ですから、これはやはりもうしっかりとした広域行政で対応すべき典型的な事業だと思います。そこで伊豆半島はとても弱い。

昨日新聞を見てびっくりしたんですが、伊豆は医者がないから県の集団接種はできないと。いないからやっていただかなければいけないのに、これは私も本当に反省しているんですが、やはり伊豆半島の声が小さ過ぎるんですね。私たち13人がもっと声を合わせて大きな声を出さないと、必要な事業で置いていかれますので、これも今議員御指摘の重度障害の子供さんたちのケアというのも、同じように、私たちもしっかり取り組むけれどもやはり県が全体を統括をして、そして私たちが広域で取り組んでいく、このような体制が絶対に必要だと今感じております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） ぜひよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（小長谷順二君） これで杉山誠議員の質問を終わります。

ここで1時まで昼の休憩といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 浅田藤二君

○議長（小長谷順二君） 次に、2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 2番、浅田藤二です。通告書に従い、質問をさせていただきます。

初めに、伊豆縦貫道について、市長にお伺いいたします。

私は、20年以上指導するスポーツチームの大会参加のため、日本各地を、選手を乗せて車で移動してきました。九州や山陰、山陽、四国や岐阜の山あいの地域まで、大変すばらしい高速道路や高規格道路が整備されていたのが印象に残っています。伊豆での開通を心待ちにしていたところ、今般、関係者の大変な御努力により伊豆縦貫道の整備が進み、延長される整備予定地域への説明会も行われました。

道路開通により、住民の移動の便利さに加え、企業誘致や観光交流人口、移住希望者の増

加など、大きな経済効果が期待されています。

地元地域としては、道路整備により通過される町ではなく、インターを降りて立ち寄りなければならない場所として、道路完成までに地域住民・各種団体が一丸となり、あらゆる人々の目的地になるように、地域の魅力を高めていくことが重要だと考えています。

質問します。伊豆縦貫道整備・開通により描かれる、伊豆市、伊豆半島の未来像についてお答えください。

道路整備に関わる地域の魅力を高めるための構想や取組、既に着手しているものがありましたらお答えください。

次に、文学の郷づくりについて、市長、教育長にお伺いします。

伊豆市のキャラクター、「伊豆乃四姉妹」を御存じでしょうか。伊豆市のパンフレットなどによく登場しています。これは、大妻女子大学の学生が伊豆市の特徴を外からの視点で捉え、4つの地域を個性豊かな4姉妹として表現したものです。4つの地域が仲良く手を携え、市民が豊かで幸せな生活を送る伊豆市をイメージしてつくられたものだと思います。

その一人、伊豆乃葵は、本を愛する文学女子として、天城湯ヶ島地域を表現してくれています。

本年度、観光協会・地域づくり協議会、また行政関係者の御努力により、仮称ですが、文学の郷公園、小説に登場する「上の家」の整備が予定されています。先ほどの縦貫道の整備に併せまして、目的地となる地域の魅力を高めるため、文学の郷づくりは欠かせません。文学講座なども定期的に開催し、文学の郷づくりを行っていることに加え、観光協会が中心となり、問題となっていた温泉場の廃屋や景観を損なう支障木の撤去も、民間有志主導で進められてきました。すっきりとしたきれいな魅力ある温泉場がよみがえってきました。

天城会館周辺の宿地区有志は、弘道寺前の休耕田にハスや花ショウブを咲かせ、情緒あふれる景観をつくり出しています。西平地区有志は、熊野山に祭られる三十三観音をつなぐ道や看板を整備するとともに、長野川遊歩道の草刈りや歩道整備を続け、蛍の観賞場所や住民の散歩コースとして、地域の魅力創出に住民自らが努力をしています。

地域づくり協議会では、組織を改編し、SDGs未来部会を創設、持続可能な地域の魅力発信に力を入れているところです。

質問します。天城会館を起点に、井上靖先生が幼少期を過ごした旧邸跡、上の家、仮称文学の郷公園、弘道寺、旧湯ヶ島小学校でもある市民活動センターを結ぶラインを小説に登場するような大正ロマンを感じさせる、本を片手にそぞろ歩きが楽しめるような整備ができれば、文学の郷として魅力がさらに上がり、立ち寄りなければならない場所として内外にアピールできます。お考えをお聞かせください。

○議長（小長谷順二君） ただいまの浅田藤二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

私は今、心底から伊豆半島は世界トップレベルの観光地になれると確信しています。市長として使うかどうか少し逡巡しましたが、市民向けの宿泊券を私も使い、天城高原に行ってきました。あそこから見ると、ちょっと横を見れば天城連山、そして北を見るとど真ん中に富士山が見え、相模湾と駿河湾を見下ろすことができ、川端康成が称賛をした伊豆の山々、今は首都圏の皆さんには海のブランドイメージが強いんですが、伊豆の山々を一望することができます。

私は、世界に冠たる富士山をど真ん中に眺望することができるあの位置から伊豆半島北部を見たときに、確実に世界の伊豆になることができると確信をしました。過去5回、実際に世界ジオパークの会議に参加してまいりましたけれども、いずれも観光地ですが、どこを見ても伊豆が劣ると感じたことはございません。これを、これから美伊豆とか伊豆半島の皆さんに訴えていくためと思って、少しデータを探しましたけれども、なかなかいいデータ見つからないんですが、ハワイの訪問客が600万人ぐらいで直近のデータが800万人です。知事が称賛される濟州島がようやく1,000万人ぐらいになっています。南フランスはなかなかデータが取れなくて、確認できませんでした、フロリダとか。しかし、少なくとも私たちが知っている世界に冠たる観光地の濟州島とかハワイとかを比べれば、伊豆は既に宿泊客数1,200万人、ただしほとんど首都圏の日本人で1泊と。グアム島だけで訪問客数150万人ですから、旧田方郡くらいとグアム島はほぼ同じ規模です、人口、面積、宿泊客数。しかし伊豆はほとんど1泊あるいは日帰り客。

既に数字だけ見れば世界のトップレベルにあるわけです。しかし、世界のトップレベルの観光地になれると思っていないのは、恐らく地元の住民自身ではないかと思えます。なぜならば、3時にチェックインしたお客様を、次の日の10時にお返しすればそれで十分に食することができる。首都圏というとても魅力のあるマーケットがあり、そして今もある。そのビジネスモデルから変わり切っていない、したがって伊豆半島の中でお客様が周遊できる環境も非常に弱いというのが現状なんだろうと思えます。そこにようやく、ようやく計画から40年、伊豆縦貫自動車道が、月ヶ瀬まで完成し、それから今下田まで延伸しようとしています。このチャンスを使わない手はない。私はそのように強く確信をしていて、それでも素通りされたら私たち自身の責任ですから、しっかり立ち寄っていただく。目的地として選んでいただく伊豆市の魅力づくり、これが今焦点になっていると考えております。

具体的なことについては、建設部の理事から答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） それでは、私のほうから1と2について答えさせていただきます。

伊豆縦貫自動車道は、日常生活や観光産業の交通手段を自動車に依存せざるを得ない伊豆地域において、東名高速道路、新東名高速道路から伊豆半島南端まで結ぶ高規格幹線道路で



あり、市長がおっしゃったように、あらゆる、経済の好循環や観光産業の支援や、その他災害時の救援活動または救急搬送等の医療活動の支援など、様々なストック効果を満たす社会基盤となっております。

この伊豆縦貫自動車道の開通は、今都市計画手続を進めている最中ですが、高速交通体系から取り残された伊豆地域に高速サービスを提供し、海や山などの自然環境や温泉など、観光資源に恵まれた伊豆地域の発展に大きな役割を果たすとともに、伊豆地域の交通混雑の緩和を図り、快適な観光の実現や安心して生活できる環境が実現されると期待しております。

そういった伊豆縦貫自動車道の都市計画の手続を進めるとともに、それに合った伊豆市のまちづくりを今まさに検討しているところでございます。

次の、2の道路整備に関わる地域の魅力を高めるために既に着工している取組等についてお答えします。

伊豆縦貫道整備に係る地域の取組といたしましては、中間インターの予定地である茅野地区におきまして、地区の将来を見据えたワークショップを開催しております。このワークショップでは、令和元年より工学院大学の協力により、学生たちを交え、道路の必要性や趣旨及び計画内容について地元の理解を深めるとともに、インターチェンジの効果を周辺地域に波及させるように、地元住民が主体的になってまちづくりを考えております。

こうした地区の取組が、県においても、ふじのくにフロンティア推進エリアの「東京2020オリンピック・パラリンピックの競技大会を契機とした交流・関係・定住人口の創出推進エリア」の新拠点区域として、今年2月に認定されたところです。

茅野地区のインターチェンジ周辺は、浄蓮の滝など良質な地域資源を活用する観光機能や、地場産品の物販機能を強化するにぎわいの創出拠点として、また自然と調和した住環境を整備し、交流人口の増加、産業振興、定住の促進を図る構想となっております。

また、これまでのふじのくにの推進エリアである月ヶ瀬道の駅などの拠点と連携・補完することで、両拠点の間にある月ヶ瀬梅林、文学の郷などに立ち寄る周遊コースの設定によるにぎわいの創出など、今後も天城湯ヶ島地区のまちづくりの取組を検討してまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 伊豆縦貫自動車道の開通を見据えて、静岡県といえば富士山はもちろんなんですけれども、伊豆半島と内外の人々に行っていただけるような取組をしていかなければならないと、お話を伺いながら強く感じております。

それには、御紹介いただいた茅野地区の取組、インターのできる地元の皆さんと、外からの視点で物事を考えられる「よそ者」である大学生、そして女性の目線で考える地域づくりが、まさにこれからの伊豆市のブランドづくり、道路が完成しても素通りされない目的地づ

くりにつながっていくと思っています。

特に、これから行われる地域づくりに関わる事項には、コンサルタントに任せない、地元と行政とよそ者、女性の視点を取り入れた地域づくりに、ぜひかじを切っていただきたいと思っています。

コンサルタントはまとめの段階で、書類、報告書作りに出てきてくれればいい。自分たちの地域は自分たちで考え、つくっていく。地元住民と地域を本気で考えてくれる気概ある職員、よそ者、例えば農業のことは田方農業高校や農業を専攻する大学生と一緒に考えてみる。地元の伊豆総合高校に大いに地域づくりに関わっていただくような環境を整えていくことが重要かと考えています。御意見をお伺いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 全く御指摘のとおりです。コンサルタントに計画づくりを依頼したときに、もう幾度か愕然として、今はコンサルタントに企画、計画をつくっていただくときには、最初に市長からヒアリングをしてくれというお願いをしています。そうしないとどこにでもあるような計画をつくられて、まずソフト分析から始まり、非常にストレスを感じました。私たちがまちづくりの骨格をつくり、そのためのデータ収集とか調査とかですね、最後の文書の取りまとめとか、そういったものに限定をして、方向づくり、方針づくり、事業づくりはやっぱり私たち自身がやらなければいけない。全くそのとおりだと思います。

そして、田方農業高校とか、そういった人材を活用することについては、それも御指摘のとおりと考えていて、数年前に私は田方農業高校に伺って、校長先生ともお話しをしたことがあります。というのは、ワサビやシイタケのように競争力のある産業でもなかなか後継者が増えていかない。だったら「誰か来てください」ではなくて、地元で農業を勉強したいと思って行っている学校があるのだから、そこで訴えさせていただくほうが効果的ではないかと思い、ちょっと私もさぼって1回しか伺っていないのですが、やはりそういった生徒さんに現状をしっかりと見ていただき、伊豆市の産業を一緒につないでいただく。これはとても確率の高い、そしていい事業だと思いますので、改めてそのような取組をさせていただきたいと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

〔「次、お願いします」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 次というと、文学の郷づくりについてでよろしいですか。

答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも非常に、とてもいい資源なのにとじくじたるものがありまして、市長に就任して各地域のまちづくりをどうしようかと考えたときに、もう湯ヶ島の自然、温泉、文学の、もちろん修善寺温泉にも「修善寺の大患」などいろんな文学、そして土肥にも

牧水の足跡もありますし、中伊豆にもございますが、さはさりながら、さはさりながらです、川端康成、井上靖が地元として活躍された湯ヶ島の文学の郷づくりは、やらない手はない。

ただ、実はあるまちづくりの専門家の方から言われたことがあります。私がまだ市長になった頃でした。「市長ね、文学の郷づくりはやめたほうがいいです」と。「地元の人たちが本を読んでいません」と言われたことがありました。それが頭の片隅にあったんですが、ある方が亡くなってその御子息にお悔やみを申し上げに伺ったときに、応接室に通していただいて驚きました。図書館のように井上靖全集がハードカバーでずらっと並んでいたんですね。これは私たちの世代で止めてはいけません。ちゃんと読んで、そして井上靖先生と交流をしてここまでやってこられた方々がいるのに、私たちの世代で止めてはいけないんだと、そこで改めて思いました。

文化芸術基本法という法律があります。これで示された文化芸術活動を、今年コロナ禍の中で進行する事業を文部科学省がつくって、もう1回目の公募は終わったんですが、2回目、3回目の公募はこれからですので取り組みたいと思っているんですが、その文化芸術基本法第8条、最初に出てくるのは文学ですよ、文学。それだけ文化として、文化の中で一番最初に出てくる文学。そして日本の中ではノーベル文学賞受賞者はお二人。私は思想的に受け入れられないので大井健三郎先生の書物はほとんど読んだことがないのですが、川端康成さんの作品というのは多くの日本人が読み、今でも愛されておりますし、そして去年1月、井上靖先生がノーベル文学賞候補であったことが正式に確認をされ、そしてその候補となった大きな要因の一つは、「猟銃」のドイツ語訳が素晴らしくて、ドイツの学者の中で非常に評価が高く、ボン大学の先生からノーベルアカデミーに推選が行ったと。その舞台はまさに湯ヶ島です。

私は、なるべく早く「猟銃」の朗読会もイベントとしてやろうと思っているんですが、それだけの資源がある中で文学の事業をやりませんということは、もうあり得ないと思うんですね。ですから、数年前にペンクラブでやっていただいたような専門家を交えた、質の高い、そして市民も自分の地元、ふるさとの文学の薫りに触れることのできる文化事業というものは、ぜひこれからも力を注いでまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 文学の郷づくりにつきまして、平成30年度に地域の皆様と共に文学の郷構想を策定し、地元と連携した取組を進めております。

構想では、議員の御質問の中にもあったように、旧井上邸跡地や上の家、営林署跡地を中心とするエリアだけでなく、熊野山や湯道を含め、文学的な素材等を生かしたまちづくりを目指しております。

今年度は、上の家を観光協会天城支部と連携しながら改修し、拠点としての活用に向け準備を進めるとともに、地元関係団体の皆さんや産業振興協議会、観光商工課とも連携し、各

拠点をつなぐルートへの検討や、より深く知りながら巡る楽しみ方を提案できるガイドの養成にも取り組み、文学素材をふんだんに盛り込んだ回遊可能な魅力的なルートを創出し、伊豆市版DMO事業につなげてまいります。

また、市内の中学校、義務教育学校の総合的な学習の時間の発表を、今年度から共有する取組を始めます。例えば天城地区の天城中学校の天城学習の内容を他の学校が知ることでもでき、市内の中学校の地域の魅力について、関心に広がりを持たせたいと考えております。

伊豆市内の文化について、それぞれの4校が共有して、伊豆市の文化として土肥の事、天城の事、中伊豆の事、修善寺の事というふうに区切らないで、伊豆市の文化として取り上げていくように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 観光ニーズが多様化する中、伊豆市が今後も選ばれる観光地として発展するためには、これまでの温泉、食、宿といったメジャーな観光資源に加えて、体験、交流、テーマ性の強い旅行、着地型観光を組み合わせた新しい観光への転換が必要で、この新しい観光地経営としての伊豆市版DMO事業を推進するため、伊豆市ならではの地域資源の掘り起こしや磨き上げを進め、旅行者に深い体験や新鮮な感動を提供するための、持続可能な仕組みを構築することが極めて重要と考えております。

旧井上邸跡地、上の家、旧宮林署跡地、湯道など、市内でもこの湯ヶ島地区は地域資源がコンパクトに集約している数少ない場所で、伊豆市版DMO事業を進めていく上でこうした文学を初めとする多くのコンテンツが存在することは、それだけでも他の地域に比べて優位性のある可能性を秘めたエリアであると考えます。

議員の言われる「そぞろ歩き」を楽しむためにも、まずはこうしたコンテンツの掘り起こしや磨き上げを進めていきたいと考えており、この伊豆市版DMO事業の推進に議員の言われるそぞろ歩きを楽しむ風情がある整備が加われば、その効果はさらに高められるものと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） DMOのお話が出ました。先進地の視察はされたでしょうか。長野県の妙高市は、観光をはじめとする市内産業の全てをDMOで運営しています。そこをぜひ見ていただきたいと思っております。

ハード面ではやはり多少なりお金が必要になります。財源の裏づけがなければ、どんなに話し合っても物事は動きません。しかしながら地域づくりに関わる整備をするのに一般会計、財政を圧迫するようでは市民の賛同は得られないと考えています。補助金や有利な起債を活用することに加え、計画した事業を指定し、その事業に対するふるさと納税やクラウドファ

ンディングの活用は考えられないでしょうか。

観光協会天城支部では、上の家の整備に、クラウドファンディングの制度を活用し、500万円近くを集めております。また、大きな事業を展開するときに賛同者の意見の吸い上げの指標と財源確保を目的として、一定の目標額を定めた上で、事業への市民、市外賛同者への市債の発行、住民・賛同者にとっては貯金になるわけですが、市債を購入してもらい、その事業への賛同と財源確保のための制度創設は考えさせませんか。

もう一点、ソフト面において、これから継続的に文学の郷づくりや地域づくりについて、行政と話し合う場を設けていただくことは可能でしょうか。2点についてお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 御質問3点かというふうに理解しましたが、私はまず先進地視察について、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の伊豆市版DMO事業の計画策定に当たって、全国の先進事例は研究をいたしました。が、実際に昨年度視察は行っておりません。過去に、これは産業振興協議会設立当時かと思いますが、当時の産業振興課が、長野県飯田市で、農家民泊と農家によるガイドツアーや農業体験を通じ、教育旅行の実績を上げている南信州観光公社を視察したということがございます。

議員がおっしゃられました妙高市の取組につきましては、申し訳ありません、今のところ詳しいことを承知しておりませんので、まずは妙高市の取組について内容を把握させていただいた上で、現地への視察を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） クラウドファンディング。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうから財政を所管する立場からお答えをさせていただきます。

まず地方自治体が住民向けに発行する、住民参加型市場公募地方債、いわゆるミニ公募債と言われるものなのですが、議員のお話のとおり、賛同者の意見の吸い上げの指標といたしまして以前は使われることがございました。しかしながら、ここ数年の経済状況で、今マイナス金利になっております。その影響によりまして、市場の金利が低下しておりまして、住民にとって魅力的な金利を設定できないというのが実際のところになります。したがって、現在ではちょっと現実的ではないのかなというのがまず1つのお答えになります。

それから、いわゆる有利な起債というものを活用すれば、国からの交付税措置というものもありますので、その面でも導入のほうはちょっと難しいのかなと思っております。

一方、ふるさと納税、それから特に企業版ふるさと納税、そしてクラウドファンディングにつきましては、新たな財源として非常に注目をしております。これらにつきましては、ハ

ード・ソフトの両面において様々な事業に活用できるものと、本当に期待をしているところです。これらについては、今後の地域づくりにどのように活用が考えられるか、現在検討中でございますので、市としては積極的な導入のほうを考えているところです。

以上です。

○議長（小長谷順二君） もう一点。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 私から、3点目のソフト面についてお答えをさせていただきます。

これまでも、湯ヶ島のグランドデザインの推進につきましては、地域の皆様とともに市役所の関係部局がお邪魔して、様々な意見交換ですとか相談をさせていただいてまいりました。今後も、今議員からお話がありましたけれども、文化的な資源をはじめとする資源の活用をはじめ、地域の皆様とぜひ一緒に相談をさせていただきたいと思います。

特に、先ほど話が出ております、やはりDMO事業につなげていくというのも今のキーワードですので、産業振興協議会にもリードしていただきながら、例えば観光商工ですとか、我々の社会教育ですとか、企画や地域づくりも含めて様々な部局で連携しながら、引き続き御相談や検討を進めさせていただきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） ぜひ、一緒に前向きな方向で進んでいきたいと思っておりますけれども、先ほど来お話が多数出ておりますけれども、地域が稼ぐシステム、株式会社ですとか——先ほど杉山議員が言われたあの仕組みですね——、組織とかいろんな方法が、NPOですとか、地域が何とか雇用を得たり、いろんなことで経済を動かす仕組みを、今動きが少しずつ出てきているものですから、ぜひ行政の皆さんと一緒に、「こうやったら立ち上がりやすいんじゃないか」、「こういう資金があってこれを使ってつくって見たらどうか」、そんな相談を、地域が金を稼ぐシステムを構築していきたいと、地域のほうは今動いていますので、御指導をいただければと思っています。質問します。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど、ボランティアだけでは力が尽きてしまうという、別の件でお話ありましたけれども、私もずっとそう感じています。いわゆるボランティア・ベースの活動であっても、物すごく楽しいか、もうかるか、どちらかでないとやっぱり続かないですよ。ね、一、二回は参加しても。なかんずく観光まちづくりの中で、自分の生まれ故郷にプライドを持ってまちづくりをしていくのはそれはそれとして、それが収益につながらなければやはり続きませんので、そこはポイントにしていきたいと思っております。

冒頭私が、伊豆は全体として世界のトップレベルになれる確信を持っていると申し上げましたけれども、したがって、私は無料のサービスというのはいま可能な限りやめたいと。ガ

イドも無料のガイドというのはもう可能な限りやめたい。やはり質の高いガイドを育成して、しっかりお金を頂戴して、その自然のガイド、あるいは文化のガイド、あるいは歴史のガイド、そういったものを深掘りしていく、スキルを上げていくことが大切だと思っています。

一例を挙げて恐縮ですけれども、鉢窪山の整備については私もずっと評価をさせていただき、自分も時には参加してまいりました。ちょっと長くなって恐縮なんですけれども、ジオパークの会議に行ったときに、3億年、5億年動いていない大陸というのがあるんですよ。それで、伊豆半島は2,000万年ですから「完全に負けたな、これは。世界には勝てないや」と思ったときに、ということは「5億年動いていない地質ですから何も面白くありません」と。「伊豆半島は今でも日本列島に対して伊豆・小笠原が衝突し続けている、世界で唯一の場所ですから、だから面白いんです」と言われて、「ああそうなんだ」と。それが背景にあったものですから、鉢窪山の上の火口のところにちょっと切れ込みがあって、災害が起こらないようにわざわざ切れ込みを入れてあるんです。これはとっても珍しい火口なんです。

そこで、その火口の中に火山灰の証拠があるわけですね。そこに木とか葉っぱが落ちて堆積していくと、そのせっかくのジオサイトの価値が薄れるという話を聞いて、その段階では地域の皆さん方が鉢窪山の途中まで木を切り、遊歩道を造り、眺望の展望台を造っていただいていたので、そこで、「よし、残りは全部市で切るぞ」ということになったわけですね。まさに行政と地域の皆さんが一体化することによって、ジオサイトの付加価値を高めるために目標設定をすることができた、そして事業として進みつつある、そのような形で一緒に力を出し合いながら進めていければと思っています。

私どもが気がつかない点は、逆に地域の皆さんから御指摘いただいて、行政手続と財源確保のお手伝いと専門家会議のアドバイスは行政がお手伝いをして、のような形で進めていくことができればと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで浅田藤二議員の質問を終了いたします。

### ◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月11日の午前9時30分から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 1時34分

## 令和3年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第4号)

令和3年6月11日(金曜日)午前9時29分開議

- 日程第 1 議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)  
日程第 2 議案第44号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)  
日程第 3 議案第45号 令和3年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)  
日程第 4 議案第46号 伊豆市固定資産評価審査委員会条例及び伊豆市火入れに関する条例の一部改正について  
日程第 5 議案第47号 伊豆市税条例の一部改正について  
日程第 6 議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 7 議案第49号 伊豆市介護保険条例の一部改正について  
日程第 8 議案第50号 市道路線の廃止について  
日程第 9 議案第51号 伊豆市指定金融機関の指定について

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第52号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について

追加日程第2 議案第53号 財産の取得について

### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地豊君 副市長 佐藤信太郎君



教 育 長	梅 原 賢 治 君	総 合 政 策 部 長	新 間 康 之 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	危 機 管 理 監	稲 村 俊 一 君
市 民 部 長	加 藤 博 永 君	健 康 福 祉 部 長	栗 山 信 博 君
産 業 部 長	滝 川 正 樹 君	建 設 部 長	山 田 博 治 君
教 育 部 長	佐 藤 達 義 君		

---

**職務のため出席した者の職氏名**

事 務 局 長	稲 村 栄 一	次	長	永 沼 健 一
主 査	杉 本 優 美			

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日、15番、永岡議員より遅刻の届出がありますので、お知らせいたします。

本日の出席議員は15名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和3年伊豆市議会6月定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第43号～議案第45号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 議事日程に基づき、議案質疑を行います。

日程第1、議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から日程第3、議案第45号 令和3年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第43号について、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） おはようございます。16番、杉山誠です。

議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）についてですが、3款1項9目の福祉施設管理費で、中伊豆交流センター、白岩の湯ですけれども、入浴施設ボイラーの修理ということで、予算が計上されております。この入浴施設ですけれども、この件については今年に入って休業しているさなか、複数の市民から問合せ、あるいは要望が寄せられまして、私のところでございます。この白岩の湯は、いわゆる地元の人たちだけではなく、市外からも多くの人たちが訪れて交流の場ともなっていた。まさに交流センターの一つの施設として機能していたわけですが、それが休止することによって交流が途絶えてしまって、このような有効な施設であるので何とか再開してほしい、あるいはいつから再開できるのかというような声がありましたので、今回確認をさせていただきたいと思います。ボイラーの修理ということですが、再開の時期をいつ頃と見込んでいるのでしょうか。

また、周知の方法ですが、休業のお知らせもなかなか周知がされていなくて、来てみたら閉館していたということもありましたので、周知の方法についても確認させていただきたいと思います。

そして、あと一つ課題として、入浴施設の建物以外の耐震性がないということで、休憩室などは使用されずにいたのですけれども、やはり通路であるとか受付業務を行っている入り口の部分は多くの方が行き来しますので、耐震ということで懸念がされております。この耐震の措置ということで、健康福祉部から情報提供ありましたけれども、具体的にどのような方法を検討されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

御質問の内容については健康福祉部長に答弁をさせますが、その背景となったあの一体的施設を市長としてどのように見ているかについては、私から御説明をさせていただきます。

以前は、あそこは社会体育館と、それから主として子供さんと高齢の方のソフトボールに使われていたんです、隣のグラウンドが。

そして、交流センターという形で広い少しステージのついた広間と、それから温泉施設、それから地域の人たちが工作するというんでしょうか、いろんな趣味を実現する施設として複合的に機能していました。そこで、地元からの御要望もあり、まずグラウンドのほうを高いネットと、そして滑り込むとけがをしそうな粗い砂だったものですから、市は土を入れ替えて高い防球ネットを造りました。公共事業としては、それだけだったのですが、地域のお父さん方が主体となってマウンドを造り、それから選手の控えの屋根付きのベンチを造り、外野のフェンスを造り、これ全部地元の皆さんにやっていただいたんです。

そして、この伊豆半島北部の学童野球の聖地となってきたんです。その頃にほかのチームを招いて一緒に練習をしたり、練習をした後、試合をした後、お風呂に入ったりということで、これはもうお年寄りから子供まで全部使えるいい施設だなと思っていたところに、耐震の問題が出てきたわけです。当時は見積もったところが、その鉄骨等を使って耐震補強をすると約1億円ということで、しばらく暫定的に使っていたんですが、県が基準を変えたことで、伊豆市もやむなくそれに合わせてお風呂以外の所は休んだ、利用しなくなった。そして今、温泉の問題に、こういうふうに至っているわけです。

中伊豆地区での人口対策課題を考えると、やはり生活拠点は八幡なんですが、白岩地区は八幡と修善寺の両方の機能を使えることで、さらに白岩と八幡の間にあった梶山で一時期、人口が増えたものですから、白岩地区をなんとかしたいと思っていたところに、今度は中伊豆温泉病院の移転が実現したわけです。

そういった全体の背景を考えたときに、この地域の地域としての機能の充実、魅力化というのは、非常に公益性が高いと判断しているわけです。そのような全体の状況におけるこの施設の在り方ですので、市長としてはそのような状況判断をしたということ、まず背景説明を申し上げます。

個別の御質問については、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、健康福祉部長、お願いします。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず、再開の時期でございますが、ボイラーの修理につきまして分解をして内部を調査した上で、機器の故障状況により工期は1か月から3か月かかるということを確認しております。

再開の周知方法ですが、施設へ再開のお知らせを掲示するとともに、ホームページや防災メール、地区回覧等により周知をしてみたいと思います。

また、耐震措置につきましては、現在、受付と入浴施設までの通路は耐震基準を満たしておりません。ですので、こちらにつきましては、早い時期に部分的な耐震補強や簡易的な建物への建て替えなど、最適な方策を考えてまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 地域としての魅力の充実ということで、再開ということも多くの方が喜ばれると思いますけれども、一番心配される耐震の方法なんですけれども、あぁいった施設、古い施設を今、やはり不用なものを削除するというので、いろんな補強の方法、あるいは建て替えという方法を伺いましたけれども、1回整理して、必要なものだけ小規模なものを建て替えて、こじんまりとした施設にしていくということも考えられるわけなんですけれども、具体的にはまだ一切決まっていないということですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 具体的にまだ業者等に確認をしているわけではありませんが、内部では、例えば今あります本館の部分を、一部を取り壊して受付と休憩室などを造るような形にした場合に、どのような耐震方法があるのか、あるいはそれでは高額な経費がかかるということであれば、全て取り壊して、そこへプレハブのような代わりのものにするのか、あるいは建てるのかは別としまして、新たに受付と休憩室を設ける方法などを検討していきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） あと一つ。

再開ということで、それは一つ喜んでいただけたと思うんですけれども、時期なんですけれども、3か月以上かかるということですので、いつ頃から周知をしていくおつもりなのか。はっきりとした見通しが立ってからだと思いますけれども、いずれにしても再開しますというお知らせを早めにしたほうがいいと思うんですけれども、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 先ほど申し上げましたとおり、ただ物を交換すれば直るということではないようなので、一度作業を分解してみて、その進捗、どれくらいで直るかということが分かりましたら、早めに皆様にはお知らせしていきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） これで杉山誠議員の質疑を終わります。

次に、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について質問をいたします。

予算に関する説明資料75ページ、3款民生費、1項社会福祉費、9目福祉施設管理費の中伊豆交流センター管理事業について質疑をいたします。

平成31年3月に作成された伊豆市公共施設再配置基本方針策定の背景と目的では、伊豆市においては、過去に建設された公共施設の老朽化が進行し、改修更新が必要で財政に大きな負担が生じ、施設の維持管理に困難な状況が予想され、市内の公共施設の安全で快適な公共サービスの提供のためには、時代や社会情勢の変化に対応しつつ施設の効率・効果的な維持管理及び運営に努める必要があるとして再配置の方策として、8パターンが示されました。

産業系施設の中伊豆交流センターについては、伊豆市公共施設再配置基本方針の施設評価判定では、老朽状況により廃止検討に該当すると評価しています。また、中伊豆交流センターの必要性として、市の政策の推進にはあまり関わりがなく、廃止しても影響が少ない施設との評価をしています。

このような評価をした上で、中伊豆交流センターの浴室温泉ボイラー改修工事181万3,000円はどのような経緯で判断され、補正予算に計上されたのか説明を求めます。

よろしくをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） これも、具体的な御質問には健康福祉部長から答弁をさせますが、今度は中伊豆交流センターという施設、先ほど申し上げました私は全体として判断をしたわけですが、今度は時間的経緯、それも少し御説明したいのですが、私は13年前から伊豆市内の公共施設の在り方、それから空き家の問題については、かなり早い時期から取り組んできたつもりです。それはもう市長になる前から強烈にその問題点が分かっていたので、空き家情報などはすぐにやりましたし、公共施設も天城温泉会館の温泉事業を凍結したのは、市長になって多分1年目ぐらいだったと思います。そのような背景の中で、全体の政策も、将来計画も、市の職員のほうで策定をしてみました。

そこで、まず全体として大きく変わったことは、国のほうが後から空き家問題を国のイシ

ューとして真剣に取り組み始めたということ。それから公共施設も空き家という表現は当たらないかもしれませんが、全国で市町村合併が進んで、いわゆる公共施設の空き家的問題、これが相当構造的な課題として浮き上がってきて、大変恐縮な言い方をしますけれども、私が課題として取り上げた後、国のほうもそこの認識を非常に具体的に持っていただいたというような背景の中で、改めてここをどうしたらいいかということを考えるような状況に至ったということです。

その過程において正直に言って、交流センターの施設、それから温泉は99.99%ギブアップしました。一つは、耐震補強で1億円かと。当時は公共施設の改修とか空き家対策なんかは補助制度が全くなかった時代ですので、これはもう無理だなと。

それからもう一つ、温泉事業も99.99%ギブアップしたのは、温泉管がどこを通っているか分からない。どのような経緯であそこに温泉事業が開発されたのか分からないという状況で、しかも利用料が200円だった。これは、どう考えても無理だなと思いました。その後、外部の利用者が多いということで、市外の方の利用使用料を400円に上げたり、温泉なども調査をしてきたのですが、現時点に至ると、源泉所有者の御意向もだんだん分かってきて、温泉管がどこをどう通っているかもだんだん分かってきて、そして耐震補強も鉄骨で1億円かと思っていたところが、先日、出野副知事を御案内したときに、改めて、今さらながらなんですが、狩野幼稚園は木で耐震補強しているわけです。幾つかの選択肢がひょっとしたらあるかなと思っているのが、現時点での状況です。

したがって、先ほど健康福祉部長が答弁しましたように、交流センターの部分の、あのまま使う、全部壊してから別の物を造る、あるいは壊すだけにする、そこはまだ決めておりませんが、以前、一旦判断をした全部廃止ありきでなくても選択肢があるかなと考えているのが、市長としての現状の認識でございます。

○議長（小長谷順二君） それでは、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 中伊豆交流センターの温泉施設につきまして、ボイラーのリレー、回線系統、こちらのほうが故障しまして温度が一定に保てない状況となりました。それによりまして、本年1月16日から休館をさせていただいております。

故障当初は、復旧に向けたボイラーの部品が調達できないということで、修理ができなかったため休業をしておりましたが、その後ユニットの交換により修理が可能であるということが判明いたしました。これによりまして、施設の再開に向け、本議会において所要の予算を上程させていただきました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 故障の原因が特定できて修理が可能ということですが、そのボイラーの改修工事というのは、どんな工事内容ですか。また、1月16日から故障していたと

いうことですが、故障の原因の特定については、いつから調査をして、故障箇所というのはいつ判明したのか、時系列で説明していただきたいと思えますけれども。当初予算に計上しなかったのは、1月16日という年度末を控えていたものですから、当初予算には分かっていたけれども計上できなかった。けども、やるつもりでいたのかどうなのか、そこのところはどうなんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 故障の箇所の確認につきましては、1月16日直後に業者に依頼をしまして確認をしております。その結果、先ほど申し上げましたリレー、回線系統が故障しているということで、その部品単品で交換ができないかというようなことで、当初進めておりました。しかし、機械も大分古いということで単品では調達ができないというような回答を受けておりましたが、3月に入りまして、そのユニットごと、大きな単位で交換をすれば修理が可能だというようなことが分かりました。しかし、3月でしたので当初予算には計上ができずに、今回の補正をさせていただくというような運びでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 私、第一の質問で、中伊豆交流センターの公共施設再配置基本方針の評価について記載されている内容について説明をいたしました。なぜかというのは、私の認識不足かどうかわかりませんが、理解に苦しんでいるんですよ。

要するに、施設評価では廃止検討に該当すると。さらに安定性評価の必要性では廃止しても影響がないと。この2つの評価では、廃止の方向を選択しているんですよ。しかしながら、中伊豆交流センターは再配置を実現するための方策として8パターンあるんですけども、そのうちの3パターンの施設規模の縮小、管理運営等の主体の変更、施設の廃止の3パターンの方策を示した上で、基本方針では方策選択の理由として、施設規模の縮小を含め当分継続との判断を示していますということが記載されているんです、方針の報告書には。その中の下にあるんですけども、さらに周辺に類似施設が存在することからということから、これは小川の湯のことなんですよけれども、実際、後の説明ではキャパが不足で代替施設ということはある得ないというような説明がありました。評価判定では廃止の方向を選択しているにもかかわらず、方策選択の理由では施設規模の縮小を含め当分継続という記載があります。どう理解していいのかわからないのか、どうしたいのかわからないのか、意図が見えていないんですよ。

そして、耐震についての説明がありましたけれども、浴室棟は耐震性があるが本館は耐震不足で、今後、耐震措置の検討をするというような説明がありましたけれども、この検討とは何を説明しているのか。先ほどの答えと重複するかもしれませんが、この検討というのは行政用語の検討なのか、世間一般でいう検討なのか、そこのところはどちらなのか伺いたいと思えますけれども。

さらに、温泉ボイラーを改修後、本館浴室等を一体として当面施設を継続するのか、また規模を縮小すると先ほど説明ありましたが、交流センターのほうの本館は、要するに使わないで縮小して耐震措置を講じるような話もちらっと出てきましたけれども、そのところは、現在の分かる範囲内でもう1回お答えください。そして、それを選択した理由というのはなぜなのか、それも併せて説明願いたいと思います。

これは関連質問になりますけれども、議題以外に及んだら御指摘願いたいと思いますけれども、その選択した方法と今年度作成する公共施設再配置計画との整合性というのはどう取るのか、そのところを示していただきたい。

よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 中伊豆交流センターにつきまして、昭和56年に建設をされております。その後、介護保険制度が始まる平成12年に向けて、平成10年度に改修工事等が行われております。そのときから福祉の施設ということで、介護保険事業等を行ってきたという経緯がございます。その後、平成30年度、耐震の問題が出てきまして確認をしたところ、本館と保健センターの部分につきましては、耐震強度が足りないというような結果でございます。それによりまして、そちらで行っていた各種団体の皆様の御協力も得まして、例えば中伊豆のふれあいプラザですとか支所のほうへ活動の場を移していただきまして、平成31年の4月から本館のほう、保健センターのほうは休館とさせていただいているような経緯でございます。

今回、縮小というようなことも基本方針のほうにあるわけですが、そちらは先ほども御説明しましたとおり、本館の一部を壊しまして耐震補強をして使うのか、あるいは先ほども言いました建て替えにするのかというところを今後検討というのがどういうことかというのは、内部でしっかりとそここのところは対応は進めていきたいと考えております。

あと、温泉施設だけ残したというのは、やはり年間、コロナ禍前の利用状況ではございますが3万4,000人前後、3万3,000人から3万5,000人の年間の利用がありました。今のところ、ボイラーの改修を行えば、ポンプだとか当然、源泉から施設までの配管も古くはなっておりますけれども、ここ何年間、故障によりお湯が配湯されないということがございませんので、温泉施設につきましては、ボイラーを改修して運営を再開したいというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 3回目です。整合性については答えられますか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 公共施設の基本方針ということですので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、平成30年度に作成したこの基本方針。この基本方針を作るに当たりまして、それぞ



れの施設の必要性やそれぞれ所管している部署の評価をこちらの調査項目に従って調査をした。それを集計したもののなのですが、議員のおっしゃるとおり、施設全体としては、利用状況を見るとなかなか利用は少ない。また耐震の問題があるということで、廃止の方向もあると。ただ、個別に見ると温泉、浴室だけ見ますと相当な利用客があるということで、施設全体としてはなかなか老朽化と利用状況を見ると廃止もやむを得ないと。

ただし、縮小して温泉だけの機能もあるのではないかとということで、先ほど議員おっしゃいました方策、最終的な方策として、規模の縮小を含め、当面は継続していきたいと。ただ、その当面というのが、約10年の間にしっかり方向性を決めようというのが当面ということで、方針は作ってございます。

ただ、今年度、個別施設ごとの再配置計画を作ります。あくまでも、これは今後10年の方針を定め、今後、今年度に個別施設ごとの再配置計画の中でしっかり決めていきたいというふうな経緯でございます。

○議長（小長谷順二君） これで杉山武司議員の質疑を終わります。

次に、13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）についての質疑をいたします。67ページです。2款1項5目公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託料430万円に関連しての質疑であります。

平成29年度から40年間を計画期間とする本計画です。この冊子を見ますと、当初、おおむね10年ごとに見直しをすることを基本に、社会情勢の変化などの状況に応じて適宜見直しというふうに記載をされています。ここで見直しを行う判断に至った理由、その背景等を説明をしていただきたいと思います。

また、市長は本定例会の冒頭の行政報告の中で、その5番目として、健全な行政運営に向けた取組の中で、その1として、公共施設の適正化を挙げています。それには途中一部抜いてありますけれども、将来に向けた安定的な行政サービスを維持していくため、今年度は個別施設ごとの用途廃止や民間譲渡、集約、複合化に向けた議論を進め、公共施設の適正化を図ってまいりますというふうに述べております。

各施設の個別具体的な計画については、本計画の下位に位置する先ほども出ていました公共施設再配置基本方針に示されているわけですが、この再配置基本方針にどの程度影響する本議案に関する改訂内容となるのでしょうか。

例えば、市長がタウンミーティングでも使用していた公共施設についての資料の中で、天城会館の施設カルテの評価を幾つかある区分がありますが、区分のB2向上、費用対効果の向上を検討する施設としています。が、例えばの話が、天城会館の使われている部分はB2とするにしても、使われていない部分については、E要見直し、施設性能と費用対効果の両

方の見直しが必要であるというふうに変更するなどの内容変更に踏み込まないのですか。要するに、今の計画のままでこういったことまでできるのかということの確認をしたいのが、質問の意図であります。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます前に、一つ関連しますので御報告案件があるのですが、狩野幼稚園を改修しました狩野ベース、4部屋ある中で3部屋目が提案がなされました。そして審査が終わりました。スルガ銀行株式会社からの提案があり、自転車ステーション的に使うということで、公共施設、せっかく改修して半分しか埋まっていなかったのですが、3部屋目が埋まって改善されたと。あと、市長までの決裁手続だけが残っていて審査まで終わったということで、一つ御報告をさせていただきます。

そして、御質問について先ほどの杉山武司議員の御質問とも併せて、私が少し反省しつつ伺ったのですが、実は公共施設と総合管理計画を策定した後、この再配置基本方針というのを報告を受けたんです。そこで私が、計画を作ってから基本方針というのにはあり得ないだろうということを指導しようと思ったんです。計画を作るためには、まず何といても目的。目的をはっきりさせて、その目的を実現できる目標を明確に確立して、そしてその目標を達成するための行動方針。その行動方針の一番核となるところが基本方針なので、総合管理計画の一番コアな基本方針なんて、何で今から基本方針を作るんだということを指導したところ、この基本方針という用語は、私が今定義している意味ではなくて、総合管理計画の下で一つ一つの施設をどうするかという方針ですという説明で、私が納得してしまったわけです。

そこで、用語を変えさせるべきだったと今、思っているんですけども、やはりこのような計画作りの、しかも長期計画で包括的な一般方向を示す計画のときに、用語を混乱するようなワーディングを使ってしまったなど今思っていて、したがって、基本的に変えてはいけない基本方針という意味ではなくて、個別の案件の処理方針ですということでしたので納得したんですが、やはりちょっと混乱を生じてしまったと反省しているところです。

そして、議員の御質問については、まずは総務部長から具体的に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず最初に、見直しについての考え方を説明させていただきます。

当初計画を作成するための平成26年に示されました国の指針、こちらでは、計画期間を少なくとも10年以上の期間とするとされておりました。ただ、市がこの計画を作るに当たりまして、市の公共施設の建築年度の状況から、更新年度の時期のピークが30年から40年後に迎えるという想定をされましたので、市の計画では、計画期間を40年としました。ただ、この計画の見直しについては、当然必要なものですから、国が指針で示した最短期間の10年、これを基準に市としては見直す方針を立てました。

よって、議員がおっしゃったとおり、計画ではおおむね10年ごとに見直すことを基本とし、上位計画の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて適宜見直すとしております。

今回の見直しにつきましては、まだ計画策定から10年、こちら経過しておりませんが、まず上位計画としての国の各省のインフラ長寿命化計画というのがございますが、ほぼこちらが令和2年度に見直しをまずされたということ。あと、国からの通達によりまして、計画の策定時から一定の期間が経過した中で個別施設計画などを反映させ、不断の見直しを行い、順次充実させていくことが示されております。これは地方公共団体も令和3年度中に見直しを行うよう技術的な助言がございました。

そのようなことから、今回、今年度中に見直しをすることが必要であると判断したものでございます。なお、この令和3年度中にと国が申しておりますのも、見直しの経費の2分の1を特別交付税でみるというような財政措置もございました。

また、今回の総合管理計画の見直しの内容につきましても、施設保有量やその推移、長寿命化対策を反映した場合の更新経費など、国から見直しの改訂内容が示されておりますので、そちらの項目に沿って見直しをいたします。

したがって、議員の御質問にあります再配置基本方針への直接の反映や、その内容変更は予定しておりません。今回の総合管理計画の見直しは、あくまでも公共施設の再配置の基礎となる計画、先ほど市長のちょっと順番がおかしいということもありましたが、全体の考え方、総量とか、全体を網羅する考え方の基礎となる計画の見直しでございますので、個別の施設についての方針を定めております再配置基本方針への反映はございません。

ただ、今年度この計画の見直しと並行して、個別施設計画としての公共施設再配置計画、こちらを並行して行いますので、例に出されております施設のように、施設全体についてこの基本方針を見直していくのか、また一つの方法として先ほどの杉山議員にもお答えしましたが、全体ではなくて一部については使えて、一部は要らないんじゃないか、そのような考え方もできますので、今年度策定する再配置計画の中で検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 国のほうの指示もあって、後々の交付税措置とも関係してきて令和3年中にということの経緯は理解できました。それを踏まえた上で、ここに書いてある質問の意図というか、含意をもうちょっとかみ砕いて言いますと、市長に聞くということになってしまうかもしれませんが、先ほど来言っていますけれども、行政報告の中で取り上げられていると。それがちょうど今、総務部長から説明があった国からの公共施設についての云々、各いろいろなものを見直しをしなさいみたいなものとリンクしていたので関係があるのか、あるいは市の独自の事情でたまたまここで一緒に市長がアピールしているのかということも含めて聞きたいんです。

市長が言っているのは、とにかく伊豆市としては、将来に向けた安定的な行政サービスを維持していくために、公共施設の適正化が今必要なんだというふうに訴えていらっしゃるんだというふうに僕は読み取っているわけです。なので、その一番基礎になる全体の基礎の総量とかを決めるものですよと、さっき言いましたよね。そこをいじらなくても下のほうまで全部できるのかどうか心配だったので、下の部分を個別、具体的な部分をこれからもうちょっと進めないで将来に影響が出るよというところまで来ているのであれば、個別のことをやるために、上を今のままでできるのかということを確認したかったというのが一つなんです。今の説明だと、個別のほうには影響しませんよというふうに聞こえたので、言い方は分からないですけども、公共施設の適正がこれから加速させるとしても、今回の改定でいけるよ、要するに個別の計画の見直しだけでいけるよということなのかということをおまじ点確認します。

そしてその際に、杉山武司議員からの質問の意図の中にも、そういう意味があったような気がするんですけども、実際に公共施設を例えば廃止するであるとかとなった場合に、どういうふうに合理的な理由を説明して御理解いただくかということにも関連してきますので、どういう基準でこれはやめますとか、どういう基準で半分だけ残しますとか、その説明が結構難しいんですよ。市長が公共施設についての説明の資料で、幾つかの施設の例を挙げてくれました。タウンミーティングでも、これ使いました。この中に出てくる例えば、施設カルテの評価のCに改善であるとか、Bに向上であるとかというふうに、かつて分類したものをここに載せてあると思うんですけども、実際には杉山武司議員も言った、この基本方針の中で廃止を検討すると言っているものの中にも、相当数の利用者さんのある施設もあって、今現在すぐ多分廃止するということではないんだろうけれども、将来的に廃止を検討するものに入っていると。この中に入っていて、明らかにもう使われなくなるであろうとか、そういうものが含まれているところも向上というふうに分類されているとか、その中身も見直しをして、この指針の内容そのものを書き直さないと、実際に廃止するとかというときに合わなくなってしまう、そこが心配なんです。

市長は、市民の皆さんの御意見を伺いながら、これからも再配置の策定に取り組みますというふうにおっしゃっているんですけども、皆さんの御意見を伺って、それで方針を決めて、方針を作り直してから、実際に廃止をするとかやるのか。ここには廃止と載っていないけれども、皆さんの意見を聞いたら廃止してもよさそうだから、こっちの基本方針に載っている文言と違うけれども、先に廃止しますという手続をするのか。果たしてそうやったときに皆さんの納得が得られるのかということが心配なので、この内容と実際にこれから進めようとしていることの整合性が取れないとまずいんじゃないんですかということをお聞きしたいんです。

○議長（小長谷順二君） 答弁をお願いします。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、構造的な状況の変化があったことは、まず間違いありません。新市建設事業は5年延びました。それは合併特例債を使えるという意味では、伊豆市の財政にとって大変ありがたい合併特例債の期限再延長、5年間ということなのですが、しかし、それは伊豆市の基本的な状況の変化ではなくて、全国の特異な状況でそうなったことであって、たまたま伊豆市の財政負担は軽くなったというだけであって、伊豆市は全く別の事情で新市建設事業が5年延びたわけです。そして、その間に17億円の当時想定していなかった支出が既に発生しています。これは文教ガーデンシティ事業に先行投資した2億円と中伊豆温泉病院の15億円。この17億円という規模と、5年という期間は極めて大きな状況の変化であって、5年前や6年前に想定していたような公共施設の再編成では全く追いつかない、全く合わないという状況の変化があります。

その中で、人口減少が予測より加速して人口減少が想定より進んでいる。そこに加えて、コロナウイルス対策で財政調整基金も大分使っていますので、財政も悪化しています。人口減少も悪化し、財政も悪化している。悪化と言ったらおかしいですね、財調はかなり減額をせざるを得なかった。こういった状況の中で、非常に大きな財政的な課題となっている公共施設の問題は、加速せざるを得ません。

そして、やはり去年の10月までは手続に相当なエネルギーがかかっていました。公共施設の減額の案件を出せば、違法、違法という御指摘が幾度も議会からあり、その手続で相当なエネルギーが食われていて、時間的なエネルギーも含めてです。ここは改めて議員の皆さんに、この5年間の状況の変化、人口減少の悪化、コロナによる財政の圧迫等の大きな状況の変化をぜひ御理解いただき、公共施設の再編成を含む行財政改革のスピードアップについては、ぜひ御理解と御支援をいただきたいと思います。

その上で計画の在り方なんです、これからは長期的、総合的な計画は基本的にあまり変えたくないんですけども、基本方針と書いてあるところが、実は個別の処理方針なんです。ここは地域の皆さんから見た施設の在り方、それから利用されている方にとってのその施設の在り方。それから、もう一つ、非常に難しいのは、地域も利用者もいいけれども、借地が多いものですから、地主、地権者の方との調整というその大きな3つの要素の中で、どのような順番で、どのような処理の仕方ができるか、かなり不透明です。

したがって、そこは相当話し合いをさせていただかないと処理方針も決まらないし、処理の進め方も、時期的な進め方、施設の段階的な縮小なのか、一気に廃止なのかという進め方についても差が出てきますので、これは1件ずつの案件ごとに違いが出てくるとは思いますし、かお答えできません。

しかし、その代替措置の取れるところ、その地域としての魅力化向上に基本的にあまり貢献しないものについては、時間を置けば置くだけ予算の負担が大きくなるだけで、そこはスピードアップしたいと思いますし、それから、やはり今引き合いの案件もありますので、そういったものについては、なるべく早く民間活力の導入に移行させていただきたいと

考えています。

○議長（小長谷順二君） 総務部長、補足いいですか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 基本方針で定めてあるものを実際に個別の再配置計画で違う方針を作ることができるかという主旨も含んでいるかと思うんですが、基本方針では10年間、複数の選択肢を記載しているもの、また、当面10年間は継続するよっていう方策のもの、いろいろあるんですが、特にその基本方針で継続すると言っておいて、仮に減築したり民間売却したりというような場合は、やはり個別施設ごとにその施設の経緯、基本方針を定めたときの考え方と、それが変更に至った経緯をしっかりと説明して、地元や利用されている方に納得していただく、これが全てだと思っております。

ですので、今回の総合管理計画の見直しで、すぐにこの基本方針を見直すのではなく、今年度策定する、先ほども言いました個別の計画ごとに、もし基本方針等変えるのであれば、そこはしっかり納得していただけるように説明する義務は当然ございます。

そのほかは、ある程度複数の方策を示してございますので、なぜその方策を選択したか、その当たりの説明は、しっかりしてまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 全体的なことは分かりました。いずれにしても、総合管理計画、これの見直しに関する予算についての質疑ですので、その範囲のことはよく分かりました。

市長からの説明の個別については、また個別のことでそれぞれ対応するということが分かりましたので、実際この質疑の中でも触れさせてもらっています市長の行政報告、それから市長がタウンミーティングで訴えられていることに関連しているであろうということで質疑をさせてもらっています。当然、議会としても、主な施設等をもう1回、現場を見る必要があるんだろうなということで、議会として公共施設の現状、所管事務調査という形で提案させていただいて、議会は議会なりに現状の認識をもう1回しなきゃいけないなというふうには思っています。そういう提案をさせていただいて、ぜひその方向で調整していただければと思います。

それに併せてですけれども、ぜひこの個別に移る前に施設カルテの評価で、例えばですけれども、こういうところが分かりやすく説明してもらわないと伝わらないよというのがすごくあって、A B C D Eがあって、Aが継続、Bが向上、Cが改善、Dが見直し、Eが要見直しというような区分がされているんですけれども、結構分かりにくいんですよ。改善だから廃止はないよねと思うのだけれども、よく考えてみるとそうでもなかったり、その用語のニュアンスというのが結構難しく、その辺ももう少し分かりやすく伝えないと、市民の皆さんの意見を伺う場合でも、何か食い違いを生じるようなおそれがあるような文言というのが結構あるものですから、最終的に結構デリケートな部分も議論しなければならなくなっ

ますので、何か基本の中で分かりやすく説明しなければいけないよみたいな項目を入れるとか、最終的に個別の案件を解決するに当たって、スムーズにいくような形の総合管理計画にしていきたいなという思いもあります。その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（小長谷順二君） 自己の意見ということもあるんでしょうけれども、答弁できますか。総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この総合管理計画の中では、今回施設カルテで示しておりますようなABCDEは、個別施設ごとですので当然示しておりません。ただ、施設カルテの評価も一つの基準として基本方針を定めておりますので、この区分についてはしっかりどういう考えなのか、どういうことを言っているのかというのは明示してまいります。

○議長（小長谷順二君） これで、青木靖議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第45号までの3議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

#### ◎議案第46号～議案第49号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第4、議案第46号 伊豆市固定資産評価審査委員会条例及び伊豆市火入れに関する条例の一部改正についてから日程第7、議案第49号 伊豆市介護保険条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第48号について、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） それでは、質疑させていただきます。

件名、議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、及び2点目として、議案第49号 伊豆市介護保険条例の一部改正について。

まず、国民健康保険税ですが、1番目として、減免特例制度を延長することによる効果は、国保加入者の全体のどのくらいの割合になると想定していますか。

また、金額はどのくらいを想定していますか。

さらに、市民への周知方法について伺います。

4点目として、令和3年3月31日までの実績について伺います。国保加入者全体人数、そのうちの減免申請人数、その減免金額、国・県との財政支援金額等お伺いさせていただきます。

介護保険も同じような、国民健康保険と同じような内容についての質問を以下4点させていただきます。

介護保険加入者の全体のどのくらいの割合になると想定していますか。

また、金額はどのくらいを想定していますか。

またさらに、市民への周知方法について伺います。

実績として令和3年3月31日までの実績を伺い、介護保険加入者全体人数、減免申請人数、減免金額、財政支援金等について併せて伺いさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 三田議員、議案ごとにやりますので、第48号からということをお願いいたします。

それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 市民部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、市民部長。

○市民部長（加藤博永君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1の全体のどれくらいの割合になるかということですが、昨年度の申請者は、70世帯ございました。全体保険者世帯が5,364世帯でしたので、1.3%でございます。今年度も昨年度並みを想定しております。

また、2の金額のほうでございますが、減免金額、昨年度は1,161万1,200円ございました。同様の金額を本年度も想定をしております。

3、市民の皆様への周知方法でございますが、広報伊豆やホームページへの掲載をはじめ、7月の中旬に発送いたします国民健康保険税の本算定分の納税通知書、これにお知らせを同封いたします。

4の令和3年3月31日までの実績加入者人数等でございますが、令和3年3月31日現在の世帯数5,364、8,263名でございます。減免金額でございますが、令和元年度分が63世帯で113人、減免金額が103万3,300円。令和2年度が70世帯、123人、減免金額は1,161万1,200円でございます。

財政支援のほうでございますが、令和元年度分については全額、特別調整交付金で補填されます。令和2年度分は10分の6が国民健康保険災害等臨時特例補助金、10分の4が特別調整交付金で補填されます。金額についてでございますが、現在申請準備中ですのでこの割合で計算しますと、国民健康保険災害等の臨時特例補助金が696万円、特別調整交付金のほうが464万円となります。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） ありがとうございます。

この申請というのは、他の事業者のコロナ関係のときの申請にかなり専門職が介入しない



と難しいと聞いたんですが、これは本人が役所の窓口に行けば、スムーズにできるぐらいの手続なんですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 窓口に来ていただいて所得等の減額が分かる書類をいただければ、その場で書いていただいて申請ができるようになっております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

○14番（三田忠男君） ありません。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。それでは、議案第48号については三田議員の質疑を終わります。

次に、議案第49号について通告済みですので、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 私のほうから、介護保険条例の一部改正についてお答えさせていただきます。

1点目の延長することによる効果、その全体の割合でございますが、昨年度の申請者は34人、全体の被保険者数が1万2,233人でございますので、割合としまして0.28%でございます。こちらにつきまして、今年度も昨年度並みを想定しております。

金額のほうですが、こちら昨年の減免額でございますが、199万1,892円でございます。こちらにつきましても同様に、昨年度並みを想定しております。

市民への周知でございますが、こちらは国民健康保険と同様、広報伊豆やホームページなどの掲載を始めまして、8月に被保険者宛てに発送します介護保険料の本算定の通知書に案内文を同封したいと思っております。

4つ目の3月31日までの実績、全体の人数、減免申請額等でございますが、介護保険加入者が令和3年3月31日現在1万2,233人、減免申請の人数、減免の金額でございますが、令和元年度が28人、減免額が28万7,560円。こちら調定いたしまして全体の0.04%でございます。令和2年度分につきましては34人、減免金額は199万1,892円、全体の0.28%でございます。財政支援金額でございますが、10分の6が介護保険災害等臨時特例補助金、10分の4が特別調整交付金で補填されます。令和2年度の額でいきますと、介護保険災害等臨時特例補助金のほうが119万5,000円、特別調整交付金が79万7,000円となります。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。よろしいですか。

○14番（三田忠男君） ありません。

○議長（小長谷順二君） これで三田忠男議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第49号の4議案は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第50号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第8、議案第50号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号については、議案付託表のとおり、総務経済委員会に付託いたします。

#### ◎議案第51号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第9、議案第51号 伊豆市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号については、委員会付託表のとおり、総務経済委員会に付託いたします。

ここで40分まで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時39分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### ◎日程の追加

○議長（小長谷順二君） お諮りいたします。

お配りした追加日程表のとおり、追加日程第1、議案第52号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について及び追加日程第2、議案第53号 財産の取得についての2議案を日程に追加し、議題とすることといたします。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、2議案を日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 追加日程第1、議案第52号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第52号について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料について所要の改正を行うものです。

詳細について、市民部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） ここで、補足説明の申出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） それでは、議案第52号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

追加議案書の1ページと3ページをお願いいたします。

現在、マイナンバーカードの再交付手数料800円でございますが、これを市が徴収し、マイナンバーカードの全体を統括しています地方公共団体情報システム機構に支払うため、手数料条例に規定をしております。今回の改正によりまして、手数料の徴収が同機構の事務として規定されることから、別表にあります規定が不要となるため改正をするものでございます。

なお、施行日は令和3年9月1日となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号については、議案付託表のとおり、教育厚生委員会に付託いたします。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 追加日程第2、議案第53号 財産の取得についてを議題といたしま

す。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第53号について提案理由を申し上げます。

本案は、消防団消防ポンプ自動車2台を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、危機管理監に説明させます。

○議長（小長谷順二君） ここで、補足説明の申出がありますので、これを許します。

危機管理監。

〔危機管理監 稲村俊一君登壇〕

○危機管理監（稲村俊一君） それでは、私のほうから議案第53号の補足説明をさせていただきます。

追加議案書の5ページをお開きください。

取得する財産の品名及び数量ですが、消防ポンプ自動車2台でございます。

取得方法につきましては、制限付き一般競争入札による契約。これにつきましては、5月18日に入札執行してございます。

取得価格ですが、2台で5,445万円。なお、この入札の結果につきましては、お手元に別紙として第2回入札結果の一覧を配付させていただいております。6社入札参加しての落札金額を記載してございます。

取得先につきましては、沼津市、株式会社畠山ポンプ製作所になります。

配備予定先ですが、2台とも修善寺方面隊第1分団中央部と第4分団中央部でございます。

補足説明につきましては、以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号については、委員会付託表のとおり、総務経済委員会に付託いたします。

### ◎陳情の取下げ

○議長（小長谷順二君） 本定例会初日の諸般の報告にて、総務経済委員会に審査を要請しました、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての陳情書については、6月2日付にてこの陳情の取下げ願が出されましたので、審査の要請は取り下げますの

で御了承ください。

◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次会の本会議は、6月24日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前10時46分

## 令和3年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第5号)

令和3年6月24日(木曜日)午前9時29分開議

- 日程第 1 議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)  
日程第 2 議案第44号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)  
日程第 3 議案第45号 令和3年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)  
日程第 4 議案第46号 伊豆市固定資産評価審査委員会条例及び伊豆市火入れに関する条例の一部改正について  
日程第 5 議案第47号 伊豆市税条例の一部改正について  
日程第 6 議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 7 議案第49号 伊豆市介護保険条例の一部改正について  
日程第 8 議案第52号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について  
日程第 9 議案第50号 市道路線の廃止について  
日程第10 議案第51号 伊豆市指定金融機関の指定について  
日程第11 議案第53号 財産の取得について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第54号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第3回)

追加日程第2 発議第4号 伊豆市議会基本条例の一部改正について

---

### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	佐 藤 信 太 郎 君
教 育 長	梅 原 賢 治 君	総 合 政 策 部 長	新 間 泰 之 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	健 康 福 祉 部 長	栗 山 信 博 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	稲 村 栄 一	次 長	永 沼 健 一
主 査	杉 本 優 美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年伊豆市議会6月定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第43号～議案第45号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第1、議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から日程第3、議案第45号 令和3年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につきまして各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第43号及び議案第45号について、総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 皆さん、おはようございます。6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）所管科目及び議案第45号 令和3年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）について委員長報告をいたします。

議案第43号について、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

議案書58ページの繰越明許費について、同報無線のデジタル化により、形状の違いなどによって重量が増し、結果的に支柱の強度不足が明らかになったのか、また、繰越明許後、さらに増額の補正予算が必要になるのかとの質疑に対し、昨年度実施設計は終了していますが、実際に点検したところ、強度的に劣化・腐食しているものが多く、更新や塗り替えの必要も発生し、繰越しをお願いすることになった。また、現状では、補正をお願いするほどの金額ではないと見込んでおりますが、本議会で繰越明許費を承認いただき、9月議会において、工期の延長と若干の増額の変更契約の報告を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案書67ページ、公共施設等総合管理計画改訂の支援業務委託430万円について、法律が変わったために改訂になったのか、あるいは、公共施設の課題に応じて改訂が必要になったのかとの質疑に対し、今年度、国のインフラ長寿命化計画が見直されるということで、



総務省から地方公共団体も同様に見直しをするように通知があり、改訂するものですとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第43号総務経済委員会所管科目は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号については、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

議案書123ページ、264万円の増額だが、1級が1人減って、3級が1人増えたので、結果的に減額になるのではないかとの質疑に対し、議案書の125ページに、級別の標準的な職務内容が記されておりますが、1級の主事は新規採用の職員であり、3級の主任はある程度経験を積んだ職員です。今回の人事異動に伴い、1級の職員に替わり新たに3級の職員が配置されたため増額になったとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第45号は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、議案第43号及び議案第45号についての審査の経過と結果について委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第43号及び議案第44号について教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第43号及び議案第44号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）教育厚生委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、教育費の新型コロナウイルス対策事業にて購入予定の消耗品、施設備品について再度説明をとの質疑に対し、消耗品は、手洗い用石けん、アルコール消毒液、ペーパータオル、備品は、二酸化炭素測定器や足踏み式消毒液噴霧器、パーティションなどが主なものになります。当初予算にも計上してありましたが、国の3月補正予算が繰り越され、補助金が交付されることが判明しましたので、さらに十分な量を購入するものですとの答弁がありました。

続きまして、委員より、議案書77ページ、放課後児童クラブ運営委託料について、提案理由の補足説明で加配が必要な児童が4月から入所したためとの説明だったが、対象児童は何人かとの質疑に対し、支援が必要と判断された児童が2名で、支援員は5時間だった勤務時間を7時間に増やすなど、勤務時間の調整による人件費で、1日5時間の方を1人雇うくらいの増しになりますとの答弁がありました。

続いて、事前に加配が必要なことは分からなかったのかとの質疑に対し、委託先では、入

所申込みがあった段階でこども園で多少の加配があると聞いたので、実際にこども園の様子を見に行き相談をしたそうですが、こども園では落ち着いた様子だったため、加配は必要ではないとの判断をしたそうです。しかし、4月に放課後児童クラブに入所し、環境が変わり、落ち着きがなく目が離せない状態だと分かり、急遽対応を迫られる状態になりましたとの答弁がありました。

続いて、委員より、予算の補足説明では支援員を2名追加することだったが、どういふことかとの質疑に対し、予算編成の打合せでは、財政当局に先ほどのような説明をしたつもりですが、説明が不十分で双方が違った認識となったのかもしれませんが。支援員の加配は2名ではなく、約1名分の追加の時間調整になりますとの答弁がありました。

続きまして、委員より、議案書75ページ、中伊豆交流センター管理事業の温泉ボイラー改修工事について、再開まで約半年あるが、給湯管の劣化は大丈夫かとの質疑に対し、全部を確認することはできませんでしたが、業者に給湯管の劣化について調査をしてもらっています。休館している今も温泉は止めずに流している状態を保っています。経年劣化はあるとは思いますが、以前とそれほど変わらないと思いますとの答弁がありました。

続いて、委員より、一般的に考えると、この改修工事で10年以上使えるようになると思う。公共施設の再配置などにも関連すると思うが、この先、何年使えると見込んでいるかとの質疑に対し、現在取っている見積書の工程は3段階に分かれています。1番目として、バーナーの分解、調整を行い、これで修理が可能であれば、それほど予算はかからずに終わる予定です。2番目としては、制御系機器の製作、交換です。部品がもうないとのことですので、傷んだものを交換するとなると、部品を作らないとならないと聞いています。3番目は、バーナー部をそっくり交換となります。どこの部分が故障しているかにもよると思いますが、最終的に180万円までかかる交換であれば、少なくとも10年はもつと考えていますとの答弁がありました。

続いて、委員より、20数年使っているボイラーのようだが、ボイラー設備は法定的な点検があると思う。決定的に壊れる前に予防的に処理できるよう、耐用年数も含め、施設の維持管理計画が必要だと思うが、今まではどのように管理していたのか、今後どのように管理していくのかとの質疑に対し、施設の維持管理計画までは手が回っていなかった状態でしたので、今回のような故障が出てしまいました。今後は、業者ともしっかり話をして長期的に管理できるようにしたいと思いますとの答弁がありました。

以上、審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第43号については討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第44号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、当局からの補足説明はなく、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前に質疑の有無を確認させていただきます。

初めに、議案第43号について質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第44号について質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第45号について質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） それでは、議案第43号について質疑を行います。

質疑がありませんので、質疑を終了します。

次に、議案第44号について質疑を行います。

質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

次に、議案第45号について質疑を行います。

質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより議案第43号から議案第45号までの3議案について討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時44分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論の通告がありますので、発言を許します。

それでは、議案第43号、賛成討論を行います。

4番、飯田大議員。

〔4番 飯田 大君登壇〕

○4番（飯田 大君） おはようございます。4番、飯田大。

議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、賛成の立場から討論させていただきます。

この議案の、3款民生費1項社会福祉費、9目福祉施設管理費の工事請負費です。内容は、中伊豆交流センター内の共同浴場白岩の湯温泉ボイラー改修工事に181万3,000円を補修するものです。

私は、この温泉施設の休館を早急に再開する意義について討論させていただきます。

温泉観光地伊豆市の目玉でもあり、市民の健康を維持推進する温泉施設の維持については、市民の貴重な財産を生かすべきと考えます。観光インフラ整備の対象でありながら、反面、

施設の老朽化対策という課題があり、さらに量、質、コスト等の見直しが必要とされています。伊豆市の公共施設再配置基本方針策定の背景に、新しく造ることから賢く使うことと示されている対象施設と考えられます。

中伊豆交流センター内に併設されている共同浴場白岩の湯の泉質は、アルカリ性単純温泉であり、J A静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院と同じ小川区に源泉があり、リウマチへの効果が認められています。

伊豆市内の温泉ですが、知名度では大別すると修善寺温泉、湯ヶ島温泉、土肥温泉はいずれも歴史、文学での知名度があります。泉質での効能に違いはあるものの、湯治客に支持されてきましたが、中伊豆の温泉はあまり知られていないように思えます。

県道伊東修善寺線沿いであり、交通利便性、駐車スペースが確保され、中伊豆社会体育館、白岩グラウンド、伊豆市資料館、白岩遺跡、中伊豆温水プール、旧市立橋保育園跡地など、近隣には複数の公共施設があります。総合的な集客力を生かした温泉施設利用者の増加に伴う施設の維持管理が期待できます。

また、シルバー人材センターなど雇用促進、地産地消の食事の提供など、地域振興が考えられます。

しかし、J A静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院の移転後には、人の往来が減少し、上・下白岩地区住民の活力が萎えることのないよう、地元住民の要望や意見を取り入れ、早期の温泉施設の再開を進めていただくことを望みます。

以上、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 次に、同じく賛成討論、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） おはようございます。16番、杉山誠です。

議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、賛成の立場で討論いたします。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ4,915万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ220億9,090万円とするものです。

歳出予算の主な内訳として、新型コロナウイルス感染症対策のため、市内小中義務教育学校に消毒用アルコールなどの消耗品や、二酸化炭素測定器などの備品を配備するための予算326万円ほか、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託に430万円、確定申告受付支援システム改修業務委託に127万円、中伊豆交流センター温泉ボイラー改修工事に182万円、放課後児童クラブ運営委託料の増額分130万円をそれぞれ計上し、一方で、定期人事異動に伴う人件費を減額したことから、総額4,915万円の減額になっています。

この中で、中伊豆交流センター温泉施設白岩の湯については、本年1月16日から温泉ボイラーの故障で閉館となっていたもので、閉館後は、利用していた複数の市民から問合せや再

開を望む要望が私のところにも寄せられていました。中伊豆交流センターは、耐震性能が県の基準を満たさないことから、令和元年4月1日から、交流室、休憩室、相談室、給湯室が閉鎖され、そのときも利用者からは、温泉に入った後、休憩室が使えないことで、特に地域外、市外から訪れていた利用者が急減したとの声が上がりました。当時は、地域外からもグループでタクシーを利用して定期的に通っていた利用者もいたそうです。

地域外からの利用者減については、高齢化により、遠方の施設まで通うことを控える人が増えてきたことも要因のようですが、全体として利用者数はほぼ横ばいで推移しており、地域住民の交流の場として、また、地域住民が中伊豆地域の魅力を地域外、あるいは市外利用者に情報提供する場として大いに機能していたと伺っています。

地域住民はもちろんのこと、観光客の利用も多くあり、さらに隣接する体育施設使用後の利用に供するなど、白岩の湯は多くの利用価値を持つ温泉入浴施設です。再開を望む多くの声に応えるとともに、耐震改修についても行政負担を減らしつつ、利用しやすい工夫を凝らしていただきたいものです。

このほかにもこの補正予算では、学校における感染症予防対策など多くの必要な事業が含まれています。議員の皆さんの賛同が得られますようお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第43号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決をします。

これより議案第44号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 令和3年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）について討論を行

います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第45号 令和3年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第46号～議案第52号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第4、議案第46号 伊豆市固定資産評価審査委員会条例及び伊豆市火入れに関する条例の一部改正についてから日程第8、議案第52号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正についてまでの5議案を一括して議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につきまして各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第46号について、総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第46号 伊豆市固定資産評価審査委員会条例及び伊豆市火入れに関する条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

質疑、討議、討論もなく、採決の結果、議案第46号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第47号から議案第52号までの4議案について、教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました議案第47号から第49号及び議案第52号の4議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第47号 伊豆市税条例の一部改正については、当局からの補足説明はなく、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正については、当局からの

補足説明はなく、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第49号 伊豆市介護保険条例の一部改正については、当局からの補足説明はなく、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正については、当局からの補足説明はなく、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前に質疑の有無を確認させていただきます。

初めに、議案第46号について質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第47号について質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第48号について質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第49号について質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第52号について質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） それでは、議案第46号について質疑を行います。

質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

次に、議案第47号について質疑を行います。

質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

次に、議案第48号について質疑を行います。

質疑がありませんので、質疑を終了します。

次に、議案第49号について質疑を行います。

質疑がありませんので、質疑を終了します。

次に、議案第52号について質疑を行います。

質疑がありませんので、質疑を終了します。

これより議案第46号から議案第52号までの5議案について討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっている5議案に対し、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第46号 伊豆市固定資産評価審査委員会条例及び伊豆市火入れに関する条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第46号 伊豆市固定資産評価審査委員会条例及び伊豆市火入れに関する条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 伊豆市税条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第47号 伊豆市税条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 伊豆市介護保険条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第49号 伊豆市介護保険条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。



委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第52号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第50号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第9、議案第50号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第50号 市道路線の廃止について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

初めに、地域住民からわらべ橋は必要なので架け直してほしいという話はないかという質疑に対し、今のところ造ってほしいという話は聞いていないとの答弁がありました。

次に、わらべ橋に付設されていた温泉のパイプの所有者は誰なのか、また、橋の撤去によりどのように処理したのかとの質疑に対し、温泉管の所有者は個人で、橋の撤去とともに復旧工事については市で行いましたとの答弁がありました。

審査の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第50号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長（小長谷順二君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

ただいま議題となっております議案第50号に対し、討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第50号について討論、採決を行います。

議案第50号 市道路線の廃止について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号 市道路線の廃止について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第51号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第10、議案第51号 伊豆市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

本案については、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

[総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇]

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第51号 伊豆市指定金融機関の指定について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

質疑、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

ただいま議題となっております議案第51号に対し、討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時09分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に続き会議を開きます。

これより議案第51号 伊豆市指定金融機関の指定について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号 伊豆市指定金融機関の指定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第53号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第11、議案第53号 財産の取得についてを議題といたします。

本案については、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

[総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇]

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第53号 財産の取得について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

最初に、新車種の性能と見積りはどのように取ったのかとの質疑に対し、性能については、仕様書においてサイズ、本体のシャシー、車台等しっかりと決めております。また、見積りにつきましては3社からの見積りを取り、その後、入札によって決定していますとの答弁がありました。

次に、購入価格、取得価格の財源内訳、補助金と一般財源の内訳についての質疑があり、5,000万円のうち1,000万円は県の補助金、残りの全ては緊急防災・減災事業債を充てていますとの答弁がありました。

次に、消防車を更新する基準についての質疑に対し、更新の基準については25年超の車両としているが、積載車については普通免許で乗れる車両もあるが、ポンプ車については3トン車の車体をベースに更新を進めています。今後は、団員の数や運転免許証等を鑑み、車両の更新時期、基準的なものについて見直すように考えているとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第53号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

ただいま議題となっております議案第53号に対し、討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第53号 財産の取得について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第53号 財産の取得について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長（小長谷順二君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、2件を追加し、議題にしたいと思います。これ

に異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

すみません。ここで一度休憩をさせていただきます。

再開を10時25分、10分間の休憩となります。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時25分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第1、議案第54号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第54号について提案理由を申し上げます。

まずその前に、この場をお借りして恐縮ですが、3月の第1回補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策のために計上させていただいた予備費のうち、国の第3次地方創生臨時交付金分2億1,300万円の現在までの活用状況について報告をさせていただきます。

まず、台風シーズンなどに備えた避難所における感染症対策として、間仕切りテントの購入費に1,956万円を充当いたしました。

また、市民の生活支援と消費喚起による地域経済の活性化を目的として、伊豆市商工会が8月から実施を予定しているプレミアム付き商品券発行事業への補助に7,300万円を充当させていただいたところであり、現在までの充当総額は9,256万円となっております。

予備費の活用状況については以上です。

それでは、議案第54号について。

本件は、先日執行された静岡県知事選挙に参議院静岡県選挙区選出議員が立候補したことに伴い、10月24日に補欠選挙が執行されることとなったため、その選挙事務経費として1,989万円を計上するほか、新型コロナウイルス感染拡大の長期化を踏まえ、緊急小口資金等の特例貸付を利用する世帯のうち、一定の条件を満たす生活に困窮する世帯を対象に、就労による自立を図るため給付する自立支援金給付事業委託料として691万円を計上するなど、補正総額2,680万円を増額し、歳入歳出予算額を221億1,770万円とするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から2款の参議院議員補欠選挙について補足説明させていただきます。

今回の参議院議員の補欠選挙でございますが、県知事選挙に伴いまして、県選挙管理委員会から5月18日付で参議院議員補欠選挙を行うべき事由が生じたとの告知がございました。

公職選挙法では、3月16日から9月15日までの間に補欠選挙を行うべき事由が発生したもののについては、10月の第4日曜日に補欠選挙を行うこととされております。5月18日に県選管告示がありましたので、10月の第4日曜日、10月24日に参議院議員の補欠選挙を執行することとなります。

つきましては、今回、その選挙経費を補正予算でお願いするものでございます。

詳細につきましては、追加議案書の11ページが選挙経費になっております。こちらに計上させていただいております選挙事務事業につきましては、さきの県知事選挙とそれぞれ同じ、それぞれの項目について通常の経費を計上させていただいておりますが、13-03、使用料及び賃借料のバス借り上げ料、こちら新たに計上してございます。

このバスの借り上げ料につきましては、当日、投票所から半径2キロ以上にある行政区にお住まいの方に巡回するバスを出すというものでございます。バスを走らせるのは、期日前投票の期間、2日間を想定しております。修善寺地区では藤ヶ平、中伊豆地区では沢口、天城高原、丸野高原、大幡野、天城湯ヶ島地区につきましては持越、土肥につきましては平石地区、こちらそれぞれ4地区で現在、今申し上げた地区を検討しております。詳細につきましては、また実施の段階で詰めていきたいと思っております。2日間で1日2便から4便を今検討してございます。そちらの期日前投票の遠方の方の移動支援ということでバスの借り上げ料を100万円計上してございます。

そのほかにつきましては、通常選挙の執行経費ということで御理解いただきたいと思っております。

なお、財源につきましては、県からの支出金、委託金として全額1,989万円見込んでございます。

選挙につきましては以上です。

○議長（小長谷順二君） 次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 栗山信博君登壇〕

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、私は3款の社会福祉総務費のほうについて補足説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給対象者につきまして、県社会福祉協議会が実施します総合支援資金の再貸付けが終了した世帯及び総合支援資金の再貸付けを

不承認とされた世帯で、収入要件、資産要件、求職活動等の要件を満たした世帯となり、支給額は月額で単身世帯が6万円、2人世帯が8万円、3人以上の世帯に10万円となり、7月からの申請受付を開始いたしまして、最長3か月支給するものです。

こちらの最長というのは、自立支援金の受給中に生活保護を受給した場合や、就労に伴い収入が基準額と住宅扶助費額の合計を超える場合は、支給を中止することとなるためです。

こちらのほうの事業の財源につきましては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金によりまして、10分の10、国のほうから交付がされます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田です。

2点、お伺いさせていただきます。

1点は、補欠選挙のバスの借上げ料の関係なんですけど、非常にいいアイデアだと思いますが、住民を連れてくるのではなくて、バスがむしろ移動投票所ですかね、そういった方法は考えられなかったのかというのが1点と、先ほどの生活困窮者の予想対象者及び周知方法を教えてください。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。

まず、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回は、バスを巡回させて期日前投票所の各支所、修善寺駅までお連れするという手法です。当然、議員おっしゃるように、移動投票所というのももう数年前から検討しております。実際、移動投票所の場合は、現在、パソコンで投票済みかどうかの確認、当日の選挙権の有無の確認をしているんですが、移動投票所ですと市のサーバーに直接つながらないものですから、来た方に対して、こちら本庁のほうに必ず電話で確認するという、そういうセキュリティーというよりも投票権がしっかりあるかないか、投票していないかどうかの確認等、煩雑になります。そのようなことから、今回は移動投票所というよりも、遠方の方には、バスで行くので期日前投票所までそのバスを利用して来てくださいという、そういう手法を、社会実験ではないんですが、まずやってみようということで今回予算のほうを計上させていただきました。

○議長（小長谷順二君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず、対象者でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、再貸付けが終了している方となります。今現在、5月末までに終了している方が4名、その一段階前の延長ということで貸付けを受けている方が11名おります。その方々が対象に

なる可能性がございますので、合計15名になりますけれども、こちらの方たちにはしっかり周知をしたいと思えます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 移動、バス借り上げの件ですが、他の自治体ではやっているのに、何となく伊豆市だけ支障があるみたいに聞こえたんで、伊豆市だけということではないけれども、支障があると聞こえたんですが、他の自治体等の研究はなされたんでしょうかね。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 伊豆の国市なんかはちょっと早く始めて、いろいろ担当者レベルで内容を確認したりしております。ただ、実際に今、私が申したとおり、例えば期日前投票の1週間たって来たときに、その方が本当に投票していないかどうかという確認は、やはりもう電話でやるしかないということとか言っておりました。

市として、本当にこれはもう3年、4年前から実際に移動投票所の可能性については検討しておったわけですが、今回、こういう巡回バスということで対応させていただきたいということで、全く他の自治体を参考にしていないわけではございません。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで三田忠男議員の質問を終わります。

ほかに質問のある議員はいらっしゃいますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第54号について討論、採決を行います。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時38分



再開 午前10時38分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第54号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第2、発議第4号 伊豆市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

三田忠男議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（三田忠男君） 議会運営委員会委員長、三田忠男です。

発議第4号 伊豆市議会基本条例の一部改正について提案理由を述べさせていただきます。

議会運営委員会の議会BCP検討小委員会にて、伊豆市議会業務継続計画の策定検討を行い、このほど伊豆市議会業務継続計画（議会BCP）を策定いたしました。

先駆的に議会BCPを策定した滋賀県大津市議会、その他議会でも、議会基本条例には、災害時の議会対応として行動基準の策定根拠を条文として明記しております。災害時であっても、議会が議事機関としての機能を維持することが求められております。

東日本大震災のときのような新年度予算などの重要議案の専決処分を安易に容認することのないよう、また、災害時に議会は無力・不要との思い込み、議会不要論を是認することのないよう、非常時の議会対応についての規定を議会基本条例に追加、定める必要があるものとして本議案の1条を加えるものです。

以上、議員の皆様の賛同をお願いし、提案理由とさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより発議第4号について討論、採決を行います。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第4号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより発議第4号 伊豆市議会基本条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

### ◎閉会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会での議決された事件の字句及び数字、その他整理に要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、令和3年伊豆市議会6月定例会を閉会いたします。

皆様には長期間、慎重に御審議をいただき、誠にありがとうございました。

閉会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員